

GC117

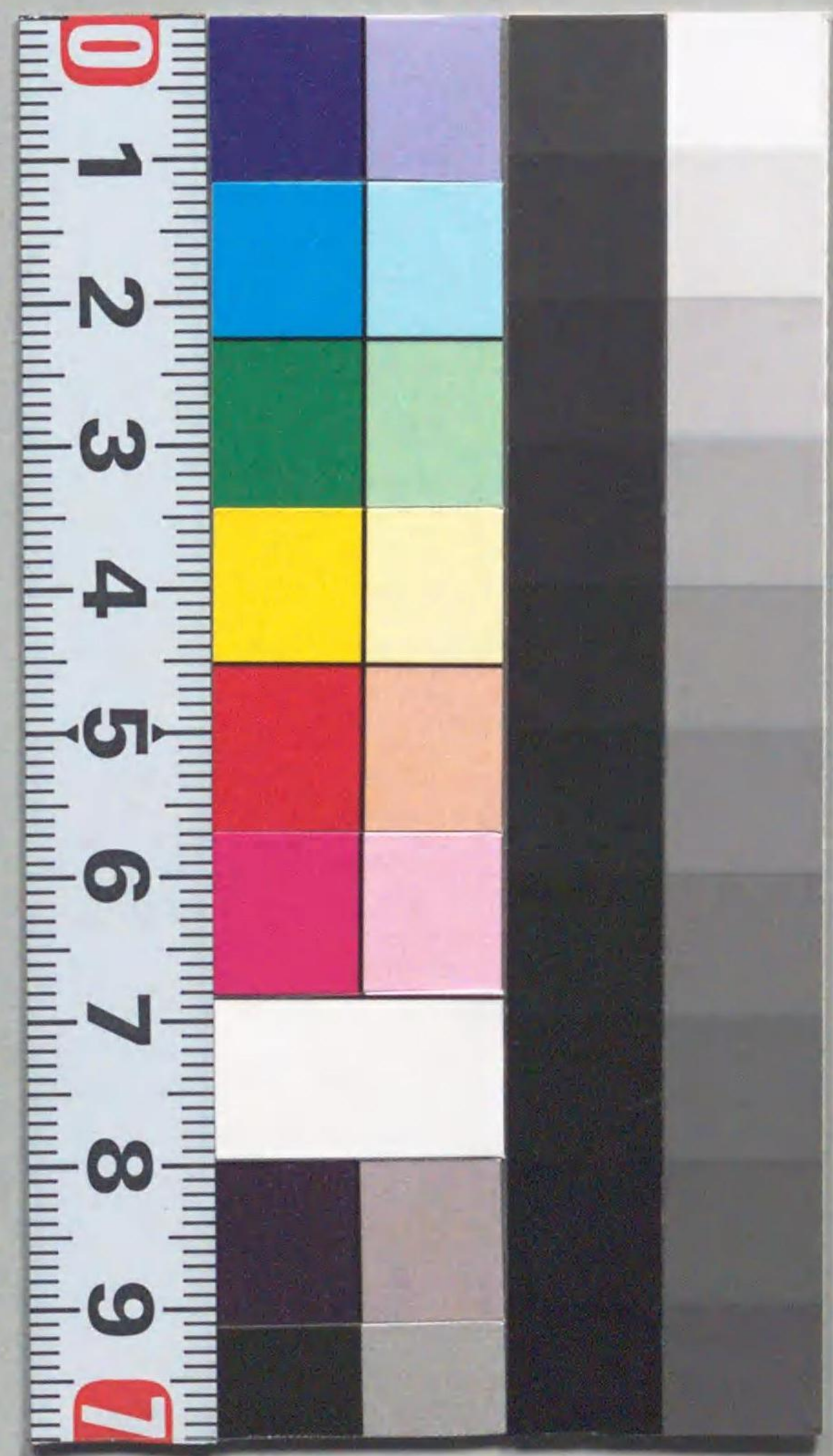
32




00871875

X

複写

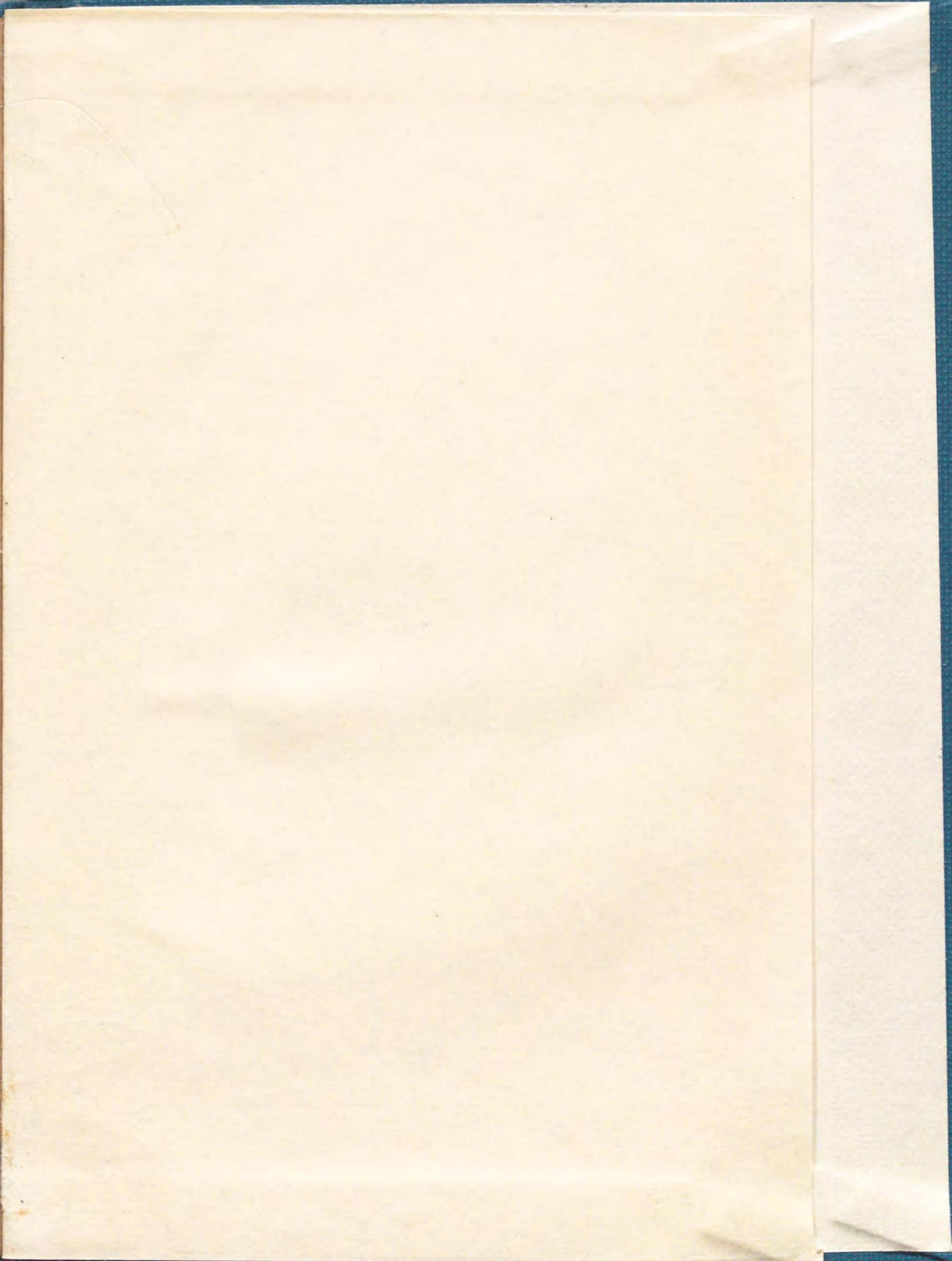




KE 47-30

信濃農民史考

小林郊人著



GC117
32



871875

信濃農民史考 目次

第一篇 信濃の地勢と歴史の特異性……………一

一、溪谷の國信濃……………一

二、持てる上代の信濃と原始農業……………五

三、信濃人の特性……………七

四、暴動が作つた長野縣……………一七

五、初期の長野縣……………二三

六、海外發展の足跡……………二四

七、信濃の産業、附 近代産業概観……………二五

第二篇 義民篇……………三〇

はしがき……………三〇

一、折立長老……………三二

二、多田嘉助と貞享騒動……………三三

三、熊谷作兵衛……………四九

四、小林孫左衛門……………五九

五、助彌と二斗八升騒動……………六三

六、伊賀良の長左衛門……………六六

第三篇 農民騒動篇……………六九

一、慶長の檢地騒動（慶長五年、善光寺千人塚）……………六九

二、遠山百姓一揆（元和二年、下伊那）……………七一

三、芦田騒動（寛文十年、佐久）……………七六

四、田村騒動（寛延三年、松代）……………七六

五、永牢林（千人講騒動）（寶曆十一年、飯田）……………八五

六、寶曆騒動（世ならし騒動）（同、小縣）……………九一

七、天明騒動……………九三

八、天明騒動（天明三年、佐久、小縣）……………九四

九、平賀騒動（同、佐久、松本）……………九五

一〇、文化の不作騒動（文化十年、善光寺）……………九七

一一、紙間屋事件（文化六年、伊那）……………九八

一三、興津騒動（草鞋騒動）（文政六年、高遠）……………一〇三

一四、赤箕騒動（小谷騒動）（文政八年、安曇）……………一〇九

一五、小谷騒動……………（一）……………一〇九

一六、淺野騒動（天保八年、水内）……………一一三

一七、笠松山一揆（嘉永三年、伊那）……………一一五

一八、知久騒動（同、同）……………一二一

一九、南山騒動（安政六年、同）……………一二五

二〇、木曾騒動（慶應二年、木曾）……………一六九

二一、西牧騒動（同、四年、佐久）……………一七五

二二、千曲川以西村民騒動（明治二年、佐久、小縣）……………一七六

二三、二分金騒動（チヤラ金）（同、伊那）……………一八三

二四、同……………一八四

二五、會田同（同、安曇）……………一八九

二六、上田同（同、小縣）……………一九三

二七、午札同（同、松代）……………一九五

二八、松代騒動の側杖……………二〇七

二九、中野同（同、高井、水内）……………二〇八

六、須坂 同 (同)	三二四
三〇、松代藩と各地騒動 (同)	三二五
三、政府顛覆を圖つた飯田事件 (明治十七年 伊那)	三三一
三、秩父 暴徒 (明治十七年 佐久、小縣)	三三三
三、黒田 騒動 (同 飯田)	三三五
三、分縣、移廳騒動 (明治卅三年、長野、松本)	三四六
三、大正米騒動 (大正七年 小縣)	三五三
三、警廢事件 (大正十五年 長野)	三五三
一、年表	三五五
一、資料 (明治初年農民騷擾録より)	三六〇

序文……………早川孝太郎先生
 自序……………

序

農民騷擾を以て農民史とする事には聊か牽強のそしりもあらうが、その生活史上重要な一項を語る點は否み得ない。すべての生活をあげて、威力と権力の前に従順を事として居たかに見られる人々が、一度び風をのぞんで立上ると、かうもあるかと思はれる程の強い反抗性を發揮する。

かつて幕府の郡吏田中丘隅は、「民間省要」の中に農民を評して「元來性僻にしてすさまじきものなり、集る時は能く城を守り、散ずる時は郭を破る、黨を結ぶに及んでは金銀珠玉を顧ずして、身命を顧る事なし」といひ更に「その用ひ様により頼母敷身方ともなり、還て恐ろしき敵ともなる」と嘆息して居る。さうして「多くはその村の長たる者の人によるものなり」とも言つて居るのは含蓄ある言葉である。

小林郊人さんが、永年に亘つて蒐集された史實を前にして、今更に丘隅の眼識の深さを懐ふものが尠くない。それと同時に、一應結論を下されたかに見られる農民騷擾に、新た

な關心を喚ぶものがある。殊に重要な國民食糧の生産擔當者として、農民の生活は一層掘下げて見直さなければならぬ際に、本書が戰災後、出版界にまつ先に齎らされた事は、極めて意義深いものを感じる。

昭和二十一年一月

早川孝太郎

自序

我國を稱して豊葦原瑞穂國といひ、農民を或時は「大御田子等」などと稱することは、即ち我國の農業立國たるを示すものである。されば歴朝最も意を農業に注ぎ給ひ、殖産興業といへば、殆んど農業に限られたかの有様であつた。近世封建の新制成るや、武士を以て國民の最上級に置いたが、これとて僅に少數の特權階級のみに止まり、國民生活の必需品たる衣食の供給者として、農民は工商の上に位して幾分かは優越の地位を占めて來た。近時商工業の發達に伴ひ地位を顛倒して農民は商工の下風に立ち、唯纒に數に於てのみその大を保つに過ぎない時代を招來した。

然るにこの數年來の農業は、過去三千年の歴史を通じて、またいかなる時代の思潮にも超えて實際に國民生活の根本であることが確認せらるる時運に際會し、我建國の大本たる重農政策の眞價を遺憾なく發揮し得たかを思ふのである。

我信濃は、實に宇内に冠絶せる農業國であつて、その農家戸數二十萬戸を超ゆるもの全國中、鹿兒島、新潟、長野の三縣を算するのみで、其の數に於ても三縣殆んど相拮抗し、その全世帶數に對する比率に於ても、鹿兒島、茨城に亞いで是れ又第三位に在る。併かもその生産内容に到つては、信濃は主要食糧作物の殆んど全部に亘る外、時局下唯一の國內纖維資源たる繭に於ては嶄然として頭角を擡んで、實に一國にして全國總生産の一割三分

以上を生産しつゝあるのである。

この意味に於て二百萬縣民は克く郷縣生成の實態を把握して、その職域に全力を傾倒し以て國家の重大難局に奉仕しなくてはならない。

今日國民主食の米のみに就て見るも年産七十萬石を越え、縣民の腹を充たして更に數十萬石の餘剰を他縣に移出し得るに到れるは、畢竟皆是、先人の苦心經營の功に依らざるはない。然るに動もすれば、祖先の努力奮闘の恩賚を思はず、眞摯淳朴、反始報本の敦厚なる農民思想が、利潤追及の巧利思想に禍され、都市と農村の相剋を來し、將來憂慮すべき都鄙の經濟的、社會的、政治的對立を招來する惧なしとしない。勿論都市も農村も謙虛に自省を要すること今日程、喫緊の時はないであらう。

本書は吾々の祖先が、社會の最下層なる奴隸的境遇を如何に克服し、闘ひ來つたかの記録の蒐成に過ぎないが、之れにより聊かなりとも祖先の足跡を偲び、反省以て皇國農民の大道を炳かにすべき資とならば幸である。

本書上梓に關し資料惠贈の各位は勿論、特に序文を給はりし早川孝太郎先生並に助力を辱うしたる信濃毎日新聞社原貴雄、南澤幸勇諸氏に深甚の謝意を表す。

昭和二十一年一月

著者

第一篇 信濃の地勢と歴史の特異性

一、溪谷の國、信濃

昔から海に面してない國の一つで、四面山を環らした天然の一つの地方であることにより、日本の西藏だと云はれてゐる。だが、然らば、西面に山を環らしてその中に平野が張りつめてゐる「たらひ」のやうな地勢かと云へば、さうでもなく勿論相當に廣い平野もある。たとへば、西信濃（安曇、筑摩の平野）や、北信濃（一市六郡）の平野など相當な沖積地帯であり、それに洪積期の縁をつけて、互に一大盆地を形成してゐる、東信濃の平野性も相當なものであり、諏訪郡の「たらひ」型も立派なものである。けれども、此等の景觀も、一步深く切り込んで地形學的に觀察してみると、信濃はその根本に於ては高山と深溪とから成立してゐる一帯の地區に外ならない。殊に信濃の四分の三は、信濃川の上流をなす幾つかの地方の合計であり、それらの地方も、畢竟は溪谷の填充された平野である。千曲川と犀川の合流點以下の平野は、北信濃平野（善光寺平又は川中島平と呼ぶ）であり、又合流點以上の千曲川沿岸が東信濃地方であり、犀川の沿岸は松本平と云はれる平野である。何れも信濃川の上流地方である點

に於ては共通して居る。そして、高山地帯の河川の沿岸にのみ、生活が營まれてゐるので、基本的には溪間の生活である。その三大平野以外の四分の一内外は南信濃地方で、更により狭い溪間生活と云はねばならない。諏訪郡は、景観的には四面環山、その中に湖水を堪へた「たらひ」であるが、その一方の富士見高原が、八ヶ嶽から噴水されたため堰き留められて出来た湖水とすれば、この地方も元の姿は甲斐に向つて開いた溪谷に外ならない。若しそれ伊那二郡と西筑摩に至つては全くの溪谷で、寧ろ伊那谷、木曾谷といつた方が真相の地勢である。

要するに信濃は、今日の通語である高原國といふ言葉は當つてゐない、多くの高山周囲の裾野を見た場合には高原の感じはあるが、信濃人の最大多数の住んでゐる場所からすれば、溪間平野國ともいふべきであらう。そして、その溪も、多くの數から成立してゐるといふことが、また信濃の特異な歴史性を作つて來た。

諏訪は、出雲民族がその最終の運命を託した場所として、古事記にも明記された程の歴史を盛つた概である、そして出雲民族が諏訪神族として更正し、全日本に向つて、出雲民族分布地帯以上に信仰的な分布を行つた光源地であることも、日本史上の一大事實といふべきである。又安曇、筑摩の平野、即ち松本平は、天孫民族の先導を承つてその海運を司り、且又海外の交通をも支配して、大陸文化を日本に輸入してゐた海神族が、後に天皇の内膳職に奉ずるに及んでから、その原料地を求めて東漸し竟に最終

の運命を託して開發した地方として、穂高神社の鎮座は、是亦日本史上に深い意義を秘して居る。そして此の地方は、白鳳期時代には饗都の候補地となつた所でもある。千曲川上流地方の東信濃、殊に小縣郡は信濃國へ天孫文化の光被した最初の土地として此處には、上古以來生島足島神社が鎮座まじし、和田嶺を挟んで、諏訪神社を中心とする諏訪郡との對照をなしてゐる。いふ迄もなく諏訪は、出雲民族の最終的な名残を偲ぶる土地である。小縣郡には今も千二百餘年來傳承の國分寺が存在し、同時に信濃國府の最初の存在地であることも推想出来る地方である。

犀川、千曲川の合流點乃至以下の沿岸平野は、今は北信といふが、平安朝頃から今日まで奥信濃で通つてゐる地方であり、又川中島地方、善光寺平と呼ばれてゐることも前記の通りである、この地方には昔の三韓の一たる高句國の都城であつた、今日の鴨綠江西岸の通溝縣に澤山存在する積石塚古墳がそれ以上に存在する點で、餘りにも古代史色相の明白な處である。こゝには又三國一と稱せられ、古來日本に於ける民間寺院として超越的位置を占める善光寺が存在する。

南信濃の大部分をなす天龍川溪谷は、天龍川を中心として、西に木曾川溪谷があり、更に赤石山麓と共に縦走する青崩峠の一線があつて、木曾、天龍の二川と川の字を形成してゐるが、此の四條の山麓と三線の河川とは仔細に觀察すれば、それ〴〵特異な色相を持つてゐるけれど、大體に於ては共通性を持つた溪谷であつた。殊にその中心の天龍川沿岸は、段丘の發達してゐた關係上、上代の天孫文化の光被

の早かつた地方としては、小縣郡と何れかといはれる位であり、大化の改新あたりから、東山道の官道が、美濃から此の郡に入つて信濃中央部へ進んだことも明白である。高貴的な古墳群の存在も、飯田市附近は信濃に冠絶してゐる。一方又この天龍溪谷の東西に並行してゐる木曾、青崩の二溪谷は、殆ど平地を見ない眞の峽谷である關係から、歴史的な表現も、間歇性を帯んでゐる。此の中、木曾谷の方は、大寶年間から補助官道として開かれたので、此の頃、石器時代から一足飛びに、奈良朝文化に浴した譯ではあるが、何分にも蜀の棧道にたとへられた程の溪谷だから、交通性も極めて微弱であつたらしい。けれどもそのために木曾義仲が隠し養はれるにも適した譯である。

就中、天龍の東側の一線、青崩の線に至つては石器時代からの遠州との交通路だつたことは立證されつゝあるに拘らず、それは平和時代のことであつて世が亂れた時代には、幾多の孤立せる郷土が、その消極的な存在性を保持したに過ぎなかつた。そしてその最も孤立性が發揮された時は、吉野朝時代に、宗良親王が何十年間、この溪谷の天險四塞性を御利用になつて、北越、關東、東北に密令された時代であつた。かやうに數へて來ると、溪間國信濃はいくつかの獨立性を多分に持つた地方の集合體とも見ることが出来るのであつて、現に今日でもそれらの地方々々によつて氣分も異ふことが顯著に認められるものがある。西隣飛驒が、あれだけ少數な人口で獨立した例によると、信濃は尠くとも、飛驒以上の國が、五つは出來得る筈であつた、而もこの五つ以上の違つた地方が、古來信濃一國で今日の長野縣に

まで通して來たといふには、何等かの共通點があつて、違つたものに打勝つて來たからに相違ない。

然らばそれは何か。その最も大きな力としては、大化の頃きめられた信濃國といふものゝ境域が、如何に微弱ながらも、國府によつて情勢的に鎌倉末期まで行政されて來たといふことであらう。その間に何等なく信濃といふものが、其處に住む人たちに印象してしまつて、俗には、國府が有耶無耶になつても、信濃國といふ觀念が、それ〴〵の郷土と共に残つたものであらう。けれども、大化の頃に境域を定められる頃に於て、既に何等かの共通した要素があつたことも否定出來ない。それは信濃がいくつかの異つた地形からの集合體のやうに見えるに拘らず、一國的な歴史性を持つた一つの自然的要件は、上代に於ける山河の幸であつた。

二、持てる國上代の信濃と原始農業

一つの見方からすると信濃國は、河川の上流部のみ集めた國とも見ることが出来る、この河川の上流地方といふ場所は、鮭、鱒その他の魚類の産卵場である、その時節になると、此等の魚類は雌雄共に大群をなして、脊緒の水面へ出現する處までは遡つて來ることは、今日の北海道や樺太ではまだ見うる所であり、カムサツカ地方などの常態である。そして日本内地も昔は同様であつたことは、學術的にも立證されて居る所であり、現に又今日でも僅少なが見ることを得るのである。一方、此の遡河の魚類に

對する人類の態度を見ると、大海は無数の魚類を盛つた大きな極であつても、野蠻人ほど、海の魚を捕り得ないのを原則とする、河川も大きな河川では海と同様に捕へ得ない。自然漁業は、河川の上流にのみ行はれることになり、上流ほど大漁場だと云ふことになる。今日の西比利亞やカムサツカの土人などが、海の魚を捕へ得る迄に能力が進んでゐても、その常食は鮭や鱒であることを見ても、上流地を漁場とした時代が如何に永く、即ちそれが生活の基礎的な慣習にまでなる迄に永かつたかが推想出来る。

この大きな實例は、信濃の上代にも推及し得べきことであつて、澤山の上流地帯の集つた土地である信濃は上代に於ては又澤山の漁場を持つた國であつたことが結論される。その上獵にも適し、草木的食料品にも富んで、人類の自然生活時代には資源に富んだ國、「持てる國」であつたことが後世海神族の入つた誘因をなした。その上も、一つの自然人の生活上の必需品である良好な矢の根石の原料地を持つてゐたことも、信濃の原始的な開發には等閑視出来ない。良好な矢の根の原料地は、和田嶺の黒耀石産地を指すものであつて、未製、既製及び破片として、和田嶺を中心に半径三四十里の圓をなして他の同類項の黒耀石を壓しこの分布を見るといふことは、此の黒耀石が如何に或時代に重要品であつたかを物語る、同時にこの和田嶺に接近してゐる諏訪、小縣、東筑摩、佐久等の各郡の河川上流地帯に、他の地方よりも人口が稠密に分布したであらうことも推測することが出来るのである。そればかりか、この黒耀石を旨し信濃接境の國々からも、常に來往の頻繁であつたことも斷定して差支なく、従つて山國信濃

への四周からの交通路も、放射的に開發集中されたらうことも自然の結果であつた。この交通路の發達と云ふことは次のことをも規定する。即ち金屬器を半ば使用した出雲族や、天孫民族の人種たちも黒耀石の矢の根石を併用したといふ考古學的立證からは此の和田嶺に向つて殺倒したことは是亦想像に餘りある。此等の人達が原始農業を帯同したことは、溪間國信濃の沖積地が、かなり段丘や、湖畔段丘である點から他の通常の平野地方よりも、水田作成に適して居たことを見逃がす筈がないことをも考へねばならない。殊に日本の土地へ、最も早く原始農業を將來して、後には後退民族となつてしまつた所謂出雲民族の如きは、當然この信濃を以て理想的な安住地としたに相違ない。古事記に於ける諏訪神話や、信濃に於ける諏訪那の存在などもその一證として認めることが出来、諏訪神社に對する信仰的な分布なども、全日本的とはいひながら、この國を中心としてゐることが否むべからざる事實である以上、信濃といふ境域の存在の一大要素となつてゐたに違ひない。これが信濃をして上代から存在せしめ長野縣にまで延長せしめた因子の最大なるものであらう。

三、信濃人の特性

一つの國といつても、實はいくつかの地方であり、それに古來山國と見せられてゐたに拘らず、案外に早く開けたといふことは、信濃人に一つの性格を作り上げさせることになつた。信濃人國記は後代の

偽作で、當てにならないけれど、とに角、昔の信濃人にも、今の長野縣人にも、一つの共通した特性がある。それは個人として強梁であり、集團性には脆弱であるといふ一面である、その例は、源義仲の最も短い傳記が最も好く之を代表する。平家物語や源平盛衰記の描き出して居る木曾義仲は、粗野で、魯直で、性急で、強梁であつて、それを滑稽にまで描出してゐる。然し義仲も信濃の木曾で、鹽を食はないで育つた程だから當然信濃人化してゐたと考へられ、義仲を通じて寧ろ當時の信濃人の眞面目を窺知し得るやうな心地もされる。

義仲を擁立した信濃人は、概ね牧人であつた。彼等は以仁王の令旨一本で興奮し、直ちに起つて感後、出羽の聯合軍を撃破し、更に平家の中央派遣の聯合の大軍をも蹴散らして、一路邁進して入京した。けれども間もなく中國で平家の反撃を喰ひ、次に鎌倉軍の一撃に粉碎されて、栗津原頭に飛散してしまつた。誠に以て果敢ない終りではあるが、此の點は、信濃の戦史を支配して徹底してゐるやうである。個人としては強いが、集團的粘りが極めて微弱である。而もその一面には、直ちに集團的な行動を起し始る素質のあることも、一見矛盾のやうに見えても、仔細に考へて見ると、當然の特性といふべきであらう、徳川時代信濃史が之を證してゐる。徳川史を語る者は、幕府の政策として信州には大きな大名を置かなかつたといつて居る、その理由は、山河の峻に據つて叛かるゝ場合を恐れてと云ふ。それも一と通りの觀察ではある。何となれば、武を以ては天下無敵を誇つた徳川氏も、上田城では二回とも、取

るに足らない寡兵のために武を潰されたことがあるからである。渺たる平坦な上田城を以てしても然りであるから信濃武士が舉國一致して反抗した時には、天下の大兵を以てしても鎮定の容易でないことは、尠くとも家康や本多正信は想像したであらう。その後に至つても、徳川幕府はその故策を實行した、第一に眞田氏が上田城に居るを禁物として之を松代に移封し、城池を修繕した石川氏の封邑を奮つてしまつた、信州の城で石壘を完全に著け得た城は殆ど無かつた、そして十二郡を十藩内外に分ち、その間に直領地を點綴して、三百年間を統治したのである。然らば、それで果して三百年間は天下泰平であり得ただらうか。

處が幕府の政策は正に的中して、大名では一人も幕府へ弓をひくやうな者は出来なかつた、けれども幕府の扼憂は是亦的中の形であつたといふのは、何處の藩も殆ど一揆騒ぎのない處がなかつたといふ史實の存在を見たからである。

下總佐倉の城主堀田家に暴政があつたといふので、百姓宗五郎が幕府に自訴した事件は、佐倉義民傳として世に名高い。しかし信濃に於ける限りは大同小異の事柄は、何十件といふ程あるのであつて義民も相當あつたがその代表的のものを別掲した。それも一藩に一回位宛ではなくて、大抵は一揆に三期あり、どの藩も大なり小なりその勃發を免れ得なかつたやうである。此の點も他縣とは頗る歴史的色彩を異にしてゐる、そしてその時期といふのも、第一期は寛文頃から元祿頃迄、第二期は元文明和の頃ほ

ひ、第三期は維新前後であるが、長野懸の如きも全くその一揆の中から生れたと云つても差支へないのは如何にも歴史上の奇觀で、徳川家康の眼識が高かつたのであつたらうか。

近代人では佐久間象山が信州人の特質を代表するであらう。幕末當時、早くも日本の開國を唱へ、幕府の迫害をも怖れず敢然として主張したので、世間からは誤解されて遂には京都に於て兇刃に倒るゝに至つたが、吉田松陰以下の志士がその思想を承け繼いで維新の大業は完成するに至つた。その一生にみる不羈獨立の強い性格と、ものゝ考へ方も常に世間より一步先んじてゐたのである、この長短は矢張り信州人に承け繼がれて遂には「信州人と遣り過ぎ」となり近き過去の鐵山永田將軍、古くは天保改革の後藤三右衛門、又大小輕重はあつても中村背水、岩下清周、渡邊千秋、小川平吉等々同類型の人材が多いことを思はせられるのである。

「ふとん着て寝たる姿や東山」といふやうな、丸味と温味のない信州の千山萬岳、高く澄んだ空氣、白皚々の雪と寒冷、これらの大自然は何千年の間、信州人に影響して、どつ／＼な個性の強い性格をつくりあげてしまつた。太平洋沿岸の地方を、フランス、イタリーなどの南歐に比すれば、信州はソビエツトやスカンヂナビヤなどの北歐である、山と山とに妥協性がないやうに、人と人との間に協調性を欠いて、山が徹底的に自我性を發揮するやうに、信州人は自我が強い。

四、暴動が作つた長野縣

慶應三年十月十四日、徳川氏が政權を奉還し、同十二月九日王政復古の政令が發せられ、慶應四年九月明治と改元せられたが、之よりさき幕領を八府二十一縣に分ち諸侯領は之を縣と名づけた、所謂地方三治と云ふ譯であつた、當時の信濃の諸侯は、松本(戸田)小諸(牧野)上田(松平)松代(眞田)飯山(本多)高島(諏訪)高遠(内藤)飯田(堀)須坂(堀)岩村田(内藤)田口(大給)の諸氏であり外に伊那縣が、三河、信濃の直領地、その長さ百十三里を飛び／＼に細長く支配した、それは明治改元一ヶ月前のことであるが、その時、百十三里の斷續の統治が餘り長過ぎるといふので下高井郡中野町へ中野支局を、埴科郡中之條村に中之條支局を設置し、北及び東信濃の六郡を分管せしめることとなつた。そして此の時の中野局には、後年の渡邊國武氏が當時は小池姓を以て支配してゐた、後には伊那縣支局では都合のよくないことがあつたので同三年九月には中野支局が獨立して中野縣となり、北信四郡、東信二郡(徳川直領)を支配した、當時の大參事(知事代)が高石和道、權大屬が大塚清徳を中心として組織され、十月には村であつた中野が町と稱されて大に陣容を張るに至つたが、その十月管下に暴動が起り、それを動機に中野縣が消滅して長野縣の誕生を見たのである、その暴動一揆は別叙しあるが、當時一般に暴動流行であつて、明治二年八月頃、先づ上田藩下に蜂起し、續て東筑摩郡會田村を中

心に勃發し越えて三年には、前記中之條局管下にも不穩な形勢が涌き上り、遂に信濃の最大藩松代も亦その管下一揆の襲ふ所となつたのである。續て十二月八日には、須坂藩も民衆の大勢に屈服するに至り、最終が中野騒動となつたのである。十二月十九日に起り中野町を焼き、大屬大塚清徳を殺し、管内各村を劫掠し、廿一日に至つて漸く鎮定した、中央朝廷よりも民部權大丞林友幸などが出張し、又出兵もあつて假廳舎を營造し、再度中野縣の陣容を建直したが、この暴動が動機となり、中野町が管轄諸郡の北に僻在することが中央の吏員たちに感得せられ、且又その當時は既に廢藩置縣の内議の進捗中であつたこととて、人心を新にする必要もあつて、中野縣を長野村に移し、善光寺町を長野町と改稱すると同時に、縣名をも長野縣と改めることになつた。それは暴動の暮を越して翌四年六月廿二日のことであつた。但しこの時の長野縣の管轄は、中野縣の範圍をその儘踏襲したものであつたが、翌七月十四日附で、諸侯の縣松代、須坂、飯山、上田、小諸、岩村田、田口等の各縣が建置されたけれど、十一月に至り、之等の諸縣が皆廢せられて長野縣に併合したので、此處に初めて北信、東信の全部を支配する長野縣が成立した譯である。初め中野縣が長野村に移されんとした當時から、中野町も長野村も共にその縣衙所在地になるのを喜ばなかつた、それは近い過去の暴動に懲りてゐたからである。長野村の隣接地たる善光寺町も、現に松代騒動の餘波を飽喫してゐた、従つて長野村いひかへると、善光寺を中心の善光寺町も反對の氣分が旺盛であつた。けれども此處の町人は概ね門前町の常として、無氣力であつたか

ら、縣廳を押しつけられてしまつたのである。今日からみると不可解な世相ではあるが、松代町も今日の所謂運動をすれば當然縣廳は同町に行つたものを、之亦縣衙の來るを迷惑とした結果、長野は當時からすると貧乏籤を抽いたものであつた。そして一樣に恐るゝ所は官衙を嫌つた譯でなく、その伴ふ暴動を恐れたからに外ならない。よつて一面から見れば、暴動が長野縣を作つた所以でもある。

五、初期の長野縣

長野縣の語源をなした長野の地名は、今日も長野市中の小地名として存在して居り、昔の長野村の名残である、今日の師範學校敷地などはその一部で、善光寺町の所在地も或は古代には、長野の一部分であつたかと思はれる、兎に角十町歩内外の地名が、信濃全國を支配する縣名になつた譯である。今日の長野市は、徳川時代の善光寺町、西長野、腰、妻科、權堂、箱清水、その他の村々の集合に外ならない。明治四年十一月から北信、東信六郡の縣廳となつたのであつた。當時は安曇、筑摩、諏訪、伊那は同年同月から舊松本城内に筑摩縣が置かれ、更に飛騨一國を管したのであつた。處が縣衙の火災により九年八月廿二日附を以て筑摩縣が廢せられ、飛騨が岐阜縣に附せられ、信濃一國を長野縣に併合された次第であつて爾來星霜七十年、これが長野縣の年齢である。

六、海外發展の足跡

海に面せぬ山國信州人が、本邦海外發展の先驅をなして來た歴史の示す事實は何を物語るものだらうか、南米、南洋等酷暑の地に、或は北滿、北海道等の寒冷地にと良く移住定着し、それが如何なる環境の國であらうが、きつとその障害を克服し所志を貫徹してゐる信州人には不能失敗と言、歴史が見受けられず「吾が辭書に不能の字なし」と喝破、アルプスの險を突破したナポレオンの鐵の如き意志と思ひ合せ、微笑しいものがある。由來信州は耕地面積狹隘にして、天然資源に乏しい結果、教育界先驅者による海外移民思想の普及宣傳は、積極進取の氣象に富む縣民性に敏感に響き、海外雄飛に拍車を掛け、頼母しい發展を見るに至つたものである。

信濃海外協會調査（昭和十年末）になる海外在留縣人は一萬七千餘、その後滿州のみでも農民移民、義勇軍を併せ約六千名に上り、支那大陸、南洋その他を加ふるに於ては遙に三萬人を突破するであらうと言はれて居る。

信州人の海外發展は何時頃から始つたか、古文書によると、孝徳天皇の御代（紀元一、三〇八）「蝦夷に備へ、信濃の民を選び初めて出羽の國（山形、秋田）に細戸（武装移民）を置く」とある。之が本邦移民史の第一頁を飾るものであり、日本上古の武装移民は信州人を根幹として活動した事實を明記し

て居る、信州人の行く處必ず諏訪神社の奉遷があり、現在尙山形、秋田兩縣には多數の諏訪神社が祀られて居り、この間の事情を立證してゐる。それからすつと下つて、佛教の發展につれ、信州からは著名な高僧名僧出で、鎌倉時代には法燈國師覺心（東筑摩郡神林村出身）が支那大陸（宋の國）に信州人として初の足跡を印し、建長六年歸朝、續いて南北朝時代にかけて、北山妙在師ら十數名の縣出身僧侶が相次いで渡支（元の國）して信州健兒の面目を發揮し、豊臣時代に入つては小笠原諸島を發見し東洋のコンブスと言はれた太平洋に進出した邦人最初の偉勳者小笠原貞頼は松本深志の城主で、海への挑戦に凱歌を奏し佛領印度支那に巨萬の富を積んだ伊勢の角屋七郎兵衛の祖先は信州人であり、江戸時代では北海道開拓史に輝く間宮林藏、近藤重藏らに伍しその踏査經營の責任者として活躍した松平忠明は更級郡鹽崎村の産、そしてその孫忠厚は兄忠禮と共に明治五年北米に留學し、兄の歸朝後も踏み止つて單身活躍、米國婦人を妻に迎へて、その子欽次郎は亡父の遺志をついで烈々の氣魄を以て奮闘、ワシントン有数の大會社重役となり、後エドモンド市長に當選、日本人系市長として快腕を揮ふなど、信州出身海外發展者は何處に於ても萬丈の氣を吐いてゐる。

七、信濃の産業

信濃の農業は、出雲族が創始したらうことは既に記したが、それ以後の資料はない。延喜式になつて

漸く記録されてゐるのでそれにより當時の信濃の産業を見ると、醍醐天皇の御代に出来た和名抄に、信濃の田地は三万九千八百八反とあり、平安朝末期の伊呂波類抄には四万五千六百五十六町である。平安時代の信濃は僻陬に残つてゐた蝦夷なども漸次歸順し、土地も次第に開墾されたことが想像出来る。近世の太閤の檢地に於ける信州の石高は五十四万八千六百石であり、天保年度の御國高調では、七十六万七千余石となつてゐる。そこで和名抄の田地面積をもとにして、一町歩の收量を主税式の定めに従つて推定すれば、主税式では田品を上、中、下、下下の四等に分ち、一町歩につき上田二十五斛、中田二十斛、下田十五斛下々田七斛五斗と規定してゐる。當時の一升は大體現在の五合八勺四四（横山由清氏説）に當るので一町歩で八石七斗六升六合、之に上述の町數を乗すると廿七万九千四百四十六石余となる。一町歩の基礎收量の中、下田の中間として十七石五斗とすれば三十一万五千五百三十七石弱となり、大體三十万石と見てよいであらう。

尙之を別な方面から見ると、延喜主税式の諸國出舉正税公廩雜稻の所に「信濃國、正税公廩各卅五萬束、國分寺料四萬束、興福寺料四萬束、文珠會料二千束、修理池溝料三萬束、救急料八萬束、俘囚料三千束」とある。この合計八十九萬五千束は輸租田の租（一段の獲稻五十束中一束五把）の外に輸地子田の租（一段の獲稻五十束中十束）や、其の他のものを含むので、之から直ちに反別や産米高を推定出来ない、しかし輸池子田は全體から見ると極めて一小部分であり、且つこの外に不輸租田もあるから、大つかみに八十九萬五千束を全部輸租田

の租と見てもよいであらう、但しこの租稻は標準額で、實際官へ納まるものはこの七割でよいことになつてゐた。標準額を定めながら七割引にしたのは、所によつて冷害や旱害があつたり、田によつては一年おきに作るものもあつたので帳面の表と一致しなかつたからである。信濃國一年の租稻は七割の六十二萬六千五百束となり、左記の如く信濃國は十番目になる（陸奥を除く）

常陸	各五十萬束	正税公廩	和名抄による田面積
播磨	各四十四萬束		四萬九千二百町
武藏	各四十萬束		二萬四千四百町
上總	同		三萬五千五百七十四町
下總	同		二萬二千八百四十六町
近江	同		二百六千四百三十二町
越前	同		三萬三千四百二町
肥後	同		一萬二千六十六町
備後	各三十八萬束		二万三千五百餘町
信濃	各三十五萬束		一萬三千百八十五町
			三萬九百八町

信濃と同位のものに讃岐があるが、他は皆以下である。越後の各三十三萬石、尾張の各二十萬石などは今から見ると不思議であるが當時未だ開けてゐなかつたと思はれる。又この正税公廩額と和名抄の田面

積とを比べて見ると田面積の多い所は租額も多いが必ずしも比例はしてゐない。田に上下であるからである。播磨、上總、下總、越前等は面積の割合よりは租額が多い、信濃は面積の割合に少い方である。しかし租の總額では十位であるから當時としては相當開拓された國であつたのである。

米作について大きなものは牧畜である。所謂御牧は全國で三十二牧中、甲斐三、武藏四、上野九、残り十六は信濃である。貢馬數から云ふと甲斐六十、武藏上野各五十で信濃は八十である。この御牧の外にも兵馬司の管轄であつた馬牛牧三十九が十九ヶ國にわたつて散在するが一國として十六以上の牧場をもち八十以上の貢馬を出してゐる所はない。貢馬は四歳以上の良いものを調良して上るので、その他のものの中から驛傳馬や軍團の馬を出し或は馬は賣却しその代を正税に混入することになつてゐた。だから年々の貢馬數の何倍かの馬を年々仕立てたのであるが、その全體の數字は判明せんが鬼に角日本第一の馬の國であつたことは事實で、尙馬と共に牛をも飼育してゐたことは貢蘇によつて知られる。蘇は牛羊の乳を煎煉してつくつた酪の類で、これを精製した濃厚な液が所謂醍醐である。民部式に諸國から蘇を献ずる番次が定められて居り信濃は卯及酉年に蘇十三壺を献上することになつてゐる。

次に民部式年料別貢雜物中に零羊六貝、同民部式交易雜物中に鹿皮九十張、洗皮十五枚、圓長猪脂一斗、主計式の調の中、中男作物として脂膏、脯、鷄腊、鮭楚割、水頭、背腸、鮭子等が他の物と一緒に挙げられてゐる、この中終りの方の四つは何れも川のものであるが他は何れも山の獲物である、

鮭楚割は鮭を割いて鹽干にしたもの、水頭はその頭蓋骨を干したもの、背腸は背骨に附着してゐる血液をしほからにしたもの、鮭子はスヂコ皆鮭の加工品である。當時まだ信州の各河川には澤山の鮭が居つたと見えて鮭はかなり重要な物産になつてゐたらしい。内膳式にのせられてゐる諸國から供御として贊殿に納めるものの中にもこの鮭楚割が見えてゐる。獵の産物として目につくのは鹿の皮である。隣の上野、三河なども多い方で六十張を出してゐるが、信濃の九十張には遠く及ばない。猪膏が各所にあつてゐる所を見ると當時鹿猪が随分多かつたことが思はれる。尤も作物を荒す猪を防ぐため猪垣をつくつてゐたのはそんなに古いことではないのを見るとこの時代のことは想像以上のものであつたかもしれない。零羊は天然紀念物になつて捕獲を禁じられてゐるが、これも當時は澤山居つたことと思はれる。脯はホンジで薄くさいた乾肉であるが、上の一字が缺けてゐるものと思はれる。鷄は雉で鷄腊は雉の肉を干したものである。以上のやうなものが貢物であつた所を見ると日常生活には漁獵によつてかなり豊に賄はれてゐたことがわかる。現在の長野縣民の蛋白質食料は大部分海の漁獲にまつてゐるが昔は案外豊に自給出来てゐたのである。

次は衣料であるが、昔の衣服原料の大宗は麻で殻(楮)葛綿等がこれにつき、別に生絲があつた、木綿は一度延暦十八年に參河に漂着した天竺人によつて傳へられたのであつたがこれは發展を見ずに中絶してしまつた。従つて木綿織物の出来るやうになつたのは南蠻人渡來以後のことである。だから當時布

と稱されたの法麻紵や葛編等で織られたものを云つたので、今の絹織物に當るものはそれ／＼特殊な名で呼んでゐた。大化政新の際に調として絹、カトリ、アシキ、シキ等が見えてゐるが、カトリは堅織即ち絲の細い織物で、シキは又フトギヌとも呼んでゐるやうに太い絲の織物である、延喜式の頃になると絹織物、非常に進んで夫々特殊の名前がついてゐる。しかし地方一般民衆の衣服は勿論目の荒い麻が中心であつた。民部式の交易雜物の信濃國の所に商布六千四百五十反、布一千五百端とある。交易雜物と云ふのは正税を以つて交易して中央へ納めるものを示したので、その地方の物産を示してゐる。商布は庸調として納めることの出来ないもので一反の長さは二丈六尺である、之は勿論麻織物であるが五千反以上出すやうに指定されてゐる國は相模、武藏、上總、下總、常陸、上野、下野と信濃だけで當時麻の本場であつた常陸は商布一萬反をこしてゐるが信濃はこれらについて麻の産地であつたのである。殼の皮の外皮を去つたものは所謂木綿コで榊木などにとり垂タでたものであるが、これや櫛の皮で織つたのが太布である。延喜式の中には所々に信濃布と云ふのが出てゐるが、これは特に地名を負はせて呼んでゐる所を見ると他の地方の布とは違つたもので、恐らく編で織つたものだらうと云はれてゐる。内匠寮式の革管製造の材料として貼料信濃調布四端二丈五尺とあげられてゐるが、擧げられてゐる他の材料と見合せるとこの布は革管の裏ばりの用布と思はれる。思ふに裏ばりに適當な丈夫な強張つたものであつたらしい。蠶は古く信州でも飼つてゐたが今のやうに他より抜け出したものではなかつた。信州から養蠶關係の調を上るやう

になつたのは大化から七十年許り後の養老元年からで當時はまだ進んだ絹は出來ず紵であつた。延喜の主計式に絲を貢する國を、上絲の國、中絲の國、鹿絲の國と分けてゐるが、信濃は常總上野下野など共に鹿絲の國に指定されてゐる、まだ麻や櫛の中心の國であつたのである。

この延喜式にのつてゐる信州關係の物産は果物である、宮内式の諸國例貢御費の所に、梨子、干棗、姫胡桃子があり、内膳式の諸國より貢上して贄殿へ納めるものに矢張り梨子干棗姫胡桃子とあり、その荷數及内容の數量まで規定されて居る。これを見るとこの果物は依然として今も大切な産物である。梨子は今苹果ほどでないが、苹果と共に信州の名産となるであらう。苹果は近年西洋種がはいつて盛になつたので昔の梨の引つゞきと見るべきであらう。胡桃は近來になつて再び大に注目されて來た、棗はもと藥種にも使用されたのであつたが、之れだけは今は昔のやうに珍重されないやうである。思ふに産業はいつになつても風土からはなれることは出來ぬもので、その風土にかなつたものは姿は變つてもきつと榮えて來る。蜂蜜なども現在信州は盛な所であるが、内藏寮の所に諸國進むる所の蜜、蘇として甲斐、相模、信濃、能登、越中、備前、備後をあげてゐるが、信濃と備後が多い方になつてゐる。

この外信州の土産としてあげられてゐるものに種々の藥種原料がある、これは諸國から毎年貢調使に附しつゝ典藥寮に送るものであるが、信濃國からは左の十七種を貢することになつてゐる。

黄連（かくまくさ、かりまくさ）十斤

- 細辛(ひきのひたいくさ、みらねくま) 三十五斤
- 白朮(おけら) 二十六斤九兩
- 藍漆(やまあゐ) 五斤
- 大黃(おほし) 三十斤
- 女青(かはねくさ) 六斤
- 蘭茹(ねあざみ) 卅七斤
- 干地黄(ほしちわら) 一斗四升
- 附子(ぶし、とりかぶと) 三斗
- 蜀椒(なるはじかみ) 一斗六升
- 石硫黃 三斗八升
- 熊膽 九具
- 鹿茸(かのわかつゆ) 十具
- 枸杞(くこ) 廿斤
- 杏仁(あんじ) 六斗
- 大棗 大一斛

これで見ると前に出でるた棗と杏仁と硫黄とか目につく杏仁は今も本縣から澤山出るがこの時代から相澤山出でる、硫黄は現在も信州の地下資源として初めに指を折られる方であるが、當時も石硫黄の指折りの産地であつた、次に藥草ではないが染料として紫草を二千八百斤上ることになつてゐる。これ

に翻模、武藏、常陸などと共にその主産地であつた。尙染料としては紅花がある。これは分量は定められてゐないが相當出來たものと思はれる。(註、土屋彌太郎氏の中古信濃の産業)

近代の産業概観

産業の源泉なる土地の分布状況は、御料林一六九、二七八町歩、官有地五二四、五九二町歩を除き民有地は六八三、九三二町歩(内有租地六二二、〇二二町、無税地四九、六一八町、年期地二三、二九三町)で有租地の内譯は

	面積	賃賃價格
田	七七、一九七町	二〇、九七一、五八六圓
畑	一〇〇、八一二	一一、二〇七、三六二
宅地	一三、四九一	九、五〇〇、二〇二
山林	二四七、九七四	一、〇〇一、一八〇
原野	一七六、七三九	三七三、三五九
池沼	八三	一、九四六
牧場	四、五一一	一、九〇七
鑛泉地	一	四一、九三七
雜種地	二二四	一一、一九九
計	六二二、〇二二	四三、二二〇、六七八

世間往々地形上極端な山地國の如く早計する向もあるが總面積が大である關係上、その耕地絶對面積は我國府縣中第五位を克ち得てゐる、而してこゝに培はれる産業の姿は生産力を見れば最も手近に明かにする事が出来る。即ち昭和十三年の生産總額は三億千五百萬圓を突破して居り、前年に比し五分九厘に當る千七百萬圓を増收して居る蠶絲業の好況によるものであり十四年は買當り十五圓の繭相場に最近十ヶ年間の記録を作つた、一戸當り生産額は九百五十七圓で前年比五十三圓増、又一人當りは百八十四圓で十圓の増收であつた。生産内譯は

農 産	七〇、一九九、〇〇〇圓
蠶 繭 絲	一六六、八三四、〇〇〇
工 産	五〇、三九二、〇〇〇
林 産	一六、五五六、〇〇〇
そ の 他	二一、〇七七、〇〇〇
計	三二五、〇一八、〇〇〇

で、蠶絲業がその大宗をなして居り、縣の生命線である、全國に冠たる信州の蠶絲業は、地理的環境が然らしめたもので、古文献によれば雄略天皇の頃から現はれて居り、安政六年井伊大老が外國と貿易を許してからは一躍製絲家が勃興し、諏訪盆地に著しい發達を見、これと相前後して養蠶業が普及し、明治以前早くも信州の蠶種は全國的に進出してゐた、かくの如く信州の蠶絲業は古き歴史に輝き、その自

然的環境から言つても將又農業經營形態から言つても、縣民生活から切つても切れぬ存在となつてゐるのである。

生絲の産額は全國の總産額の三分の一を占めて居り十三年の生産額は一億二千六百萬圓に上つて居る。

農家戸數は二十萬九千七百二十五戸、總戸數の六割強に當り耕地面積は絶對面積は廣いが、農家が多いため一戸當りは八段三畝 田三段五畝、畑四段八畝)で十町九歩の全國平均に比すると情ない程狭少である、然し千曲川、犀川、天龍川等諸川沿岸の土地は肥沃でその發達見るべきものあり、近時果樹栽培と高原蔬菜の栽培は全國的に著名となりつゝある。農蠶總額七千九百萬圓は生産總額(十三年)の一割六分に當りその主なるものは米麥、食用及び園藝農蠶物、工藝農産物、果實、綠肥作物等である。

果樹栽培の發達は近時めざましいものがあり、信州林檎は全國の市場に現れ、和梨の原産地は信濃國と言はれるだけあつて梨の産額も多く、ぶどう、柿、桃、杏、榲桲と十三年度總計から拾つて見ても果實の生産は二百萬圓を遙かに突破してゐる豪勢さである。

大麻は上水内、北安曇地方を主産地として約一千町歩に亘つて栽培され、栃木縣に次ぐ全國第二位の生産縣である、疊糸原料 織物原料としての利用から軍需品として缺く可らざる存在であつた、この外花卉、蔬菜、藥用人參、信濃蕎麥など著名のものが多し。

林業は總面積の八割五分を占める山林原野は六十六萬九千七百二十七町歩で、所有別は公有林三四九、四〇四、社寺有林八、五八〇、私有林三二一、七四二である。

この外無立木地十二萬町歩、保安林八萬町歩、洪水時の被害が多いため縣では一億圓に上る治山、治水計畫を樹立し十五年度からその緒につく事になつてゐる。林産物は千六百萬圓に及んで居り、主なるものは用材七百萬圓、薪炭材百萬圓、副産物六百萬圓である。

畜産、家畜の主なるものは馬及豚、兎で、山羊と牛がこれに次ぎ、最近では綿羊、狸、狐などの飼育が普及し何れも全国的に高位を占めてゐる。

家兎、南北佐久、小縣、上下伊那、東筑摩、上水内の各郡を主産地として飼育戸數十二萬戸頭數五十万頭を突破してゐる、兎毛皮の良さは日本一で、年々三、四十万枚を中央へ移出し氣を吐いてゐる。

綿羊は氣候、地勢の關係から飼育に適し、飼育數は急激に増加し現在四千頭を數へてゐる。養鶏、飼育戸數六万五千、成禽七十万羽、雛五十四万羽、一ヶ年産卵は約一億個、この販賣金額は三百萬圓、小縣、東筑摩、更級が主産地である。

蜂蜜、優良なる蜜源と高燥なる土地、乾燥せる氣候とは濃厚で香味豊かな蜜を生産する。東筑摩、安曇、上下伊那、上水内を主産地とし年産七万貫に上り、關東關西へ販賣されてゐる。

馬と牛、天馬、畜産國や古來信濃産馬を以て知られてゐる信濃、馬は家畜中で最も古いものである。

本曾馬、佐久馬が有名で、馬事改良施設も普及してゐる、牛も年々その數を増し飼育戸數五千餘、頭數も八千餘頭に上つてゐる。

水産業、海に面せぬので淡水漁業の發達は必然的である、佐久平と下伊那北部に養鯉業が發達し、諏訪湖の漁業又股賑を極め、縣内を南北に貫流する四大川は夫々漁業上の特徴を現し、孵化放流魚は海産物に恵まれぬ縣民の食糧を賑してゐる、水産物は年産百萬圓、鯉が第一位で七十萬圓、鱒、鮭、鮎、鰻などがこれに次いでゐるがこれら養殖場は三万七千を數へ面積七百三十万坪である。

工業、全國に冠たる製絲業に亞ぎでは天恵を利用する水力電氣事業があり、その他工産物として主なるものは酒、菓子、醬油、寒天、織物等で年産二十萬圓以上のものは次の如く三十を數へてゐる。

清酒	八、八一五、二五二	凍豆腐	一、二〇三、三七四
菓子	五、三五七、三六三	肥料	一、二〇三、三七四
寒天	四、三〇八、九五七	漆器	七五三、三五五
生皮	三、一六三、四九二	染物	五三二、七〇六
醬油	二、八〇九、一四六	麵類	五三一、七三九
木製品	二、六四五、〇二六	足袋	五〇五、〇七六
味噌	一、八六七、二二二	疊絲	五〇二、七八九
織物	二、四八八、九三三	和紙	四六三、三八四

油類	四三九、五五一	罐詰	二六五、八一五
菓製品	三九三、五八三	タドン煉炭	二五二、二九三
農具	三二二、五二五	元結	二二七、一四九
水引	三二二、二四五	鉛	二二七、一九七
双物	三一、九三九	メリヤス製品	二一五、一四二
瓦	三〇七、八四七	竹製品	二〇六、四七六
皮革類	三〇四、四〇〇		

二八

酒、土地高燥で気温低く、空氣乾燥するを以て長期の酒造に適するのみならず、貯藏にあつては火持よく恰も一大冷蔵庫の感あり、斯業にとつて極めて天恵の地なる故、酒造國として全國にその名をなしてゐる。醸造は約二十万石に及び、業者は二百名に近いが然し統制時代に入つから順次減少の一途を辿つて居る。

寒天、生絲に次く重要貿易品が本縣の特産である、諏訪を主として産し、年額五百万に近い數字を示してゐる、一方在來の工業とは別個に近時各種軍需工業の勃興著しく又大規模の紡績工場が各地に設置され躍進めざましきものがあるため信州工業の前途に希望多き示唆を與へてゐる。

養蠶王國の面目を全國との比較すれば（昭和十三年）

	長野縣	全國	比較歩合
養蠶戸數	一四三、三九四	一、六九七、二二三	八、四五
掃立枚數	五、五一三、〇一七五	一一八、〇七一、四二五	一一、一一
産繭額	八、七一五、四二七貫	七五、二四三、六四七	一一、五七
價額	四、五四六、一一四圓	三四五、九六五、三二九	一一、七一
一戸當收繭	六〇、七七〇匁	四四、三〇〇	
一戸當收入	二八三圓	二〇四圓	
蠶種一瓦當收繭	五〇九匁	五九六匁	
農家戸數に對する養蠶戸數割合	六九、九二	三二、五六	
桑園面積	六五、五八一、五四九	五四九、二三八	
一段當收繭	二、二六二〇匁	一、五二二〇匁	

太平洋
 (註) 滿洲事變、支那事變及び露蘇戰爭に依る統制經濟に入り著しく變貌を示したが茲には省略する。

第二篇 義民篇

はしがき

封建時代に於ける庶民の自主的要求は常に百姓一揆の形に於て表現された、詩聖シルレルの情熱的麗筆によつて描寫されたウキルヘルム・テルを引き出すまでもなく、洋の東西を問はず封建的領主制度が存在するかぎりこの闘争形式は常に深刻に繰り返へされたのであつた。只庶民の民衆の自主への覺醒は封建制度の確立、領主と百姓、搾取者と被搾取者との階級對立が明確されて初めて可能なのであつてそれ以前の非人間的奴隸制度下に於ては夢想だもされなかつた。わが國の封建制度は鎌倉幕府にその萌芽を見るときは云へ、その確立は建武中興以後のことに屬し、従つて足利幕府に於て初めて開花したのである。それ以前はマルタスの所謂東洋的奴隸制度である。君萬民の、大家族制度のもとに長生したと云はれる日本歴史も結局は天孫民族―大和民族―による田雲民族、熊襲族、蝦夷族その他の征服と壓制の歴史であり征服者天孫民族は壓制者として君臨し、被征服者は奴隸としてその生殺與奪の權を支配者に委ね、その人間性を否認されてゐた。奴隸制度が最も華やかに開花した奈良朝を謳つたものに

百敷の大官人は暇あれや櫻かざして今日も暮らしつ

とあるやうに、支配者は奴隸の搾取の上に絢爛たる文化を建設し、奴隸は大佛殿その他豪華な土木建築に苦役した、エヂプトの奴隸がピラミッドを建設し、サラセンの奴隸がソロモン王朝の榮華を提供し、隣邦支那の奴隸が萬里の長城を残したのと軌を一にしてゐる。わが國の奴隸制度がこれら諸國よりも後れて發達し、二千年の後まで、即ちこれら諸國が中世の脱皮を終へるまで榮へた所以のものはわが國の島國的特性によるものであつて、このことは直ちにわが國の封建的脱皮資本主義的民主革命の遅延とも重大な關係がある、とまれ奴隸制度のもとに於てはたかゞ、個人的テロ程度以上には民衆の反抗は起りえない。民衆がそれ自身として自覺し、自主への要求を掲げて反抗しうる爲にはそれだけの經濟的文化的基礎が必要である。わが國百姓一揆の歴史は従つて足利幕府以後のことに屬し、民衆の伸長と領主の無力化とによつて加速度的に増加した徳川幕末こそ實にこの百姓一揆華やかな時代である。百姓一揆の特性は民衆の要求が純然たる經濟的要求に局限されて些かも政治的要素を持たないこと、その範圍が如何に擴大されても領主の統治權の及ぶ圏内にとゞまり、他領への連携の見られないことである。

この點が現在の階級闘争と根本的に異なる所である。現在の労働争議は一工場又は一資本系列内の經濟闘争であつても直ちにそれが資本家階級と労働者階級の對立にまで擴大し、國家權力對民衆の民主々義獲得への政治的問題にまで發展する、封建社會に於ては統一的な國家と云ふものは存在しない。民衆の生活は領主とのつながりに於てのみ存在するが故に領土的制約を受けると共に政治性への發展の餘地がない。そして如何に大衆闘争の形式を持たうとも結局はその代表者と領主代表との個人的折衝に於て解決し、従つて又兩者の妥協に於て終末するのが例である。妥協は多くの場合に於て民衆の經濟的要求を容認する代りに、代表者の處刑を以て領主の面子を立てることになつてゐる。

この百姓代表こそ佐倉宗五郎を以て代表される義人であるが、この信州に於ても百姓一揆の例は相當に多く、そして多くの義人が百姓景慕の的となつてゐる。民主々義獲得への輝かしき時代を迎へるに當つてその代表的のものを掲げこれら先人の努力の跡を偲ぶことにしたい。

一、折立長老

折立長老の碑は下伊那郡平岡村の北端、折立部落（折立）の中央部集會所の傍にある、花崗岩を以て造られたる高七尺六寸の巨碑で、碑面には『折立長老碑犬養毅敬題』とある、この碑は長老が義に殉じたる三百年回忌供養のため、折立青年團員が發起者となり、舊遠山六ヶ村の有志二百七十六名の寄附を求め、大正六年に起工し同八年十一月に竣工したものである。折立長老の墓は、同じ臺地の遠山川に望める突端部桑増市氏居宅前の畑中にある高一尺二寸八分の小碑にして、碑面には地藏菩薩を刻み、其右側に「元和四年二月」とある。

折立長老は何處の人であるかは判明してゐない、元は武士にて流浪して折立に來り、僧となりて阿彌陀寺（今荒廢す）に住し教化に力を盡してゐた、其の頃遠山氏苛税を課し、遠山六ヶ村の民は大に苦しむを見て、正義の心深く義侠心に富める長老は深く之に同情し、減税上告の文を草し、日夜奔走して密かに連判状を作り大舉請願する所あらんとしたが、之を遠山氏に告ぐるものあり、遂に其巨魁と看做され南和田村地籍飯島の地に於て、遠山家一味の爲に襲はれて一日一指を切斷し遂に十指を挫折せられ、遂に之れが病源となり、間もなく折立に於て死した、時人深く之を悲しみ、恰も父母を失ふが如くであつた、遺言に基づき被害地飯島へ面する地に之を葬り、石佛の碑を立て一郷の尊信する所となつた。折立長老の傳説は平岡地方にのみ存する口碑で、それに關しては文書も舊記も残つてゐない。

二、義民多田嘉助と

貞享郷民強訴騒動

従來貞享の訴訟を叙するもの、領主水野忠直を以て暗愚にして、奸佞詭譎の小人に蠱惑せられ、婦女に耽溺し、日夜酒池肉林の宴樂を事とし驕奢度なく、爲めに府庫窮乏を告げ、苛斂誅求以て領民を塗炭の苦に陥れたと爲してあるが、之は訴訟の郷民に對する同情の餘り感情的戲曲的に弄筆した跡が多く、若かく暗愚の藩主でもなく、才幹があり、小人を近づけ淨酒に耽つたと云ふことはないが、事茲に至つたのには相當の事由があつた。

水野氏入封以來貞享に至る四十餘年間には、種々たる事情により經費著しく膨脹し、領民は其負擔に苦み、怨嗟の聲の絶えなかつたのは事實であつて、その財用の重るものを擧ぐれば

一、當時は幕府に於て諸侯の參勤交替の制を定めた時で、新に妻娶を江戸に置き、往復に多額の費用を要した、

二、前領主堀田氏が非常な消極的施設の後を受け、荒廢に任せられた城池を一時に修築し、更に土屋敷を擴張し、淺間、山邊に別殿を作り、又數ヶ所の菩提所等の寺院を新設せる等土木の經營が頻繁だつた事、

三、殊に忠直の時には高田城の在番を命ぜられた、抑々城池の收公在番はその舊臣が籠城若くは叛亂の企あらむかとの虞のために殆んど戦時に均しき準備と經費を要した、

四、忠直は傳奏響應司の任を受けたが、恰も五代將軍綱吉の折にて、寛濶奢侈の時勢で、その影響を受けた事、

以上の如き理由で、之が補充を計るため、前代忠職の時に惣檢地を行ひ、多額の打出高があつて收入大に増加したが、尙財用不足を告げ、屢々御用金を課した事があり、尙窮乏を告げるので藩吏は之に苦んで種々の新法を案出した、就中其重なるものは

- 一、のき穎踏み磨き法、從來納租の扱は穎の附着した儘であつたのを同一分量で收納を多くするために能く日に乾かし半切桶或は箱に入れ、新草鞋履きにて踏み摺り磨き、又は鋤にて切り夫をよく煽つて穎を除去させる
- 二、往年は一俵に五斗入りとし搗いて玄米二升五升を程度としたが之を増加して一俵納租五斗八九升入り玄米三斗五升挽き程度とした
- 三、上納租の代りとして其二十分の一を大豆にて納入せしめ、その大豆の半額を代金で上納せしめた（當時の相場金十兩に租六十七俵大豆は四十八俵で大豆の方が遙かに高價だったので差額を藩主が利した）
- 四、領主が江戸及甲府へ拂米を爲すに付、差米として一俵に付一升宛附加し、其上金澤（諏訪領にて松本領地鹽尻より七里二十二丁）浦野（上田領にて松本領境保福寺より五里）まで附け出させ、若し馬がなくて不可能の者よりは一駄に付五百七十文宛徴收した

五、各役所並に殿中に使用する小人（走使に使はる車役）を郷村に雇入方を分擔させた、その給金に渡す切米（扶持米の代りに金錢に切替へて渡す）少額にて財務し難く之に應ずる者が少ないので、已むを得ず各郷村より餘内金（補助の意）と稱してその半額を補給させる

等々、さなきだに水野家入封の始めには前領主堀田氏の時の未進税迄追徴して輸送し、又檢地打出しのために負擔加はり、苦情があり且つ御用金の誅求に惱まされてゐた折柄、更に以上の新法で、怨嗟の聲は百出した、加之此年天候頻りに不順、殊に貞享三年には霖雨多く不作であり、又疾疫流行し領民一般將さに飢餓線上を彷徨した、而も之が救恤を施さざるのみか、益々徴收を嚴重にしたので、物情恟々として人心動搖し、一大爆發の危機は刻々に迫つて來た。

此年十月六日の初納めに安曇郡大町組、佐野村に於て、納手代某の措置苛酷だつたので、村民激昂し、紛々擾々の極、何者とも知れず某に向つて投石したものがあり、之を怒つて詮議したが判明せず、その罪を庄屋松澤佐衛門に歸せしめ、持つ所の棍棒を以て歐打瘡傷させた、之がため村民激昂し某を包圍して咆哮迫り來たるに、遂に抜刀して振り廻し狼藉を極む、村民亦棍棒、鋤鎌を以て應戦し誤て某を撲殺した、一同今更の如く狼狽したが倅にも有司の間に情を知るものがあつて、頓死として一時を糊塗したが、各村の状況概ね此の如くで、納手代も手を下すを得ず、一時收納を中止して城下へ引取り重役に具申して對應策を講ずる等、上下の意志益々疎隔し、一大鴻溝は劃されて、睽離反目の極、互ひに常

軌を逸し大事を惹起せんことは逆睹するに難くない。

時に安曇郡長尾組中萱村多田嘉助、同郡同組楡村小穴善兵衛之を憂ひ、屢々當路に哀訴したが容れられず、而かも現状座視するに忍びず、一日同憂の者密に中萱村権現の森に會して協議し、民衆に代はり十月十四日を以て藩廳に哀訴し、若し聽かれん場合は幕府へ直訴に決した、當時越訴及び直訴は法令の嚴禁する所で、各自極刑を期し、族誅を覺悟した、然かも成るべく其累の及ぶ範圍を少くするため各々の妻を離別し悲壯の決意をなした、時に何れの村よりか又何人とも知れず、觸狀を郷村へ回達したものがあり、「來る十四日毎戸男役にて城下に出で目下の窮狀を訴へん、應ぜざるものは火を附け燒き殺さん」と、蓋し嘉助等の訴願を聲援せんとするにあり、人心の趣く所江河の決するが如く、期に至り糞竝に身を固め、數日の握飯を携へ陸續として城下に到達する者一萬人に餘つた、町奉行の注進するところによれば、城下へ入るもの六九口より六百五人、伊勢町口より四百十人、山邊口より七百人と云はれた、皆な大手張番所前より、囁通り上士込に屯集し口々に願意を絶叫す、其餘は筑摩河原及勢高宮附近に群集して聲援した、事態一揆に等しく其釁強訴に類したが之れは嘉助等の本志ではなかつたが、事茲に至つて如何ともなし難く、只成るべく之を制して妄動を戒めたが衆心の激するところ、喧々囂々として郡邊に歸着するかを知らない。

時に城主忠直東觀して城に在らず、留守の家老等周章狼狽して策の出づる所を知らず、只だ諸士を始め足輕迄、皆な支配又は役所へ詰め切り、四方の城門を閉鎖して嚴重に警戒するのみだつた。斯くて議の結果、其日の八ツ時頃に至り、兎も角郡奉行をして願意を聞き取らしめる事となり、嘉助等は左の書面を提出した。

御訴訟口上之聲

- 一、先年とぼれ粗のぎふみかき候儀は、無御座候、十年以前に、従公方様、御情拵被下置、雖在奉存候刻粗ふみかき御取被遊候に付、御領内百姓共、御訴訟申上候得者、御赦免被下候所に、當年不作に而、御年貢半分も無之候、百姓難儀仕候處、粗ふみかき御取成候儀、何共迷惑仕候御事、
 - 一、先年は粗一俵に付、米二斗五升挽に御收納被遊候處に、三斗挽に御取扱被成候儀、無是非罷在候を、當納は三斗四五升挽に御納被成候、一國の内にも、高遠諏訪領は、只今に至る迄、二斗五升挽に御取扱被遊候、御領分も、此蓋に御取被下置候は、雖有奉存候御事、
 - 一、二十分一大豆、粗代に御取扱被遊候上は、粗御直段に半分の大豆金、御取可被下候御事、
 - 一、近年江戸、甲府、御拂米、大分に被遊候、去々年より米一俵に付、さし米一升宛、外に御取扱被成候、其上金澤、浦野まで、駄賃百姓手前より一駄に付、五百七十文宛出し申候上、馬無之百姓は、こんきう仕候、御領分切付に可被仰付候御事、
 - 一、御小人之餘内金、跡々御條目、御捨免被下候處に、人無村にて、御吟味つよく被遊、御切米少分に、御奉公不罷成候に付、百姓手前より、半分辨出し申候所、何共めいわく仕候御事、
- 右之通御情に御赦免下候は、雖有奉存候以上

十月十三日

御奉行様

御領分惣百姓共

三八

翌十五日老臣等城中に會して、終日評議を凝らす、議論區々容易に纏らず、或は首魁を獄に下せ、或は其罪を納手代に歸せよ、或は主君の命を待つべしと、此時年寄土方縫殿之助、大に新法の不可を論じ、訴願を聽許すべきを説いたが、衆議之を容れず、遂に一時の權策を以て訴民を退去せしむることに決した、即ち翌十六日目附岡島權平、清水仁左衛門をして、衆に向ひ口上書を以て「願の趣御家老中まで申上候處、御聞届被成候間、明十七日組手代宅まで、役人衆を以て書附にて委細可被仰渡候間、早々可被歸旨を申し渡さしめた、然れども訴民等は此處に於て許可を得ざる間は一步を動かまじとて、口々に罵り中々解散の模様がない。民衆は家を出て既に三日に及び、寒に堪へ飢を忍び、熱烈に訴ふるも一も要領を得ないので、激昂其極に達し、漸次擾亂の態度に變じ、元來惡むべきは城下の挽屋及び御用達の町人である、彼等は平素藩の米を剽窃するを事とし、藩吏に向つては農民を惡口し、納穀の挽が無いと云ふのを口癖に唱へ、事情に疎き役人等を欺きつゝあり、三斗九升挽の暴令の出たのもその原因は彼等であると、伊勢町九左衛門、助右衛門、同町庄屋平兵衛、中町太兵衛、本町五郎右衛門宅に赴き之を誥責し、屋内に闖入して障壁家具を破碎した、事態益々險惡なるより、城門の番卒を増し、更に詰所に番所を増置し、一層警戒を嚴にした、斯くてはと老臣等大に憂惧し、騒動相募りて底止する所なく、万一幕府に聞えなば、藩の存廢に關する由々敷大事なりと、更に凝議して、後事は兎もあれ、一時民衆を解散せしむる策を採るに若かじとし、此度の收納法は納手代の專斷に出づるもの、あつて、老臣等の關知せざる所なりとなして、罪を納手代に歸して閉門に處し、夜に入つて各組の組手代に、郡奉行の判書を以て願意採用の旨を達した。

- 一、初納之事當領之儀は、御先代より、概五斗三升入にて、米に挽、三斗有之様に納來候、然處當年は三斗四升有之由、曾て以て年寄共不存儀、猶以殿様御存知無之儀に候、然る上は、納手代共私を以て納つよく候段、不届至極に候、依之役儀召放し、外に新手代申付候間、概五斗三升入に納、御先代之通り、三斗挽有之様に、所々あて挽申付、過不足無之様に可申付候、丈ふみみかき候事、堅無用に申付候事、
- 一、二十分大豆之儀、是又御先代より取來候處に、先年半分金子にて、差上度由、願に付、其通に被仰付、自今以後願之通、初直段、可被仰付候事、
- 一、江戸、甲府へ差遣候米、一俵にかん米一升外に入候由、是亦納手代共不届に候、向後かん米少しも不入様に申付候事（註かん米とは缺陷を補ふ米の意）
- 一、金澤、浦野まで付届候儀、迷惑仕候由、雖然領地五里附出し之儀、御公儀御定に付而、御先代より浦野迄届米候間、先規之通、浦野迄附届可申候、甲府へ差遣候米之儀は、近年拂米に遣候間、自令以後鹽尻町切に付拂可仕候、
- 一、小人よない金之儀、先年御法度に被仰付、則小人給金、御加増被下置候に付、よない出し不申由、庄屋共年々證文迄出候、然處に内證にて、今以餘内米出候由向後手前抱に申付、餘内取不申候、堅可申付事

寅十月十六日

日根野儀兵衛 印判
小島五郎兵衛 印判

三九

明くれば十七日早朝組手代等判書を衆に示し、且つ説き且つ嚇して歸村せしめた、之によつて衆漸く散じた、嘉助等同志尙百四五十人残留し、願意大體採納されたが重なる二斗五升摺の主張が三斗摺となつたのみで充分貫徹せず、且つ申渡書も家老の名儀でないから、後日郡奉行の専斷だとして取消さるゝの虞がある、因つて今一應請願して徹底を期すべしと翌十八日も亦、尙群議囂々として滞留した、或は幕府へ直訴せまじき模様だったので、藩廳は事態の容易ならざるを察し、家老連名の覺書を以て、解散を諭したが衆之を聽かず、飽迄願意を主張した、藩廳もその強硬に困惑し、兎に角一時の權策として家老連名で、願意皆聽許の判書を交付することゝなし、郡奉行小島、日根野、御使者役三輪松右衛門、奥原新五衛門をして騎馬で訴民に觸廻らしめ、又その達書を高札に認め、張番所前へ立ち、馬廻中を以て各組へ送達した。

(覺書省略家老は鈴木主馬、奥田九右衛門、山上與五左衛門、鈴木志摩、鈴木藏人)

茲に於て衆大いに喜び、始めて蘇生の思ひを爲し、遙かに藩主を拜し、雀躍して家に歸つた。曷んぞ知らん、是れ彼等を退散せしむべき一時の權謀であつたのだ。

翌十九日夜は局面一變して、多數の捕吏は諸方面に出動し、嘉助等を始め、訴願の主謀と認むべきも、並にその家族を逮捕することゝなつた。且つ又組手代をして十八日附家老連名の覺書の返納を諭さしめた。組手代等旨を受けて村々に臨み、強訴に因つて得たのは眞の恩免に非ず、嘉助等の囚へらるゝ所以であつて、強いて之を所持せば嘉助等の連累たらんと云ひ、或は又該判書を返上せば嘉助等必ず放免せられん、而して後ち穩かに哀願せば、其目的を貫徹し得べしなど云ひ、夜を徹して種々に説き諭せしより、廿日より漸次該判書の返上を申出づるもあり、中には又、組手代等の官僚式にて上司に媚び、諂ひ、民衆の爲めを思はざるを憤りて紛糾し居るもあり、又は三斗摺と二斗五升摺とに付いて論議し居るもあつて、取纏めは容易でなかつたが、所謂泣く子と地頭には勝てぬ時節柄とて、詮方なく次第に屈伏し、二十七日迄には悉皆差出してしまつた。

由來本事件に關して老臣等の憂慮した點は、藩主の御思召と、公儀の御首尾であつた、故に叙上の方針決定と同時に十九日の八ツ時(午後二時)家老鈴木主馬は松本を出發して江戸に出で、忠直に面謁して事の顛末を條陳し裁斷を仰いだ、その時三斗五升摺の事と、預内凶作の事をば秘して言上せず、三斗摺を二斗五升摺に強要せし如くに誣告した、事情を知らない忠直は總て主馬の言ふ所を信じて、其の處置を是認し、直に老中大久保加賀守忠朝を訪ひ、書面を以て具狀を爲し指揮を乞ふた、勿論此時にも主要論點たる三斗五升挽きの事と、領内凶作の事は云はなかつたことは其の書面中に「願之内一ヶ條糺納之儀、前々に三斗挽に納來候處に、二斗五升挽に致しくれ候様にと、此度達而申候故、大勢百姓集り居候段、如何にも願之通に可申付由、留守居の者共申渡候、右願之組の内より、古來三斗挽に定納來候間、前々之通三斗挽に納可申之由、書付を以て斷申出候組も御座候」云々とあるので察せられる。忠朝亦之を

諒とし、罪人の處分は藩廳に於て適宜執行すべきを指揮した。それに依り十一月二十二日に至り「差越非儀なる訴訟、剩へ公儀御法度之一味一同をいたし、並同心不仕村々へは付火可仕之旨申觸、城下の町屋へ入、我まゝをいたし衣服等をぬすみ取の仕方、重罪至極に付て、せんぎの上、とうりやうの者此處仕置に申付」と云ふ事にて安曇郡のものは勢高にて、筑摩郡の者は出川原にて處刑された。その人々は

(一) 勢高之分

長尾組中賣村多田嘉助 同組楡村小穴善兵衛 上野組南大妻村小松作兵衛 同組水室村中野半之助

以上 磔

多田嘉助子傳八(一書) 三藏(萬藏) 彦之坂(一書) 小穴善兵衛子しゅん(春吉) 惣助弟松右衛門 治兵衛甥

(松右衛門) 長之助 小松作兵衛子兼松 中野半之助子權之助 弟同左五兵衛

(二) 出川原之分

鳥立組堀米村 丸山吉兵衛(一書) 吉之助 田川組梶海渡村 鹽原惣左衛門 岡田組淺間村 三浦善七 岡田組岡田町

橋爪嘉助(善七)

以上 磔

鳥立組堀米村 吉澤彌三郎 會田組執田光村 丸山與兵衛 同 三溝村 姓不詳 左平治 田川組笹部村 赤羽金兵衛 丸山吉兵衛子權太郎、與作(吉太郎) 鹽原惣左衛門子三之坂 橋爪嘉助弟勘太郎(金兵衛) 丸山與兵衛子藤兵衛

衛

以上 獄門

右勢高及び出川原にて處刑せられたもの、磔刑八人、梟首二十一人、而して其田畑家財は悉く缺所とし、其所在の組手代、庄屋、惣百姓に附興した。翌二十三日其殘骸は、此の事件に盡力した役人の試し切りの料に下附したが、當時にあつては生前本人の承諾なくして刑餘の殘骸を試し切る事は、頗る慘酷なる異例と云はれた。此時右の諸氏は豫め極刑を覺悟し、其妻には離縁狀を渡して置いたので、妻は何れも處刑を免れた。

嘉助等處刑の日、安曇郡長尾組下堀金村平林金助は、勢高の群集中にあつてその殘忍酷薄なるを見るに忍びず、衆を促がして哀を乞はんとし、柵外俄に騒然たり、警吏忽ち金助を縛して獄に繋ぎ、後に遺放の刑に處せられた、尙首謀者の嫌疑で追放の刑に處せられたは左記である。

安曇郡上野組杵村 金井勘右衛門(勘助)

同 郡松川組耳塚村 草間三郎治

同 穂高組矢原林 淺井 彌助 筑摩郡鳥立組大庭村 西方定兵衛

同 岡田組岡田村 橋爪甚左衛門 同 田川組水代村 水代半之助

以上の如くで本事件は結末を告げた、從來世間の傳ふるところは概ね水野氏は單に酷刑虐殺を壇にして毫も民意を納れず、又嘉助等の刻苦は唯だ徒死を贏ち得たに過ぎないとするは肯綮に當らない、本騒

動の結果として、其の願意の(一)納糧の額踏み磨きは廢止となり、(二)二斗五升挽の請求は半ば達して三斗挽となり、(三)大豆直段納めは糶直段納めとなり、(四)拂米附け出しは江戸方面の分は、幕府に於て非に域米倉に貯蔵するものなるが故に聽許されなかつたが、甲府方面は鹽尻境迄となり、(五)小人餘内金は一切百姓より出させぬ事となつた、即ち最初に交附した奉行名儀の判書の趣は實行することゝなつた。之より其の年十一月三日よりの收納には従前より非常に輕減したとて農民はみんな喜んだ、其後忠直歸國して漸次事件の真相を知り、悔悟するところがあつて、其翌年八月未進(前年の年貢満納分)收納の時に至り、老農等相議し、窃かに水野家の菩提所春了寺の住持に便り、忠直に哀願した、住持は領民の愁情と、夫多訴訟の眞相とを具陳したので、忠直大いに了解して、直に未進を免除し、又年寄土方縫殿之助の忠良を稿ひ、誣罔した家臣を懲戒し、幾何もなく春了寺に命じて嘉助等の供養を營ましめた、爾來心を民治に用ひ、其の後十七年目、即ち元祿十四年の饑饉には直に廩米を出して救助を行つた。其の孫忠幹の時に至り乾瑞寺に命じ、許多の費用を投じて四月廿八日を卜して、嘉助等義民の追善供養を營み、其遺族親戚を招いて酒肴を下賜し之を永制となし池下の英靈も泛ぶこととなつた。

前記土方縫殿之助の外に年寄鈴木伊藏と云ふ純忠硬直の士があつた、衆議の忌む所となり却けられて非役の身となつてゐたが、深く義民に同情し、當時入獄せる囚徒の命請を計り、その救解に奔走したが達成はしなかつた、之は何等適確な資料はないが口碑に傳へられて上劇したこともあり、長尾組々手代文書に元祿三年彼死亡の際「伊藏死亡候も、百姓等同家へ悔みに參る事、不能成候」と云へる事奉行の達があり、彼が平素百姓の渴仰を受けてゐたことを物語る証左である。

多田 加助

幼名を三藏と云ひ、寛永十六年二月南安曇郡長尾組中萱村に生れた、母は同村島田氏の女、男子二人あり加助は長男である、其の先は攝津源氏多田滿仲より出で中世多田淡路守武田信玄に仕へ、麾下二十四將の一と稱された、武田氏亡ぶや信濃に移り、中萱村に住んで代々邑の名門として庄屋を勤め、邸跡今尚塹壕の一部と老松兩三株を存して多田家の往昔を物語る。

加助人となり濫厚にして沈毅、頗る愛郷の念に富み、常に公益に盡した、又學を好み、農を勵む、適々前領主松平出羽守直政の家士丸山文左衛門が故あつて多田家に寄食した、加助は之に就いて和漢の學を修め、武藝を學んだ、妻は大町組佐野村松澤佐衛門の女で男子二人を生んだ、寛文四年五月、加助を襲名し年二十六歳で庄屋となつた。

此の時に當り、藩主水野氏、政令宜しきを失し、苛征暴斂を極む、文左衛門之を見て憤慨措く能はず、常に云ふ、身を殺して仁を成すは夫れ此の時と、加助は之を聞いて深く心に銘じた、天和三年、領内凶作、加助此の慘狀を坐視するに忍びず、時の長尾組々手代壺忠左衛門に具に稟議したが、忠左衛門は能く爲す能はず、更に藩の年寄役土方縫殿之助の許に至り切に陳狀した、縫殿之助は元來廉潔忠恕の

名士で、深く加助に同情して秘政の改革を圖つたが、翌貞享元年二月奸臣の陥る所となつて閉門に處せられ、加助も亦庄屋を免ぜられ且つ戸締の處罰を受けた、爾來奸臣局に當り、種々の新法を案出して益々誅求を事とし、納租の額を踏み磨かしめること及び、嘗ては納租は一俵に概五斗入二斗五升摺であつたのを、五斗五升入三斗五升摺と爲したが如きは其の著しいものである。

天和貞享の交は比年稔らず民衆困弊した、殊に貞享三年は凶歉と疫疾並び至り、野に菜色あり、餓草途に横はる。而かも當路の吏僚之を省察せぬのみか却て收納を苛酷にして自己の功を爲すに汲々たるものがあつた、此の年十月六日より領内の初納をしたが怨嗟の聲四方に起り、民衆に動搖の兆があつた、果然大町組佐野村收納の日、遂に爆發して納手代に投石するものが出で、納手代怒つて罪を庄屋松澤佐衛門に歸し、持つ所の杖を以て毆打負傷せしめたので、民衆は怒り格闘の餘り納手代を撲殺し、斯くて一時領内の收納を中止の止むなきに至つた。佐衛門は加助の岳父（眞の父）で加助は之を見て具さに事情を聞き憤慨に堪へず、心密に決する所があり、同月十日安曇、筑摩兩郡の同志を鎮守熊野權現の森に招いて協議し、藩聽に愁訴と決し、極困五箇條を叙列加助以下十二人署名、十三日奉行所に捧げた、民衆は共に之に従ひ罪を分たんとしたので加助等は事の騷擾に涉るを慮り之を止め、挺身し、既に極刑を覺悟し成るべく累の少からん事を希ひ、各其の妻を離別した、奉行は其の越訴なるを咎めて受理せず、加助等屈せず再三哀願した、斯くて十四日に至り安曇、筑摩兩郡の民衆激昂し城下に押し寄せ暴動化し

た経緯は別稿に詳述してあるので之には省略する、藩主忠直は江戸にあり留守の宰臣惶惑爲す所を知らず、窮餘一時の策謀を以て願意悉皆聽許の家老連名の印書を出し漸く解散したが之は一時の權謀で加助等を欺いたものであつた、越えて二十日捕吏を部署して各主謀者の宅に向はしめ、又組手代をして曩に下附した家老署名の印書を取戻し、加助は弟彦之丞、息傳八、三藏と共に捕へられた、捕吏は途中之を奪はれん事を恐れ、路を熊倉に取り渡場に至る、舟番は渡船を肯せず、大に捕吏を罵つて逃走した、捕吏止むを得ず組子に命じて船を操らめて漸く渡り、斯くて首謀の士悉く家族と共に捕へられ相前後して投獄せられ、十二月二十二日一撥強訴の罪名を以て加助等首謀者は磔刑、其の他は死刑、獄門の旨を宣せられ、加助は其の子弟と共に勢高（松本市蟻ヶ崎）の刑場に於て殺された。

此の日加助の死を弔せんとて、遠近より集るもの堵の如く、柵外より藩吏の無情を罵り、義死を悲しんだ、加助は磔柱に上り、刑架背にあり、長槍將に双腕を買かんとする時、神色自若眼を開いて群集に謂つた。

百姓衆の難儀見るに忍びず、聊か思ひ立ち候事も今は無益となり候、例ひ加助此の世を去り候とも、五分摺二斗五升は、我等百姓の志に候、何時かは加助等の申す所事實となり候はむ。

と、既にして期迫り、無慘長槍閃き鮮血迸る、加助猶口に五分摺二斗五升を叫ぶこと數回、此日朔風凜烈、適々地大に震ふ、獄吏刑卒懼然、群集仰ぐものなく、老若哀惜聲涙共に下り、悲壯の極致であつ

た。時に加助四十八。藩廳、加助等首謀者の家財田畑を沒收して、組手代、庄屋、百姓に頒賜した。此の後四十年、忠直の孫隼人正忠恒、江戸に参観し、登城中俄に發狂して同列毛利主水正師就を傷け、國除かる、實に享保十年三月二十八日で、故老傳へて加助の靈の崇る所と云はれる。

後人、享保二十年十一月、加助の宅跡に祠宇を建て、其靈を祀つた、明治十三年二百年祭を擧ぐるに當り、祠宇を再建して同志十一人の靈を合祀した、明治三十一年八月、有志者縣廳の許可を得て、神道護國教會を組織し、加助の墓地附近を卜し祠殿を造營、祠前に碑があり、文は武井用拙の撰で以て偉業を千歳に傳へた、碑陰に松波遊山の歌を題してある「聞く度に泣かぬ人こそなかりけれ、あな尊やなやまとだましひ」と、社殿の後方にある石碑は、瘡かさに効驗があるとして、破片として持ち行く者多く、爲めに時々石碑を建替へる由である。

多田加助弔歌

身を捨て、はかりし事は成らざれど其眞心は千代も朽ちせじ
國の爲人のためとて身をすてし心の花は世にほひけり
聞くだにも泣ぬ人こそなかりけれあな尊とやな大和だましひ

(参考文献 松平市史、南安曇郡誌、信濃人物史、信濃の人、其他)

正三位伯爵 東久世通禧

從二位子爵 交野 時萬

從五位 松波 遊山

三、義人 熊谷作兵衛

文永の頃長松院が伊那の親田村(現在下條村親田)にあつた、その頃の親田村の住民は十數軒の半農半商の生活であつたと云はれる。

當時極樂峠から伍和境の大洞、鶯巢の溪澤にまたがつて南に下條山塊の翹峰なる牛ヶ爪以西の廣大な山叢には太古不斧の鬱蒼たる豪林が立錐の餘地なきほど生育し、山の富を無盡藏に貯へて近村羨望の的であつた、

この山塊から伐出す良材は阿南の珍寶として神社佛閣の適材とされ、山の幸と富とを併せ持つ親田の人々は非常に鼻が高かつた、然るにこの羨望も時の移るにつれて悪化し、遂に時ならぬ騷亂の端緒をなすに至つた、それは四隣の伊豆木、立石、栗矢、粒良脇、山田河内、遠くは川路方面から頻々とこの山指して伐木に來るのである、最初の間は人情にかられて見て見ぬふりをして伐らしたものであつたが、遂ひには之が常習となり、白晝公然と、しかも大舉して良材良木を伐り倒すに至り、如何に人好しの親田民も黙許が出來ず、時には阻止し、哀訴して防禦したが、僅々十數軒の人達には、對抗する能はざる位、相手は強大な勢力となつたので、悶々の裡に終り、感情の阻隔は年と共に深められて行つた。

斯かる有様で山の權利は彼等に自由にされ、何れの山か判明せぬ程度に進み、山は坊主になり、良材

は伐り盡されても、沈黙を餘儀なくされて徒らに時の推移に任せるより外に途なく、親田の山もそこ彼處に他村の人達の聲を公然と聞くやうになり、その都度がゆい幾歳月は流れた、極樂峠の常盤村へ手がとどかぬがせめても幸であるとはかなき斷念に陥つて行つた。

忍ぶだけ忍び、耐ゆるだけ耐へて來た親田民は、祖父から親へ、そして子にも續いた、言ひ傳ふるすべての言葉は、怨みと呪いであつて常日頃の行動に、鬱憤と憤慨の氣分が流れ、それが積つては一家を愛する衷情となり、連つては一村を庇護する心となつて、最後は一揆騒亂への導火線となつてゆくのであつた。

果して時は來た、鬱積せる愛村の情に、憂憤驟起して、肅然と情熱の叫びを高らかに、吐いた男がある、熊谷作兵衛は正しく其の一人であつた。時は貞亨元年、今から丁度二百五十餘年のことである。

山靈にこだまして響く斧の音が丁々と喧しく作兵衛の耳朶に達した、「おのれ！また伐り居るな！」烈火の如く憤つた彼は六尺豊かな體軀を軽く運ばして、樵人達のところへ單身やつて來た。「やい貴様達は誰の許しで伐るのだ……」豪膽であり鬼のやうな髯面の彼の口からほとばし、言葉は火を吐くやうである。

後暗さを心に持つ樵夫達は、日頃作兵衛の人となりと人格に壓せられ、彼の怪力に恐れを抱いてゐたが、今は多勢に無勢、忽ち口論となり、作兵衛は矢庭に黒土の一塊を擲んで「貴様達が飽く迄も自分の

山だと云ひ張るなら、この土を喰つて見よ、土喰いか、貴様達臭いか、能く嚙んで味分けて見よ」數人の袖達はこの恐ろしい權幕に、度膽を抜かれ仁王のやうに腕をまくられたので縮み上つてしまつた。

熱の強さで暫時は、かうして追拂ふことも出來たが、それは一時的のもので、作兵衛の熱誠も漸次に無駄に終つていつた。それが程度を越せば血腥ひ慘劇にもならないこともなかつたが、結局はこの果しない山論は出るところへ出て、黒白の裁きを受けるより外ないと決心した、法の裁き、それはもとより作兵衛にとつて切望のことで一生涯の仕事として生命を打込んで遂行せねばならない大業であつた。

「何時までも木葉野郎と談判しても埒のあくものでない、もつと話の解るところへ行こう」斯く信じた作兵衛は、時の領主伊豆木様（小笠原家）の役人へ訴へたけれど、水呑み百姓風勢の訴へは役人を動かすことは勿論、更にお取上げどころか却てお叱りを受ける程度だ、まして役人としても、自領の輩下から罪人を出す筈がない。又作兵衛の赤誠はこんな小領の小役人には解し得る事もなかつたので、かくなれば江戸だ、將軍様のお膝下だ、そこには正義に通じ、正しい道を辨へて裁決を與へてくれる賢者もあらう、そこでこの申分を聽いて貰つて黒白を定めて貰おうと考へるのだつた。

作兵衛は人として寂しい男であつた、年々廢墟のやうに荒みゆく山々を勃然と凝視して頬に流るゝ涙を拭ぐつてゐた。時としては耐えられない彼は、吹くまくる嵐の中を押して山廻りまでした、そしてそこに残る祖先傳來の巨樹が無慘にも伐られてある伐株に、幾度か痛憤の涙をそそいだ「此儘でおけば、親

田も終りだ」彼はいつも心の中で斯く叫び、且つ嘆いて泣いてゐた。「駄目だ、村の者は駄目だ」あんな小祿の殿様を頼つてゐては、俺は行かう、そして直訴してみやう、俺一人の首より數多い村人の命が大切だ！直訴しやう、直訴してこの解決をしやう、江戸だ、將軍の膝下だ！

彼は一と時もあるた、まれな激情にかられた、生涯の仕事として精根の盡きる限り、勵み、闘ひ、努むることは人間の常道で、生きる者の華だ、かやうに信じる彼だつた。この決心は日に増し募り堅められて、彼の胸中には動かすことの出来ない楯となり、燦々と輝き渡つて來た。

親も捨てやう、子も棄てやう、そして自分を援け出す事だ、難村を一手に引受けてこの窮極から救ひ出し、枕を高く眠らしてやらう、名主にも語ることはない、況して吾家のものには、單身で行かう、俺一人でやつてみやう、斯く意を決した彼は、以前にもまして寂しい男となつて行つた、黙して語らない日が續いた。

貞享の松の内もいつか暮れて飛雪續紛たる二月のうら寒い日、鎮守の森八幡社の境内に入つた作兵衛は拜殿に額き今生のお暇乞をした、引返して先祖の墳墓へ佇めは流石に泣けた、命が惜しいのではない熊谷家の主と生れて祖先の眠れる靈を守ることの出来ない不遇を嘆くのであつた。

東の國、未だ見ぬ江戸へ旅立つ矢先、領主伊豆木近く來るとむら／＼と怨恨の情抑へ難く、「どうせ斷たれる命だ、足ついでに館へ乗込んで一泡吹かせ、田舎武士の面を見て行かう」彼は氣味の悪い程落

ついて、玄關に立つた「親田の百姓作兵衛、殿様に直にお目にかゝりたい」と怒氣満々たる口調で叫んだ、勿論殿様としても面接する筈はない「目通りならん」と一撃で見事はねつけられた、もとより覺悟これ幸とばかり、土足の儘玄關に上つた作兵衛はそこにある衝立を蹴倒し、青痰をかつとばかりに吐き「田舎武士に用はない」と悠々と立去つた。

溜飯と痛快、日頃の鬱憤は一時に下つた、どうせ殿様の館を百姓分際で土足見舞をしたからには、この素首をはねられる位は萬々承知の上でやつた仕事だ。

果して怒つたのは伊豆木侯で、早々作兵衛召捕の役人は親田へ向つたが、そんな頃には鼻唄交りで飯田城下を通行する作兵衛だつた、「これで樂になつた」素足にコウカケと云ふいでたち、首に幾つかの荷物を捲き、片肩に着換をつるして夜を日につき東へ東へと國境さして急ぐのであつた。

貞享の御代は元祿へ流れる浮華輕佻の第一歩で、戰國動亂の後を承け繼いだ徳川の政略は、漸次緩和され、世をあげて文弱に流れ、武士は奢侈な黄金作りの太刀を細腰へ落し、着流し姿の艶なる風情であつた。

作兵衛は幾多の日を経て花のお江戸へはいつた、眼もくらむ江戸は錦繪の如く美しかつた、彼の心は動搖し出した、やゝともすると恍惚の境へ引きづられ勝で、徒に時の過ぐるのを恐れ惱みながら機會を待つた。

當時老中で智慧宰相と謳はれた水野越前守は俊敏利刀の如く手腕と政略にかけては當代無比の名宰相であつた、作兵衛はこの殿様なら何とかして道理の明らかな裁きをしてくれるに違いないと決心した。

時は来た、水野様の御通りだと聞いた作兵衛は、此の機を逸してはと外堀さして走り先廻りしてゐた、今しも行列は櫻田門外へ現はれ「下に！」「下に」の聲が段々迫つて来る、伊豆木の館の玄關で呪咀怒聲した程の彼も身慄ひがしてその權威と嚴肅に壓せられて尻込をした、之では駄目だと波打つ胸を押し沈めつゝ土上に平伏した、御籠が目前に見へた時、彼は此の時と硬直した腰を前屈しつゝ籠へと走つた。「無禮もの下れ」狼藉者と護衛の土は叱呼しつゝ佩刃に手をかけて詰めよつた。

「御願ひで御座ります、私共一村の生命に係はる重大出来事につき御無禮とは存じつゝ御願ひいたすであります、何卒殿様に御聞き下さるやう願ひ奉ります」と上書を差出し聲を限りに嘆願した、籠はビタリと止まつた、「下郎！下れ！」吾にかへつた作兵衛は二三歩下つて平伏した、籠の中から「何者だ！」「ハッ唯今殿様に直訴に御座ります」「何！直訴、それは容易ならぬこと、受て見よ」鶴の一聲に作兵衛は恐喜した、首がとんでもよいと思つた、そして願ひが何となく聞届られる餘感があつた、そして堵列は緑濃き江戸城へ「下に」「下に」の聲と共に動き出した、作兵衛は下役の者につれられて奉行所へはいつた「之で男の一分が立つた、俺の仕事もこれで終りだ」と胸中に叫ぶと熱い涙が頬を流れ

て急に體軀が軽く、緩くなつて崩れた。

親田村へは伊豆木様から厳しい詮議が頻々とやつて来た、村の者は始めて作兵衛が殿様の館で亂暴したことを知つて驚き且つ痛快がつた、「作兵衛が還つて来ても渡すものか」と仲々鼻息が荒い、五日と経ち、十日と暮れた、日は徒に流れて行つたが作兵衛は歸らなかつた、歸る筈はなかつた、村の者は「伊豆木様を恐れて逃げたか、やれ不憫のことだ」と寄るとさはると噂して同情を寄せた、そして段々に作兵衛の心持を理解する人達が出来て来た、「どこかに匿れてゐる？」と心あたりを手分けして探したがわからなかつた、「可愛そうに死んだ？」秋も中頃となつて作兵衛が姿を晦ましてより、早くも一年近くとなつて、村人の追憶の情は益々濃くなつて行つた、「伊豆木様も諦めたか？」

天が高く澄み切つた空には笹雲が漂ひ、地上には稻穂が首を垂れてゆるやかに撫で、秋の風は一入に哀情を誘つてゐた、村人は秋祭を豊年祭に兼ね作兵衛の幸福を祈禱すると云ひ出した「作兵衛はよく八幡様を拜んだ、あの男は無口のだまりやだつたが、八幡様のことになると一生懸命だつた」其處、此處で作兵衛の噂が續いた。

既に極樂峠頭には雪がとんで来た頃、御城下へ行つたものがこんなことを聞いて来た、「江戸から賑めしいでたちの御武家が早馬で飯田へ来た」「何ごとかゞまた始まるか？」「戦争？」「御國替へか？」村人は人事のやうで伍々として噂してゐた。

突然、名主あてに江戸の老中水野様から御使者が親田へ向ふについては疎略なきやうに御招待申せとの公達があつた、素破大事、時の執權飛ぶ鳥を落す水野様の御使者、名主始め村民一同は蜂の巣へ石を投じたやうな騒ぎとなつた。

「何事が出来たのだ？」名主館を取巻いた村人ほ蒼惶と慄へ上つてうろたへるのみだつた。

その日が来た、一同は村境へ平身低頭して御迎へ申した。總代名主は恐る／＼この事情を御伺ひ申した。

使者も驚いた、こんな重大事を村民舉つて知らないとは、實に呆れ果て、言葉さへなかつた、百姓なんてこんな悠長なものかと疑ひ、使者自身すら事の眞偽に迷つた、使者は金欄の箱から一狀の書付をとり出して一同に云ふだ、「皆の者、今度將軍家様の御執權を掌る老中水野越前守だぞ！」一同は平伏して生きた心持がなかつた。

去る日、百姓作兵衛江戸櫻田門外にて水野越前守に直訴に及びしときの申條により、老中熟議し、管領藩へ調査依頼せし結果、作兵衛の申立し山の圖面正しきこと確證、此後四隣の者の入會を禁止し、萬一犯せし者有之ときは嚴科に處すことあるべし

右老中水野越前守より達するもの也

この一狀で始めて謎が解かれた、恐れ懼きは忽ち歡びとなり、何が何だか呆然として使者の前をも譚らず、村人は聲を立て、泣くのであつた。

村人は見えぬ作兵衛の姿を幻想も、聲なき作兵衛を聯想して悦び讚へ、泣いて感激し騒ぐのだつた。

使者も、通り説明を聞いて貰ひ泣きしてゐたが、作兵衛の事については一言も語らなかつた、村人が聞いても首を横に振つてしまつた。

親田は蘇生した、村は凱歌を奏して「此の御書付さへあれば、伊豆木様が何を云はうと……」四隣へ凱旋將軍の如く作兵衛の手柄を觸れ廻つた、そして従前通り山境線を區劃して立派な目標へは趣旨を書いて建た。

かうして村の人達は悦び、祝へ唄へで越したあとには寂寥か押寄せて来た、其後の作兵衛は目星がついたものゝ更に解らなくなつて来た、「いまに歸つて来る？」

村人は鶴首して待つたが作兵衛は歸らなかつた、名主は思ひきれず時々村境へ出て朝夕待つたが徒勞に終つた、かくて數年は経た、その後誰云ふとなしに直訴したものは打首だと云ひ出した、或は横濱在で作兵衛そつくりの人に逢つたと云ふ人もあつた、又諏訪在で一生無難で終つたと聞いた人もあつた、いづれにしても作兵衛の身體は村へは歸つて來なかつた。

慶應二年寅歲 作兵衛の百五十年の時名主佐々木某によつて盛大に百五十年祭が執行された。

情熱の義人、熊谷作兵衛は鎮守の森、八幡社境内深くに親田の再生守護神として祀られ、數尺の石碑に「若宮」と太く刻まれ今も尙、後世の範として殘されてゐる。

〔註〕義人熊谷作兵衛は傳承の外、文献的資料はない、老中の書付も原文ではなく傳承である下條山人氏の調査に依る。

四、義人 小林孫左衛門

小林孫左衛門は、佐久郡田野村の人、名は清茂、家、世々農を業とし、三河國額田郡奥殿藩主松平侯の領地、佐久郡二十二ヶ村、一萬二千石の總割元名主を勤めた。

孫左衛門弱冠にして父の職を襲ぎ、田野村陣屋に出入した、人となり、着剛毅、邪を制し、弱を扶くるの狭氣あり、曩に佐久郡二十二ヶ村が幕府領であつた時は税斂甚輕く、水旱毎に租税減免延納等の恩典に浴してゐた、それが寶永以降、松平氏の領地となつた時に、檢地を行ひ、隱田を禁じ、九十二石の増收として延納を許さず、怠納者を必罰すること嚴重で、藩主乘隱の時に至り、田野口代官八田某、藩主財政不如意と稱して左の如き苛斂を行つた。

- 一、貢米三分の一、金納の舊慣を改めて全部米納となす
- 一、田方米納の分、米五升下りを、四升下りとす
- 一、陣屋用薪炭代を、高役に賦課す

一、大割夫錢金宰領入用分、及郷宿心付金を各五割増とす

茲に於て人心漸く穩かならず、寶永四年、富士及淺間の二山大噴火をなし、降灰草木の葉に附着して落ちず、加ふるに早魃を以て秋の收穫は激減した、二十二ヶ村減租、其他の事を哀願してやまぬので、九月江戸藩邸より、吏を派して檢見をした、村民所々に屯集し、形勢不穩だつたので十月江戸に歸つて報告した、十一月藩士田代又太郎從士六人と來つて鎮撫に努めたが、願意を採納しなかつたので人民等は肯つて退散せず、孫左衛門は諸村民の暴舉を戒め、藩と人民との間に立ち、調停に盡したが、代官等の頑強にして民意を納るゝの意なきを見て、慨然として驟起し、必ず民意を買徹せしめんと欲し、書を飛ばしてその意を各村に通じ、一村三人宛の總代を自宅に招致した、應ずる者十七ヶ村。(三分、海瀬、糖尾、大田部、下村五村收穫佳良のため形勢を觀望)約を定め、期を刻し、期日に至り、兩川河原に屯集し、陣屋役所に嗽訴して退かず、遂には陣屋の垣屏を破つて之を圍むに至つた、急使により江戸より奉行中村兵右衛門、金田儀左衛門等の出張となり、十二月十六日に至り二人の名を以て

一、高百石に付五俵の救米を賜ふべき事

一、本年不作に付、領内へ四百俵の減租を許すべき事

一、三分一金納は、許可し難き事

一、分米五升下りに復する事

一、役所薪炭は、御用運上以外は、相當價格駄賃を仕拂ふべき事

一、郷宿心付金五割増は、先規の通致すべき事

の下知状を各村に交付し、請書を徴した、多數を頼める人民側は、三分一金納の復舊を強要してやまず、中村、金田等大に怒つて下知状の取消を聲言し直に結束して江戸に歸つた、孫左衛門事態容易ならざるを見、各村役人と追つて岩村田に至り、岩村田小田井の村役人を介して、百方陳謝して、奉行等を田野口に引返さしめ、翌十七日、孫左衛門、各村名主年寄を召集し、藩に對し、請書及訃書を出さしめ多數人民を解散せしめた、然るに目附中村長兵衛のみ留りて陣屋に居り、首領者の捜査に従事した、各村之を偵知し、慈悲寛大の處置を歎願し、事情を秘して首領の誰なるかを知らしめなかつた、かくて翌年八月に至つて、遂に小林孫左衛門外五名を捕へて、郷宿預けとし、長兵衛は江戸に歸つて復命した、其翌、六年六月、奉行目付以下七人出張し、二十三日左の如く宣告した。

斬罪 關所 妻及母は親類預け 小林孫左衛門

田畑沒收

外五人の從犯

閉門半年又は五十日、三十日の手錠 田野口村役人百姓代一同

而して即日、田野口村字幸の神に於て、孫左衛門は處刑された、時に年三十六歳、十七村人民追憶して止まず、遺骸を蕃松院に葬り、竊にその墓碑を建て、其福を祈つた。(南佐義民傳) (信濃人物史)

五、義民助彌と二斗八升騒動

明曆萬治頃、松代藩主苛酷の法令を出し、従前級一俵には五斗三升を入れそれを摺つて玄米にすれば二斗八升を得る糊質を上納俵としてあつたのを、改めて三斗摺を合格俵として、成熟の悪しき糊シイナを少くする爲に、よく簸る事を命じた、そこで百姓は其手数の損失中々に堪へ難く、百方嘆願したが採納されない、万策つきた百姓連は相談會を他領なる善光寺境内に屢々開いた結果、上納俵の二斗八升の舊に復されんことを江戸幕府の大官に直訴することになつた、この時代の例として徒黨越訴は死罪は必然なれば名主等は豫め之を免れる道を講じ、高田村の助彌、南堀村の金丸某等、首謀と名乗つて處刑された、其後延寶二年十一月十一日藩の役人河野與左衛門、村上勘助、覺書を發して二斗八升俵を以て合格俵とすることになつた。

義民助彌に関する調書は、古牧小學校の編したもので原文の儘を採録する

義民助彌に関する調書

義民助彌は信州水内郡高田村(現上水内郡古牧村大字高田字南)の人なり、質性豪壯にして才智に富み、忠烈にして理財に長ず、弱年にして既に吞牛の感あり、當時藩政の苛政其極に達し、領民愁眉を閉くの日なし、里正等の苦心屢々其慘狀を具して改善を請へども果さず百計盡きて爲す能はず、茲に於て

助彌奮然として立ち、同志を督して非を幕府に訴ふ、幕府審議其當を得たりとし、藩候に革政を命ず、然りと雖も助彌の行動其法に戻るを以て、遂に刑場の露と消ゆ、時に齡十八、死後幾年、藩主遂に其請を容れ、幾万の生靈其恵に浴す

嗚呼助彌の壯舉や實に義民佐倉宗五郎に類すと雖も、當時藩候の威嚴を恐れ、記録を存して後世に示すものなし、僅に口碑の傳ふるあるのみ、今にしてこれが調査を爲さざれば、或は恐る事實の塵滅せんことを、茲に其概要を調査して左に録す。

事は寛文延寶(今より約二百五十年前)(明暦万治か)の時代ならんか、海津城主政事苛酷にして、良民其無情に泣く、殊に納税の制度峻烈を極む、就中領内最多く納むる處の半穀は、一俵に付玄米三斗と定む、これ不當の甚だじきものにして、農民の最も苦む處なり、茲に於てか各村の名等相寄り、相議り、屢々其不當なる理由と、農村の疲弊とを具し、玄米二斗八升に改められん事を哀願すると雖も、更に一瞥の與へらるゝなし、百計盡きて如何ともすべからず、止むなくんば、非を幕府に訴へんか、法の許す處にあらざるなり、默せんか領民の慘狀を如何せん、進退茲に至りて極る、名主等鳩首熟議、遂に幕府に訴ふるに決す、然れども處罰の嚴酷なるを恐れ、夜密かに善光寺の堂庭に集り、其方策を議すと雖も、更に名案の出づるなく、荏苒として旬夜に及ぶ、然かも一の決するなし、時に助彌あり(助彌は名主にあらず家に一人の老母ありしと)慨然として曰く、嗚呼何ぞ名主等の怯懦なる、我豈安然と、

して見るに忍びんやと、死を決して馳て其議に加はる、縦横の才、奇謀の智、衆を諭して議立ちどころに決す、即ち衆の推す處となり、自ら筆を取つて願書を認め、終りに名主等を列記せんとするや、衆其首謀と目せらるゝを恐れ、初筆たるを拒む、助彌沈思忽ち名案を書す、即ち圓形に連記して、其初筆の誰なるを不明にす、滿座愕然として其奇智に感づ、願書成る、即ち幕府に呈す、幕府審議其然るべきを信じ、藩候に命じて革政せしむ、藩侯赫怒吏を督して關係の名主及び同志の輩を獄に投じ、其首謀者を嚴窮す、衆固く秘して語らず、吏即ち筆蹟を徴し、其助彌なるを知る、助彌既に巨魁たり、自若として審廷に立つ、議論縦横、條理整然として一糸紊れず、滔々たる懸河の辯、吏をして啞然たらしむ、助彌更に巨大の磨臼を呼びて其面前に玄米二斗八升たるべきを證明す(故らに巨大の磨臼を用ひしは其重量の多きと摩面の廣きとに依り、玄米の粉碎して必ず二斗八升以下となるべきを信じたるに依る、これ亦其才智の致すところなり)然りと雖も、幕府に訴ふるの罪免るべからず、遂に死罪に決す、名主等爲に哀願すれども許されず、期至る、助彌引かれて鳥打峠の刑場に赴く、遠近の領民傳へ聞きて集るもの無慮幾万、或は助彌の徳を頌するものあり、或は義侠に感づるものあり、或は非道を罵るものあり、或は其福を禱るものあり、既にして助彌從容として座に就く、背後の獄吏將に秋水を揮はんとするや、助彌目を瞋らし監視の藩吏を顧みて、大聲疾呼「二斗八升ダゾ」、滿座悚然たり、言未だ畢らざるに電光一閃、英靈天に歸し、柵外の幾万動哭して地に伏す。

死後幾年藩候遂に其非を悟り、助彌等の請ひを容れ、納税法を改正す、別冊の添ふるものは是れなり、助彌死す、名主等其義舉を頌し、其福を禱らんと圖り、地を善光寺庭内に卜し、一大石塔を立つ、されど公儀を憚り、其助彌たるを刻する能はず、單に二斗八の墓と言ひ、或は助彌の墓と唱へしのみと云ふ、現時海津千人塚と稱するもの即ち是れなり（今日存する石塔は千人塚にも二斗八塚にもあらず之は逆修塔にて二事件に關係なきものなり）郷里の民亦別に祠を高田村々社伊勢社の境内に建て、其の靈を祀る、されど其祭神の助彌なるを公言する能はず、故らに天神社と稱せり、現時尙ほ存す、古色蒼然たり、嗚呼所謂身を殺して仁をなすとは夫れ助彌の如きか、

備考

- 一、助彌の時代は判明せず、されど別冊書方手本に依れば、納税法の改正は延寶二年とあるを以て其以前たりしは明なり亦海津千人塚は寛文二年の建立なれば或は其時代ならんか、
- 二、別冊御收納諸役定は、寺子屋時代の書方手本なりこれ助彌等の改正を叫びしものなれば、この手本を一名助彌條目と呼び、當地方盛に使用せしものなり、而して特にこの手本を使用せしは助彌事績を後世に傳ふる一策なりしと云ふ、
- 三、本調査は、單に口碑に基くものなれば、眞の事實に遠かるもの多からん、幸に助彌事蹟を熟知せらる、諸賢の助力に依り訂正せんことを切望す、

大正九年十月 日

古牧尋常高等小學校

松代條目

- 一、年貢之内、米に而納候分者寛文京枅にて、粗壹俵に付玄米貳斗八升宛可レ納レ之、但し搗末納候儀、一切可レ爲ニ無用一、附リ山中者米納不レ可レ有レ之事
- 一、山里役、大豆百石に付六俵宛可レ納事
- 一、役締、百石に付四拾匁宛可レ納レ之、但し細百匁に付粗納八斗宛に可レ次レ之事
- 一、役在、百石に付參斗宛可レ出レ之、但し在壹斗者粗壹斗五升に可レ次レ之事
- 一、ごま、百石に付五升宛可レ出レ之、但し粗一倍に可レ次レ之事
- 一、入木、百石に付壹ヶ月に貳駄可レ出レ之、但し三尺繩にて可レ納レ之、木は何木に而茂其所に有合之木にて可レ納レ之事
- 一、入藁、百石に付壹ヶ月に付三駄づゝ可レ出レ之、但し六尺繩にて可レ納レ之、地頭用次第藁にて急度可レ納レ之、相殘分者代銀壹駄に付六分宛可レ納レ之、山中之儀者藁代銀にて可レ出レ之、青草者山付貳駄にて藁壹駄に可レ次レ之事
- 一、かりぼし、百石に付貳拾駄宛可レ出レ之、但し六尺繩にて可レ納レ之事
- 一、夫銀、百石に付貳拾匁宛可レ出レ之、並に江戸上下之節者、高崎夫銀、百石に付拾貳匁往還には貳拾四匁可レ出レ之、此外江戸往來之刻、人馬、切不レ可レ出レ之事
- 一、小麥、小豆、大角豆、壹斗に而粗一斗五升に可レ次レ之事
- 一、大麥、藁麥、壹斗に而粗壹斗に可レ次レ之、つき麥、藁麥引買等者、一切可レ爲ニ無用一、事
- 一、わら筵、壹枚に付粗壹升宛に可レ次レ之、かますも可レ爲ニ同前一、事
- 一、人馬遣候儀、年中百石に人足二十人、馬十四可レ出レ之、但し地頭屋作之節者、可レ爲ニ格別一、勿論人馬遣候はゞ

地頭可ニ扶持一事

一、垣そだ、百石に付壹年に三駄宛、但し壹駄四束付ケ三尺繩にて可レ納レ之、此外くい木並にへい木一切可レ爲三無用一事

一、門松、松足共に一切不レ可レ出之事

右品々書付之通、地頭方江可レ納レ之、此外非分之儀有レ之候はゞ書付を以急度可ニ申出レ一者也

延寶二年寅十一月十一日

河野與左衛門
村 上 勘 助
村々肝煎
組 頭
長 百 姓
五 人 組

六、伊賀良の長左工門

百姓の歴史がその搾取者に対する経済的利益擁護のための闘争である反面に於て常に自然への挑戦、その克服の苦闘であつた、昨秋の風水害が伊那の沃野にどれほどの惨禍をもたらしたか省みて慄然たるものがあるが、かゝる哀史はわれらの祖先が絶えず経験したところであり、本篇の主人公亦その一齣を

飾るものである。飯田市街南方を流れる松川の水を取入れて松川以南舊伊賀良莊のうち二十二ヶ村五千貫一萬二千石の地域を今日の沃野と化せしめたのは荒井、伊賀良井の兩川であらう、この兩川の拓けたのはその歴史極めて故く、北方南方兩郷舊記に依ると白河院の御宇承保元年八月藏人奥山平太夫と云へるもの笛吹と云ふ所に居館を構へ松川の水を引いて自己の星敷に巡らしたとあるのに初まる、兩川とも取入口が一つであつたと傳へられるが中頃笠松山麓の山抜けなどのため荒井川の如きは斷絶して百年の久しきに及んだのである、承應の初め頃のことである、飯田生れの長左工門と云へるものが此の村に移り住むに及んで附近耕作田の荒廢を歎き、荒井川の復舊を計畫した、肝煎清水源助なるものを通じて飯田城主脇坂侯に願ひ出た、素より異存のあらう筈がなく、直ぐさま御許可とあつて、長左工門は悦び勇んで工事に着手した、設計工事監督は一人で引受け附近百姓を督促して日夜工事を急いで、水路は忽ち完成した、待望の通水の日は來た、百姓の悦びは言語に絶した、當日は飯田城主まで臨場して晴れの通水式を祝つた、然るに如何なる天魔の魅入りしか、通ずると思つた水は堤防に氾濫し、水路を欠漬して附近耕地を流失した、百姓の悦びは忽ち怨嗟と變り、城主亦上を欺くものとなして立腹した、彼の住家は心なき百姓共の投石に見る影もなく荒れ果て彼自身亦捕はれて獄舎に呻吟する身となつた。

だがもと／＼村民救濟の一念から思ひ立つたことであるから、獄舎につながれてからも開鑿の念やみがたく身をちよめてもと設計書の再作製に専念した、苦闘年餘、遂に設計は出來上つた、藩吏を通じて

再度領主に陳情した、藩吏はこの設計書を見して驚歎した、その細密にして合理的なること如何なる専門家でも三舎をさけるであらう、彼は脇坂侯の命によつて出陣を許され再び開鑿工事の采配を揮ふことになつた、日夜寢食を忘れて、ひたすら工事に専念する彼の神の如き姿に、初めは嘲罵を浴せてゐた百姓共も鉢を取つて参加し竣工の日を早からじめたのである。

北方南方兩郷住民の今に到る恩人である點に於て彼も亦信州義民傳に特筆すべき存在である。

(新信州日報)

第三篇 農民騒動篇

一、慶長の檢地騒動 (川中島四郡)

慶長五年九月關ヶ原合戦が終つて後、徳川家康は森右近忠政を川中島四郡の中松城十二万石(大成武鑑十三萬七千五百石)に封じた、忠政は森三左衛門尉可成の六男にして幼名を千之助と云つた、兄武藏守長可麩に海津城主となつたが居ること僅に二ヶ月餘にして本能寺の變に遭ひ、土豪の一揆三千人を殺害して上洛し、後長久手に於て戦死したが、之に先立つて舍弟千之助に家を繼がしむべく遺書を秀吉に贈つた、秀吉長可の忠節を感じ其遺言通り千之助を世繼とし、且つ己が姓の羽柴を名乗らせて右近太夫忠政と稱せしめた、而して翌天正十二年七月秀吉關白となるや忠政を侍從に選び姪を配して寵愛頗る篤かつた、然れども慶長三年秀吉薨去の後は徳州家康に従ひ、關ヶ原合戦には秀忠の軍に屬し、眞田昌幸と上田に戦つた、關ヶ原合戦後家康に請ひ兄の舊領の故を以て川中島の地を得て入封し、六年より七年に亘つて領内の檢地を行つた。

元來檢地は田丸直昌の城主たりし慶長三年に行つたばかりである、然るに忠政が更に檢地を行つたの

は、兄長可が士民の爲めに先年襲撃せられた其復讐的の意も加つて居たので頗る苛酷を極め、毫も假借する處がなかつた、故に右近等と稱して苛酷誅求を呪咀し遂に不平は爆發して一揆を起すに至つた、されど一揆は直ちに鎮定せられて巨魁三人は鳥打峠に於て磔刑に處せられ、與黨七百人(二百九十人とも稱し、或に三千七百九十二人とも云ふ)は首を刎ねられた、長野市善光寺如來堂の傍らにある千人塚は、川田村西澤平左衛門、小島田村宮澤平次郎等が寛文二年是等犠牲者のため供養を行つた記念に建立せるものと稱せられてゐる。詳細の記録はないので不明であるが、かなりの大騒動であつたことは想像出来る。

慶長八年忠政は十八萬六千五百石に増封せられて美作國津山へ移り、寛永十一年六十五歳で卒した。兄可成は天正十年織田信忠の先鋒として信州伊那を侵略し飯田、大島、高遠等數城を陥れた功に依り同年三月廿九日川中島四郡十八萬石を與へられて海津城主となり入部と共に人夫を督して城郭の修築工事を起した、時に四郡の領民は久しき武田の恩顧を忘れず、長可の入封を悦ばざる結果、水内郡三水村の土豪芋川某等巨魁となり烏合の衆一萬を率ひ、海津、長沼城の修築成らざるに乗じ竹槍、蓆旗を押立て長沼城に迫つたが、長可の精兵に破られ、巨魁以下三千人首を切られた、長可は海津城に居ること僅に二ヶ月にして六月二日本能寺の變があり、弟蘭丸、坊丸、力丸の殉死に上洛せんとするや、時こそ得たれと土豪等が信長の兇變を聞いて再び蜂起し、義に差出した人質を返せ然らずんば歸路を妨げんとて

騒動した、長可大に怒り人質を悉く引具して海津城を出れば一揆等所々の山嶮水崖に埋伏し妨害するを一々追ひ拂つて猿ヶ馬場峠に至り、率ゆる所の人質を引出して悉く頸を刎ねたが、獨り木曾氏の人質のみ放ち返し、木曾路を経て上洛し、後豊臣秀吉に屬して戦功あり、美濃國金山城を領するに至つたが、弟忠政がこの因縁を以て前述の檢地となつたもので、信州の農民騒動としての最初のものである。

(松代町史 長野市史)

(附 記)

- 千人塚については異説がある
 - 一、寛文の頃眞田領に二斗八騒動があり、その犠牲の爲めの供養塔との説
 - 二、西澤氏等が發起本願となり數千人の同志を勧誘して善光寺に於て自分等の未來のために逆修の大法要を嘗んだ供養塔との説
- 因に二斗八騒動とは松代藩が暴令を下し糶一俵には五斗三升入とし之を摺つて玄米三斗三升(或は三斗)となる精良の糶を收めよと令した、従前は二斗八升摺の慣例であつたのでこの暴令に反抗し嗷訴した各村にて凡一人宛刑せられて糶は従前の二斗八升摺となつたと云はれる。(前記義民助彌參看)

二、遠山百姓一揆

鎌倉時代の「江儀遠山庄」即ち伊那郡の遠山は、徳川時代に和田、上村、木澤、八重河内、鷲巢、

満島の六ヶ村のことであつた、現代では鷺集、満島（平岡村）を除外した五ヶ村（後に南和田村分離）即ち伊那山脈と赤石山脈との間を流る、遠山川流域のみを指すのである、この遠山地方は地理學者の謂ふ所の赤石構造線に當つてゐる南北に長い峡谷で、地質は古生代の片麻岩や片岩から成り立ち極めて浸蝕せられ易いから、遠山川と其支流の造つた地形は極めて急峻で、山はあくまで高く、谷はいよ／＼深く、唯川に沿つた所々に小平地を堆積してゐるのみである、交通線としては自然の通路といはるゝ見通し道が、南は青崩峠をこえて遠州に通じ、北は地藏峠を過ぎて大鹿より高遠諏訪方面に通ずる路があり、西面伊那盆地への交通路には上下六里の小川路峠があるばかり、東面は重疊天を摩する赤石山脈であるから、全く人畜を絶したる仙境で、最近まで自動車を通せず、物資の運搬は馬の背によるか、否らざれば急流天龍川を舟下しするかの外なき不便至極の土地であつた。平地少なければ自然に焼畑といふもの發達し、急斜の山地を焼きはらひ、其跡に粟、稗、蕎麥などを作付する原始的の火田農法が今尙盛に行はれてゐる。

かゝる交通不便の山間なるが故に文化は後れ勝ちではあるが、併しおのずから一種特有の風尙があり、野味あれども朴訥剛健なる文化を有し、交通頻繁ならざるが故に史蹟、記念物などの遺存するものが多い。

戦國時代から徳川の初期に亘りて遠山地方を領知管理したる豪族は遠山氏である、遠山氏の一代を遠江守景廣といひ、遠山峡谷の略ぼ中央に特立せる盛平山の裾に近き所に居城を構えて之に住し、北は伊那山脈の西面なる神峰城の知久氏と相和し、天龍對岸なる吉岡城の下城氏とは婚を結びて連盟し以て北西面に於ける後顧の憂を絶ち、西南の方、今の天下條及且開に據りたる關氏と對抗した、天文十三年關氏が遂に下條氏に亡ぼされたのは遠山氏が東方より之を壓迫したことに原因するであらう、遠山氏は川を溯りて、知久領であつた程野を併せ、進んで、大河原及鹿鹽に出で、領土を北面に開拓し、南は青崩を踰えて遠州に進出し奥山氏と兵を交うることゝなつた。是より先、景廣は奥山定之の女を娶り互に好を通じたるも、中部水卷城主定茂（定之の子）と謀を合せ、定之の長子良茂の據れる久頭合城（水窪町）を攻陥し、其威勢は北遠地方までも及んだ。第二代土佐守景直の全盛期を経て第三代加兵衛景重に至つて衰頹の運に向つた。

土佐守の死後、長子加兵衛景重が家を繼いだが、病弱にして事を執る能はず、元和元年七月に死歿した、之より先加兵衛は男子なきにより、飯田城主小笠原秀政の家臣二木勘右衛門の二男小平次景信を養つて子とした、勘右衛門は土佐守の妹婿であるから小平次は實は甥に當るのである、然るに加兵衛の死後、遺書がなかつた爲、養子の小平次と景重の弟長九郎景盛との間に相續の争ひが起つた、それは遂に公儀に訴へて裁許を仰ぐことゝなつた、ところが小平次に奉書なく、家督者としての證據が不充分であつた爲、前知行高の内八百石を小平次に、残る五百石を長九郎に讓與すべき旨判決が下つた、けれども

一度紛糾し來りたる兩派の確執は容易に落着せず、長九郎方には遠山伊右衛門、同重郎右衛門等ありて判決に服せず、小平次方には遠山權太夫、同庄右衛門、同七郎右衛門、同庄左衛門、同治郎右衛門、同平左衛門、同佐右衛門等加擔し幕府の裁判を固く執りて屈せず、かくの如く遠山氏の一族臣徒は遂に兩派に分れ、其争は容易に解けず、領下の人民もまた其渦中に捲き込まれて動搖し、遠山の村々は不穩の狀態に陥つた、是に於て徳川幕府は一家不取締とあつて領知を悉く公收し、遠山一家は没落の悲運に際會することとなつた、遠山氏没落後其地は一時美濃久々利千村平右衛門の預り所となり、五年の後幕府の直轄地となり、伊那郡向關の代官宮崎半兵衛の支配するところであつた。

遠山は天嶮の地にして、一夫之を守れば萬夫もこれを攻め難し、斯る嶮要の地に祖先傳來の高祿を興へ、遠山氏を居らしむることに危険を感じ、幕府は相續争に藉口して遂に其家を没收したるものではなかつたらうか、對岸の下條氏もまた徳川氏の將菅沼氏の爲に没落し、松尾の小笠原また危機に瀕したることあり、之等を併せ考ふるときは遠山氏滅亡の原因が那邊に存せしやを知り得るであらう。

是より先、景重は多病であつたから、叔父の新助景道代りて江戸に參勤してゐた、領内に騒動起り一家斷絶の事を聞き、江戸を發して甲府に止り、暫く形勢を觀望したる後歸途に就き、高遠を経て大河原に差しかゝるや、暴徒遽かに起りて前後を遮り、山上より大木、大石を投下し新助は遂に竹槍を以て刺殺された、時は元和八年四月である、之を遠山様 石子詰と云ふ、この騒動は果して何に因るもの

か、遠山家の相續争は元和八年の頃までも解決せずに紛争をつゞけ、何れか一方に加擔して居た新助は遂に反對派に襲撃せらるゝに至つたものか、坂部熊谷家傳記には「養子公事にて遠山御取消につき浪人して領内の百姓を渡りあるきは是まで相暮す處に、百姓どもは難澁の事數々につき云合せ大河原に銚を仕懸置景通の通るを待ちうけて發し懸て打れ之に死す」とある、一説として掲げておく。

遠山氏は景重の養子小平次と其弟長九郎との争に事端を發して没落するに至つたものであるとの説が最も廣く行はれるのである、然るに、遠山氏の滅亡は同氏の暴政又は失政に對して領下の民之に服せず、百姓一揆の勃發となり、和田城落ち、一家四散するに至つたものである、即ち遠山様は百姓一揆のために亡んだのである、相續争はあつたかも知れないが遠山氏の滅亡は其暴政又は失政を以て其最大原因としなければならぬと、暴政論と失政論の二説がある。

(一) 暴 政 論

遠山氏が百姓一揆にて亡びたりとの説は『伊那溫知集』に「元和二年百姓一揆して打亡す、此事暫時公儀へ注知の者無之無地頭、元和三年御改にて知久氏預高と成」とあるのみで、其他の記録類には少しも所見がないから詳細を知ることは出来ない、唯遠山地方にあまねく行はれて居る口碑を通し、又傳説を綜合することにより、遠山氏の暴政論がある程度まで有力にこの峽間に傳播してゐることを知るに過ぎない。

里人傳へて曰く、土佐守様は御取立中々きびしく百姓は逆もたまらず、そこで六ヶ村及鹿鹽、大河原の百姓は寄りく密議を凝らした、其會合の場所は第一回には盛平山の北漆平野（秦早村東端）第二回には須澤（木澤村）の奥待舎であつたと云ふ、斯くて遠山様の悪政を公儀に直訴することとなり、其訴狀の作製を三津島村（満島）の内折立寺の住職長老に托した、義氣に富める長老は直に承諾して之が首謀者となつた、百姓黨は其書を以て御公儀へ直訴し、遂に願意は聞届けられ、遠山氏は其領地を没收せらるゝこととなつた、然るに、之と前後して遠山氏は其直訴の張本人を詮議して折立長老なるを知り、長老を飯島（南和田村）に要撃し瀕死の重傷を負はしめた、是に於て、多年鬱積したる百姓の不平は忽ちにして一揆となりて發し、暴民は一舉和田城を屠り、遠山氏を亡ぼすに至らしめたのである。

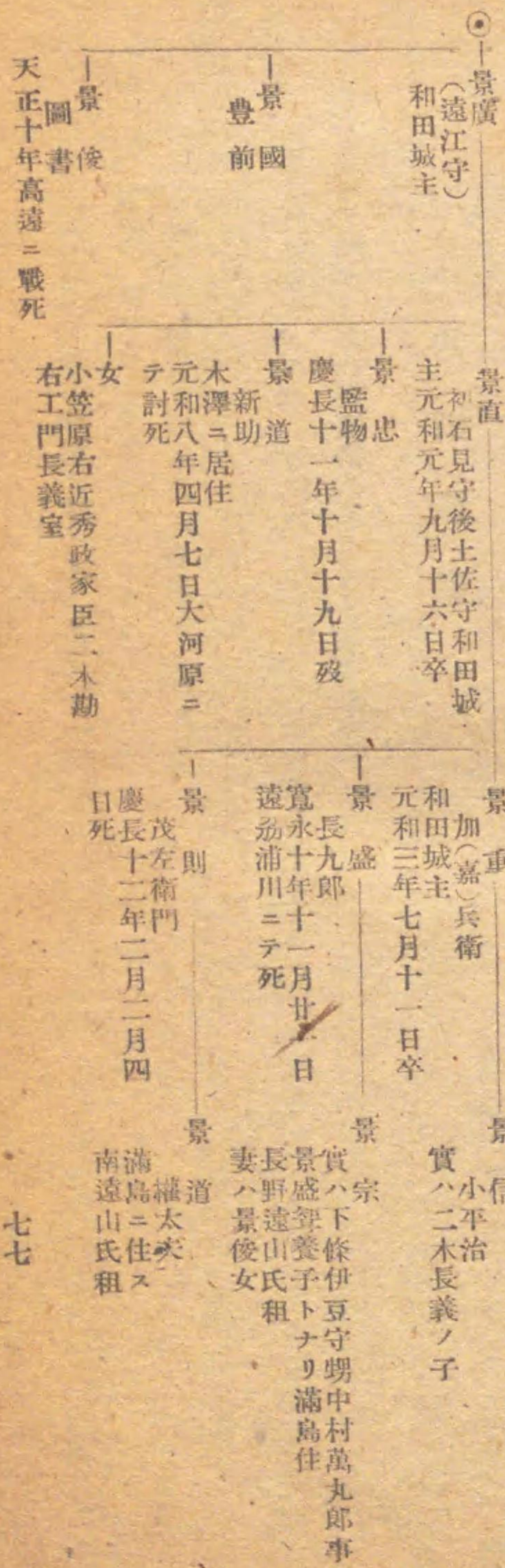
(二) 失政論

一方には前記の暴政論に反對し、遠山氏は暴政に倒れたるにあらずして、林業政策に失敗したるにより領下民人の怨恨を買ひ、それはやがて百姓一揆となり、遂には悲惨なる没落の結果を招來したのであると、蓋し遠山は山地なるを以て、遠山氏は富國の要諦は一に林樹の保護にありとの見解の下に、峻嚴なる林業政策を樹立し、『一樹を折るものは直ちに其首を斬るべし』との法を布き以て林地の保護を期し、栗の木は殊に愛護せしめた、この徹底せる林業政策と永遠の富國政策とは領下の民衆に喜ばれなかつた、民衆は直に收穫を擧げ得る切り畑（火田）に走り遠山様の林業政策を喜ばなかつた、數十年後の

收利を期待する林業政策と直ちに收穫を見られる切り畑とは、氷炭相容れざるものである、この意味に於て、遠山氏は領下の民衆の怨恨と反抗とを買ひ、それが遂に爆發して百姓一揆となり、一族離散するに至つたのである。されど遠山氏は徒らに誅求を事とする暴君ではなかつた、心あるものは遠山氏が百年の大計ある政策に心服してゐた、されば遠山領下の民は其亡後に於ては、却て其暴舉を悔ひ、其冥福を祈り至る所に碑を建て、之を祀り年々の供養を怠らないのであると。

以上の如く二説あるが、其何れにしても遠山氏の末路には、領下の民望を失ひたと云ふ一事は之を認めなければならぬ、一族新助景道が大河原地籍に於て、石子詰において横死したるは遠山氏の暴政と其苛斂誅求の一端を語るものと見なければならぬ。

遠山氏系圖



異説)

(一)景廣の父を藏人正直とするものあり

(二)景盛、景則以下を景重の子にかくるものあり

(三)景國の子を景元(林氏藤吉)とするものあり

(四)中村萬九郎室を景廣又は景道の女とするものあり

(遠山氏に關する史蹟、傳説地は相當澤山あるが之を省略する。)

(參考 拙著伊那農民騒動史及市村氏遠山史蹟)

三、芦田騒動

寛文十年酒井日向守、領内を檢地し、芦田村に及ぶや芦田村の百姓等、竿入強く、租税を増加するものと誤解し、臼田半平、高橋左次兵衛、龍野九大夫兄弟等を首領とし、多くの農民騒ぎ立て檢地の妨をなした。後に臼田等三人は農民を煽動し騒擾せしめたる罪により斬罪に處せられて解決した。

(北佐久郡誌)

四、田村騒動

松代藩主五代眞田伊豆守信安の治政には、有名な寛保二成年の大満水が起り、寛延四年に大地震が襲ふて何れも被害甚大であつた、加之執政原八郎五郎が藩主の寵愛に心奢り、専ら藩政を私し、賄賂を

貪つて淫樂に耽り、綱紀を紊亂せしめた、天災相繼いで起つた上に暴政頻りに行はれ、苛酷誅求に堪へ兼ねた農民は、遂に所謂田村騒動の如き不祥事件を惹起せしむるに至つた。

藩の財政窮乏せるを以て勝手取直しの爲に新に召抱へられたのが田村半右衛門である、半右衛門は何藩の者であるか不明であるが、當時世に傳へられる處に依れば、播州赤穂浪人中不忠不義の奸物として醜名天下に隠れない大野九郎兵衛の忤郡右衛門の成れの果であると云ふ、即ち大野父子は主家没落の砌浪人して流轉の生活を送つたが、晩年父の九郎兵衛は上州妙義山の麓に落付き、手習師匠をなし其地に於て病歿し、忤郡右衛門は天下に其身を容るゝ所なく諸國を流浪し廻つた末、江戸に至り、松代藩土小松一學と交際する中、其經濟的才能の凡ならざるを認められ、寛延三年六月同人の推舉で、田村半右衛門と僞名して松代藩に抱へられたのである。初め二十人扶持を給せられ番頭格となつたが、間もなく勝手係に昇進して三百石を食む身となり、其子左近もまた二十人扶持を給せられて取次役となつた、それのみならず娘の慈法比丘尼を還俗させて己が妹と僞稱し十五人扶持にて奥女中に住込ませたのである、此慈法比丘尼は江戸表奥惣支配を仰付られたが才色兼備の故を以て藩主信安の寵愛を得て頗る怪腕を揮つた、半右衛門が新規召抱の身を以て舊臣を凌ぐ勢力を得た裏面には斯うした巾幗者流の活躍があつたのは觀過出来ない

元來半右衛門は佞奸邪智の曲者として辯舌が甚だ巧であつたのみならず、經濟的方面のことに關しては

卓越した手腕を有してゐた、彼は常に小豆粥に砂糖を加へて食するを好んだが、其粥を作るに際し煮沸してゐる最中砂糖を投入する時は利目が薄いから必ず鍋を取り下した後、少しく冷えたる時分に投入して攪拌すべきであると料理番に説明したと云ふ、又江戸に於ける藩邸の臺所に切つてある炉の中には只鍵が釣してあるのみであるから燃料が不経済であると稱し、炉の中に竈を造らしめ且つ火を焚く者の背後には屏風の如く壁を塗り廻した、蓋し火を多く焚けば其身が熱くて居堪へぬが故に自然少しづつ焚く結果は薪炭の入用が少なくて済むからであると云ふ、斯くの如く經濟上のことには注意深い人物であつた故に松代城へ來ても「出家沙門の徒は損があつても決して得のないものである、されば家へ寄せ付けぬ方が宜しい」と布告するに至つた、以て其人と爲の一端を知るべきである。

此田村半右衛門が如何なる手段を用ゐて疲境困憊せる財政の恢復を圖るであらうか、とは當時藩中の人々が好奇の眼を以て注視を怠らなかつた。奸智に長けた彼の着眼は遠に常人の企劃し能はぬ妙案を有してゐた。といふのは先づ第一に藩役人の素行調査を行ひ、私曲の有無を明細に取調べたる後、私曲を働いた者に對しては、其弱點につけ入つて御用金を申付けたのである。即ち執政原八郎五郎に七百兩、郡奉行成澤新彌、山岸文太夫に三百兩宛、其他村田庄兵衛、渡邊清右衛門、依田佐十郎、片岡文藏、佐藤新八、近藤喜左衛門、奥山勘介、星野孝左衛門、綿貫五兵衛の面々より各二百兩宛十八人の代官中私曲の振舞のあつた十四人の者に對し各百兩宛、八代官の手代共に對し各三十六兩宛を御納戸金缺乏し、

殿様御難澁に付献上すべしと稱して嚴重の申渡をした、獨り綿貫五兵衛のみは不當の命令に付應諾する事は出来ないと稱して其要求を拒絶したが、其他は何れも迷惑に感じながらも脛に庇持つ徒輩の悲しさには之を拒絶するの勇氣なく、苦しい血の出るやうな金を調達して差出した。又宗門奉行の關口軍藏は武具奉行及び吟味役勤務中に金七十兩誤廢化した廉を以て其辨償を命ぜられ、金井藤助は父藤助が役義中費ひ込んだ金子を辨償させられた、其他松城の豪商八田嘉助は江戸へ召換されて六千兩の御用金を申付けられたが、既に原八郎五郎執政の時にも一萬兩、御用金を差出してゐるので頗る迷惑に感じ、之を拒絶せんと種々陳辯したが容れられず、結局其要求に應ぜざるを得なかつた、されど其功に依つて二十人扶持を給せられ給人格に進められた。

斯の如く辛辣な手段を以て多額の金員を徴發した上、更に寛延四年七月廿八日半右衛門は悴左近を伴ふて松城に來り、八田嘉助方に數目滞在の後、馬場町の八田競方へ宿所を移し、十萬石領内村々の百姓中重立者を一村より三四名宛召集し、今年は大檢見、小檢見及び宗門改め等百姓の迷惑致す年中行事は特に免除して遣はずであらう、其代りに百石に付一割五分だけ餘分に上納を差出せ、若し不承知の村があつたら、夫れには小檢見の役人を遣はし、今迄免稅となつてゐる田畑を引上げて了ふから左様心得ると嚴重に申渡した、のみならず藩のために御用金を出す者は博突は元より盗みを致しても差支へないといふ、驚くべき理不盡の申渡をした、天下の法度である博突及び盗みを働いても差支ないとは何といふ

亂暴な命令であらう。百姓共は何れも悲憤慷慨したのも當然で、就中三万石と稱された西山中の百姓達は勘忍袋の緒を切り、八月七日の夜松明をともし、一村より五人三人宛と繰出し、城下近き清野村堂島田圃に集合する者七十三ヶ村より二千餘人の多きに達し、何れも鎌、棒、竹鎗などの兇器を携へて城下町押し寄せて、馬場町の八田競方を真先に襲つた、そして「極悪非道の田村半右衛門を引渡せ」と迫つたが、此時は既に半右衛門は其身の危難を知り逸早くも本町八田嘉助方へ逃れ去つた後だつた。

聽て斯くと知つた一揆はそれ逃がすな、と雪崩を打つて其跡を追ひ嘉助の店を十重二十重に取圍み「盗人に宿を借す嘉助よ、非道を働く半右衛門を引渡せ、若し取り逃がすに於ては汝の首と胴とは立ちどころに離れるから左様心得よ」と口々に叫ぶ聲は喧々囂々と實に物凄いはかりであつた。

半右衛門及嘉助は此の恐ろしい光景を見て膽を潰し、土藏の深く身を隠し、只打慄ふのみで、折柄此の騒動を鎮撫に町奉行が出張したので、好機逸す可らずとなし、一揆の中より總代らしい男が數名進み出で豫め用意される半右衛門の罪狀を逐一列擧せる口上書に添へて、左の請願書を提出した。

乍恐以口上書奉願候御事

別紙以口上書御願申上候通り、今般田村半右衛門様御出品の御新法被仰付殊に御百姓勝手に罷成候はゞ博奕盜等の儀も不苦敷候に付此譯習申度候はゞ江戸表へ罷出可申候と御しなん可被下旨、先日御役所にて被仰付候得共、一統御法度の儀に御座候得ば、村々惣百姓心得不仕候、萬端御百姓行立不申候由被仰渡候依之田村半右衛門様、般惣御百姓へ

惣下置候様に奉願候 以上

寛延四年未八月

山上條村

肝煎 九郎 衛 印

組頭 喜左衛門 印

長百姓 善兵衛 印

惣百姓 印

因に右の請願書には山上條村を筆頭として、實に左記七十ヶ村の肝煎、組頭、長百姓其他有力な百姓が署名捺印してゐる、寔に稀有の出來事であつた。

大田原村、花尾村、橋詰村、田ノ口村、赤田村、地京原村、夏和村、念佛寺村、笹平村、長井村、古山村、小瀬山村、和佐尾村、越道村、山穂刈村、松峰村、久木村、竹生村、鹿谷村、日名村 (以下略)

以上の如く、極悪非道の田村半左衛門を申請する事が若し聽き届けられぬ場合は、止むを得ないから、一同之から江戸表へ出張に及んで公儀へ訴出ても目的を達せねばならぬと百姓一揆の態度は頗る強硬であつた、町奉行も事態容易ならざるを察し、職奉行、郡奉行とも相談の上月番の家老に此事を申立て、差圖を受け、半右衛門が發した非道極まる命令は取消すは勿論、半右衛門をも望みの如く與へるであらう、依つて明朝五ツ時に御藏屋敷へ來れと一揆に挨拶したので一同も漸く納得するに至つた。

一方八田家に於てもネコを二百枚出して御路に之を敷き、酒樽の鏡を抜いて、際に振舞ふなど、敬待大に努め以て人心の激昂を和らけたと云ふ。斯くして八日の朝五ツ時に至り御藏屋敷、於て有言より一

揆に向つて

半右衛門が今回發した命令は如何にも非道であるに相違ない依つて今日限り取消すであらう、又半右衛門儀は江戸に居られる殿様に伺つて見た上に汝等の希望通り下げ渡すから夫れ迄は不穩の舉動のないやうに注意せよはなはぬと申渡すと共に之を書面にして與へたので漸く騒動は鎮撫するに至つた、又半右衛門は一揆が御藏屋敷へ詰めかけてゐる隙を窺ひ其子左近と共に女乗物に乗つて、窃に御安町願行寺へ一時身を隠したが、尙不安に堪へずして、夫より田町の長國寺へ落ち延び、更に田中村の淨福寺へ逃れて潜伏して居つた、而して九日頭を丸め坊主の扮装にて駕籠に打乗り、長國寺の雪水五六名附添ひ地藏峠を越えて上田へ出で、辛うじて江戸へ逃げ皈つたと云ふ、實に稀有の大事件であつたから、早打の使者が二回續けて松代から江戸の藩邸へ飛んだのみならず、別に又早飛脚を仕立て、注進に及んだ、世に之を田村騒動と稱し、此騒動の勃發に先立つて番士小山孝助が幕府へ投書を企てた事件も起つた、小山孝助は半右衛門が藩臣となつた後に推舉に依つて番士として召抱へられ者である、然るに之れも又心よからぬ者で、悪事を働くこと度々で、道の半右衛門も遂に持て餘して繼子扱ひを爲すに至つた、孝助は之を淺く遺恨に思ひ、半右衛門の不行跡を明細に記して幕府の目安箱へ投書するに至つたのである、其頃松城の番士に山寺藤八と云ふ小身者があつた、小身の上に搗て加へて兎角に扶持米が滞り勝て充分に渡らぬ處より、貧窮極つて餓死を遂げた、孝助は此藤八の名前を騙つて投書したのであつたが、幕府は詮議の結果其手跡

で孝助の投書と確め、不届至極と永牢舎を命じたが、寶曆二年五月廿五日打首の刑に處した。

田村半右衛門は公儀に於て取調の結果、罪狀明白となり、江戸に於て捕へられて投獄中、寛延四年十二月牢死を遂げたので、死骸は打首となり、又左近、慈法比丘尼も皆それ〴〵に處分せられて落着を見るに至つた、因に田村事件に就て異史料もあるが、本筋には關係がないので茲には直略する。

(松代町誌)

五、永 牢 林

千人講 騒 動

時は寶曆十一年飯田城主七代堀親長の治世である。同年十二月千人講の事が仰出された、この千人講と云ふのは一口二兩宛千口にて夫々身代に應じ三口、二口、一口より八半口まで割賦して受持つべく示されたもので、奉行黒須楠右衛門命に依り領内へ申渡した。

地域廣大、物資豊かな飯田藩にも財政困窮の時代があつた。元祿七年の古記録に薪炭代三十五兩の支拂に窮した爲め商人から町奉行に訴願されその旨江戸から在城の親貞に通知したにも拘らず、親貞は馬耳東風と聞き流し家老の宅に行つて能狂言を見て一切を顧みなかつた、

(註、親貞は飯田城主二代に當る元祿七年は三代親常の治世にて、この點は相違す、頼常?)

などの事もある位に當時は華奢遊惰に流れ窮乏を告ぐるに至つたのもその一面であつて五代親常の時代は窮乏言語に絶し緊急對策を講ずることが焦眉の急であつた。親常は意を決し領内に向つて大節儉を屢々嚴令し、之に先んじて藩士の扶持五百石より三百五十石迄六分の一、給人隱居扶持を半減して範を領内に示した。

斯かる藩財政の窮乏を救済せん爲めのものであつた事は想像出来るが、隨分不承知の者もあつたので、強制的に町役人、御用達、村方庄屋等に旨をふくめて説得したので一同之に服し毎月十六日飯田櫻町の御用屋敷にて酒吸物を下されて金子の取集をなした。一口で一ケ年二十四兩、一ケ月二兩宛差出し翌年よりは右の利息金にて年貢上納に充つる定めで一同御請をなし正月十六日御用屋敷に於て金子取集めに及んだところ別府村（現在上郷村）の庄右衛門、新助の二人たつて辭退したるに不屈至極の旨にて同村町宿栲梗屋彦三郎方へ御預けの上別府より番人日夜交代にて勤務することゝなつた。

千人講相勤むる者には家内妻子に至る時服絹緋絹の羽織其の手代も絹羽織着用を許し、講外の者は絹布衣類羽織の着用差止め綿布に麻羽織着用の旨を仰せ渡された。同年二月分に至り島田村（現在松尾村）明の者一、二人講金の差出の儀難澁に依り御免を願ひ出た處、金子調ひ難くば田畑を賣拂ふてなり共差出すべく一度御受をなしたる以上は更に免除なり難し。如何にしても出来兼ねるに於ては立退き申すべき旨嚴しく言ひ渡されて空しく歸村した。

之を聞き傳へた總百姓は元來が藩の御合主義から出發した非義の千人講を強制し、金子不調達の者は立退けなどは其の意を得ずと激昂し深く奉行黒須楠右衛門、下郷代官小林茂次右衛門を怨み、折々集會を開いた結果、車廻文を以て牒し合せ、二月廿二日夜五ツ頃より中村、川路、桐林邊の百姓一揆鯨波の聲を擧げて押し寄せ來り、同四ツ頃には八幡原（松尾村）に大籠を焚き手にノ松明を持ち、同九ツ頃下山村（鼎村）庄屋六左衛門方へ押し寄せ家屋悉く打ち潰した。（六左衛門は黒須奉行出入の者）それより上山村穀屋孫右衛門を潰して破竹の勢ひとなつた。

この報が飯田に傳はるや、總家中残らず城内につめきり用人吟味方野村善左衛門馬乘にて上松川橋場へ駈けつけ橋向ふなる一揆に對し理解申し聞けたる所、折柄代官小林茂次右衛門が來たのを見るや「茂次右衛門を逃すな」と罵り騒ぐ。見る間に皆川に飛び込み押し迫るより小林は叶はじと一散に逃げ歸り、野村も説諭の甲斐なく引取りたるより暴民は更に城下に押し寄せ、先づ大横町の山田屋新七及び田町の米屋太兵衛を打潰した。

恰も其の夜に當り上郷百姓も又一揆を起し市田村庄屋平九郎及び與右衛門を始め、座光寺村庄屋七左衛門、黒田村（現在上郷村）庄屋仙左衛門及び新助等を打潰し城下に向つて押し寄せ、先づ飯田櫻町の油屋三十郎を潰し土藏より衣類を取り出し油に浸し諸道具悉く踏み碎き油桶を打ち破り河水の溢るゝ如く樹形まで流れ亘つた。三十郎の潰されたのは黒須楠右衛門が逃げ込み隠れしと傳へらるる爲めであ

つて時は廿三日朝四ツ頃であつた。明くれば廿三日知久町南部屋清藏を潰す。この時、柳田里右衛門馬車にて馳せ來り制し諭して稍穩かとなりしが同時に一方は本町山村屋善十郎を潰さんと爲したる所へ、高澤六郎兵衛來り何事も願の筋御聞届けあるべきに依り鎮まるべしとのことに然らば證據として書付を下されたしと申出で六郎兵衛は懐中の鼻書取り出し千人講其他何事も聞届くべしと認め、數枚渡されたので善十郎は危急を免れた。この時中川彌五右衛門も來り會した。一方上郷一揆は傳馬町竹丸屋半兵衛を打潰す。山吹藩（旗本）の座光寺主水早馬にて駈け來り城内に入つた。

一揆の民衆は又々追手前へ集まり、黒須楠右衛門小林茂次右衛門の二人を申受度旨口々願ひ出で、奉行中山藤左衛門、野村善左衛門を始め、諸役人上郷代官辻元郷右衛門其他地方役人残らず追手先に出で重役は床几にかゝり足輕數十人何れも棒組嚴めしく、やがて役人より諸事願の通御聞濟なざるべき旨書付を下げ渡した。時は廿三日の八ツ時で右の書付を座光寺村の郡治、棒の先に結びつけ番匠町の井戸桁の上に乗り振り廻したので双方共に漸く鎮靜に歸した。之にて一先づ鎮まつたと見えしが目明を勤めた大横町の三保屋與市方を打壞した。斯かる有様にて前夜來の飯田町中は何れも酒、飯の類は勿論、菓子砂糖を荒したるのみならず中には木綿、手拭、油等を掠奪されたものも少くなかつた。

翌廿四日町方にて誰云ふとなしに諸運上御免の事願ふべしと云ひ傳へ、出でざる者は打ち潰すと云ふ勢ひに片端より驅け集まり追手先へ集合した。畚札運上、絲運上其外諸運上悉く免除の事を願請し町役

人又火事羽織、火事装束につてめかけ城中には諸役人出張、凡て願の趣聞届くべく申渡しそれにて鎮靜に復した。この日を以て黒須楠右衛門退役を命ぜられ野村善左衛門後任となつた旨を小使を以て解れ廻つた。越えて廿五日百姓一揆引取らざるより『百姓共亂暴致し候は町人共屋根より石を打ち申すべく夫れにても引取らざるとき注進致すべき由』觸れ示され漸く引き始め翌廿六日朝迄に残らず引拂ひ城下町も漸く平穩に復した。

同年四月十八日夜九ツ半時、番匠町南側堀端角屋丈助の借屋綿屋治兵衛方裏に積み置きたる焼酎粕より發火、折しも烈風の事とて番匠町池田町松尾町一二丁目、本町一二丁目、知久町一二丁目の目抜の場所八町の類焼にて一揆に續く大損害で目も當てられず焼失者へは先例により材木、繩等が下賜された。

同七月六日夜彼の千人講事件に頭取りたる者召捕となり八軒藏新牢へ押込め其の上吟味の上手錠又はカノ牟舎と等差があり在方百姓の御咎めを受はたものは多數であつた。

同十月二十五日の夜に至り町方騒動の節願出でたる者の中、番匠町茂七、大横町の三郎兵衛、桶屋喜三郎、櫻町の五郎右衛門、文作、本町の虎之助等からめ捕はれ八軒藏へ打ち込まれ其他手錠押込の者五十餘名に上つた。又町役人にて火事装束をなし集まつた者共も吟味の上閉門仰せつけられた面々は左の如くである。

同	福住善右衛門	同	福住喜三郎
問屋	太田九郎平	七町	松二源六
同	野原文四郎	同	田町伊平治
同	大原三太夫	五町	傳馬町 新兵衛
		同	櫻町三郎右衛門

本町一丁目井筒屋治郎七は騒動の際百姓方の願書を認め遣はしたのを探知されて、奉行所白洲へ召出され訊問された。治郎七は町内善十郎へ庄屋寄合の節善十郎に頼まれ下書を書いた廉で口供書及び印形を取られたのみで叱責もなかつた。

明和元年八軒牢舎の者輕きものは放免し重きは更に谷川の本牢へ移され、放免の者も手錠の上組預け村預けを命ぜられ、町方で本牢へ送られた者は、桶屋喜三郎(車廻狀を出した廉)五郎右衛門、三郎兵衛、虎之助、茂七(運上御免願出の重立者として)の五人で右の内虎之助は冤罪で町下代福田三郎兵衛が火難の時の意趣を含み悪様に申立られたので重罪者へ加へられたが百五十日で放免せられ、其上永々遠慮仰せ付けられた。(但百五十日戸締)尙在方の頭取りたる者も永牢申付くべき所御慈悲を以て出獄仰せ付らる云々にて一同放免を命じ、

『依之正永寺山の南方に松一本宛植付候様被仰付候』として節約の趣旨にふさわしい条件がつけられて明和二年正月三十日四年がかりで千人講騒動に落着した。後年この松林を永牢林と稱し今尙巨樹の俤を

物語るものがある。

(註) 本文中上郷、下郷とあるは當時は松川を境として北一帯を上郷と云ひ、南を下郷と稱したので現在の^{上郷村}とは關係はない。

(追記) 千人講騒動に付前掲の外一、二の記録あるも大同小異に付省略

六、寶曆騒動 (世ならし騒動)

寶曆騒動は寶曆十一年十二月十一日夜、浦野組夫神村より起る、十二日城下に強訴す、願意凡十九條、十三日町在に騒擾を極め、十四日退散す、家老岡部九郎兵衛誠意克く其事にあたる、二十四日より願意を裁斷許否し、翌年二月に至つて之を了す、同十三年三月巨魁半平、淺之亟を刑して事止む、暴舉は平素人望を缺きたる村役人、扶持人、内通者、質屋、奸商等にふるまひ、家屋、土藏、雪隠等を潰し、或は焚きて煙となし、朱塗膳椀、南京皿、書畫、金屏、孀子緞子の衣服、夜具、名刀劍等を引き割き、叩きわり、粃米の俵かき切りて庭へ播散らし、川へ押流し、味噌を庭に押しあげ、肥を注ぎ、酒糟を切倒して四圍にこぼし、庭木を切りて家に倒しかけ、主人の片鬢を剃落して柱に縛し、眞裸体にむきて繩をかけ、打叩き張返し肥をすくひかけて糞佛とし、踏み倒し鬢をつかみ毛髮一筋も餘さずむしり抜き、打擲の末半死半生にする等暴狀極まれり、騒動は一に「世ならし」と稱せられ、有特權階級の壓迫

に對する無特權階級の反撥に出づ、然れども暴民の舉は不偏不黨のものにあらず、されば貪り積る不義の金百八十五兩餘を掘りくり出されたる村役人もあれば、日頃役前も正利なるが世間の聞えばかりに座敷のみ打潰し、更に百姓方にて一言の申分なしとて一札を出されたる村役人もあり、あながち被害者のみを惡しざまに見るべきにもあらず。此騒動の突發してより後、二十二年にして天明騒動があつた。

七、天明騒動

天明三年六月大雨、七月淺間山大噴火、九月米價騰貴、北上野の民飢饉に迫るもの甚大なり、金一兩に付米六斗、忽にして五斗に騰る。九月二十九日夜上野國磯部村に一揆起り、附近の暴民と合して、横川關を破り、十月二日佐久郡輕井澤に侵入す、一行二百七十人といふ、南北佐久を荒し、四日小諸城下を過ぐる頃には同勢七八百人に及ぶ、一揆はかくて小縣郡に入り、新張、禰津、朴屋を掠め、五日田中、海野、大屋、海善寺、吉田、小井田、漆戸、赤坂、本原、眞田、横尾等を掠め、伊勢山を経て上田に入らんとす、上田藩既に部署を定め、神川の各橋々を警む、一揆の勢一千八百人と稱す、八本、梵天を立て向ひしも、此警備に躊躇して敢て進まず、伊勢山村庄屋庄右衛門令を下し、若者二十人ばかりを選び、棒、刀、鎗、銃を備へ、防禦の地、橋燒落しの策、追撃の場等を策し、變處す、此夜雨靜に降る闇に

乗じて暴徒等川久保橋に入る、乃ち立つて之と戦ふ、賊徒三人を突き伏す、賊徒怒つて猛進するや、銃隊を以て一齋に射撃す、賊徒梵天を下げて本原に退く、忽にして六十歳ばかりの男手練の程見よやと進み來る劍士野竹宗五郎竹鎗を以て之を突く、次いで出でたる一人を破る、賊勢亂るるや、打つて捕へて繩をかく、急を藩に告ぐれば藩士卒三百七十二人を派し、大に之を搦め捕る、六日處々に隠れたるを搜索し、四十四人を捕縛す、是を以て小諸藩、岩村田藩も亦捕縛に従ひ、江戸より上信に向けたる牧野、曲淵の兩奉行、同心百人來り會し、殘黨三百餘人を縛し、追分に裁判す、之に於いて四隣鎮靜に歸す、十二月上田藩藤屋和泉屋をも打破り、更に梁場七左衛門方を攻む、加勢愈々加はり、三千人の總勢にて三塚に押入り、櫻井村に出で、更に進んで一手は御馬寄に入り、富右衛門、義右衛門を潰し、一手は原新田村にて常右衛門、源四郎、千彌等を潰し、十四日朝八幡に出づ、此處にて仙右衛門、七郎右衛門、宇右衛門、七郎兵衛等を打潰し、鹽名田にて焚出をなさしめ、それより耳取森山を經、柏木に出づ、穀商喜太夫、新五郎を潰し、又四郎に焚出をなさしめ、將に小諸城下に迫らんとし勢頗る盛なり。

小諸藩にては城に手向はゞ飛道具にて打取るべしとて、石火矢大筒の準備をなし、近郷十七村の若者四百餘人を召し、諸方の木戸を固めたり、暴徒稍躊躇し、梵天を横に伏せ狼藉なく、小諸城下を通過せり、暴徒は更に新張に至り、これより總勢二手に分れ、先勢は禰津に入り、後勢は牧屋に下る、禰津勢は更に川を渡りて布下村久五右衛門、龜右衛門を潰し火を放つ。

暴徒はそれより田中に出で、海野宿に進めり、五日直に上田に入らんとせしも上田藩の防備を氣遣ひ、海善寺より東上田へ上り、中曾根、上深井、中原、眞田の諸村を荒し、黄昏加賀川を渡り横尾村に亂入し、更に上田を衝かんとせり、伊勢山村名主山田庄右衛門上田藩に暴徒鎮定方を申出、且急使を近村に馳せ劍道の門弟を召す、集るもの二十餘名、武装して加賀川阿久保橋詰にあり暴徒の來るを待つ、六日早朝暴徒千八百人、八本の梵天を立て河久保橋に向ふ、庄左衛門橋上にあり暴徒に斬りかゝりたれば、橋上の混亂一方ならず、加ふるに上田藩同心伊勢山庄屋庄右衛門に苗字(清水)帶刀を許し、組頭小八に庄屋格並に苗字帶刀を許し、以下の諸役に褒賞し、村中に錢十五貫文、米五俵を下げて之を犒ふ。

(小縣郡史)

八、天明騒動

天明三年米價暴騰して生民塗炭に苦むに至り、諸方何となく騒がしき折柄米穀を圍置くものありとの風説あり、これを打潰すべしとて、九月廿九日夜上野磯部村に一揆起りたるを始めとし、五料安中板鼻妙義等に起れる暴民相合して、横川の關を打破り、坂本に押し寄せ碓氷峠を越え、十月二日輕井澤に亂入せり、一行二百七十人、皆口々に叫んで「焚出しをせざれば焼き拂ふべし」と。一同茲に焚出しをなさしめ、輕井澤の衆を先手梵天持として出發す、近在に觸れしめて曰く「今度野澤隅屋甚五右衛門、岩村

田布袋屋を始め穀物買置の者共を打潰し、米穀下價に致すべし、依て村毎に加勢に罷出づべし、若し違背の村々へは火を放ちて焼き拂ふべし」と。これを聞きたる村民は恐るゝ、同勢に加はり、同日午後沓掛に入る、總勢五百人と注せらる。萬屋五右衛門を打潰し、米穀留置の者の宅に踏込み、賣値引下を迫りて捺印せしめ、且商店に至り思ふまゝに物品を強奪し狼藉至らざるなし。追分、小田井は飲食のみにて打潰せし家はなし、二日夜八時頃總勢八百餘人岩村田に亂入し、布袋屋武左衛門、藤兵衛、法華堂を打潰し勢益烈し、岩村田藩鎮定方につき評議ありしも俄のことゝて止むなく通過せしめたり、暴徒等勢に乗じ、新子田に入り勢を集めて志賀村に入り、半右衛門、吉兵衛、大治郎、半五郎などを打破り、衆生捕を開始したれば暴徒は狼狽して悉く隠匿し人民安堵せり、江戸表より奉行牧野大隅守、曲淵甲斐守數名の捕手を率ゐて出張し、追分に會所を設け諸方の搦捕に従事せり、各地の牢獄充滿し、皆小諸藩預りとなる。

この暴動の結果は却て金圓米穀の融通を澁滞せしめ、一日生活の困難を重ねたり。(北佐久郡志)

九、平賀騒動

松本藩は寛保三年佐久郡四十四ヶ村一萬二千余石の天領地御預りを命ぜられ、平賀村に陣屋を置き、代官都筑三太夫、手代權田外右衛門、及下役十餘人を駐割して民政を管治した、天明三年十月佐久に百

姓一揆があり、之より先き同年七月淺間山の噴火があり、上州數十ヶ村を流殍し、信州も佐久地方の損害夥しく、如之季候不順にて穀物實らず、人心恟々の折柄、上州磯部、安中邊より暴徒蜂起し、二百七十人碓氷峠を踰え、十月二日佐久郡へ亂入し、所在の暴民を嘯集し、平賀、野澤、岩村田を掠め、三日四日小諸、田中、海野を經、富家を脅威し、狼藉を極め、五日には將に上田に迫らすとした、其勢二千餘人、小諸、岩村田、上田の諸藩何れも恐怖して制すを得ず、土豪山田庄右衛門壯丁二十人を率ゑ、先んずる者數名を斬つた、一揆之に怯れ終に退散した、之を天明の佐久騷動と云ふ。

平賀陣屋よりの急報は四日夜松本に達した、依て翌五日直に足輕に鐵砲十挺を持たせ先發させ、引續き駒井彦右衛門、板橋東藏に足輕五十人を附し、同夜出發扉峠を急馳した、此日又急報にて暴徒は諏訪より尻へ押來るの風聞ありとの注進に、井田文左衛門、金丸半右衛門、近藤源左衛門、神方助左衛門以下足輕を派遣した、然るに六日上田より保福寺口へ押來るの風聞注進があり、更に吉江助左衛門、渡邊久右衛門以下足輕を此方面へ急派した、斯くて諸士残らず旅支度にて城下へ誥切り、武器兵糧の準備を整ふ、七日に至つて暴徒鎮靜の報に接して諸方漸く安堵歸城したが一時は松本城内外の騷擾は大方でなかつた、平賀領地内にも實豪六七軒を潰し、放火もあつた由で江戸より出張の役人、町奉行曲淵甲斐守より、廿人だけ咎人を預けられ、十人を陣屋牢屋へ繋ぎ、其餘は管内村役人に分ち番人せしめた。

(松本市史)

一〇、文化の不作騷動

(善光寺町)

文化十年十月この年は不作で米價高騰し、白米小賣百文に付一升二合となり尙在方の出穀少き時は更に騰貴する風聞が傳つた、十三日の夜何れの者とも知れず穀問屋二十二軒を打毀して大騷動を起した、領主は救助の必要ありとして飯山表に依頼し糶五百俵を買つて準備した。

この騷動は幕領、藩領も同時に起つたもので、各領主より役人が出張して取調べた、寺領にも各町にてうるんの者召取、手鎖二人、腰繩八人、其外呼出し一應取調べの上、拷問を要するものは松代へ依頼し、遂に二人は松代へ引立て、一年間入牢の上、被害者一同の願によつて許された。この騷動で町々小前の食糧拂底のため役所にて寺領内人選にて御用金を申付、この金に米を買入れ米屋へ拂下げて廉賣させた。

- 金五十兩 東之門提見説、大門 岩下平助
 - 金三十兩 横町 高橋重左衛門 同 金子與右衛門 岩 石笹本源藏 新町 林數右衛門 町年寄
 - 金二十兩 立町 須田宗軒 西之門 藤井安左衛門 大門 喜八 同 伊助 西町 權七
 - 金十兩 大門 清五郎 新町 久七
- 約六百兩なれば當時二千俵以上を買ひ得たであらう

(長野市史)

一一、紙問屋事件

九八

享和、文化の頃の伊那郡の農民の生活は米穀、野菜作りを主體とし、初秋から春にかけては楮を主材とする紙漉きによつて生活は保證された。その頃の士農工商の各階級の人々は、男と云はず女と云はず總て頭髮はこの紙(酒)を以て造られた元結が必需品であつて全國の大部分は伊那から産出されてゐた。殊にこの紙を生産するのは島田村(今の松尾村)今田村(今の龍江村)等は夜の眠りも短き程につましく労働するので各家々の生活はいつも豊に恵まれてゐた。かうした平和はいつ迄も續かず茲に兩村の農民に對して脅威を感じしめる新事實が忽然と現はれた。

それは毛賀村(現在は松尾村の一部)に林六郎左衛門(改名新作)と云ふ素封家が黄金の光りで官權に取り入り御用達の地位を得、今田、島田の兩村並に八幡の繁盛を羨やみ、紙問屋を設立して農民や紙商人から所謂運上なる名儀のもとに徴税を計畫したのである。

この計畫を知つた島田村の住民は領主堀侯の所有であり、無暴の官權の壓迫を懼れて、その頃堀侯の領分でない幕府直屬の所謂天領である今田村の人々にこの舉を内報した。他領然もその頃の天領を笠に着た今田村の人々は同行して毛賀に至り新作に嚴談し天領の故を以て左記の訛證文をとつた。

誤り證文の事

今度新作新法紙問屋相立候始末貴殿村方惣方難澁の由申開候に付紙問屋の儀相止申候以前に不替何方成共相對を以て賣買自由可被成候、此方に構座無候、誤り證文依て如件

文化五辰年

信州飯田領毛賀村六郎左衛門

(改名新作)

右新作が紙問屋設立を願出たのは文化四年十一月十一日で紙問屋を建て自宅を元會所とし飯田本町二、板屋藤次郎方を出張所とする案であつた。反對したのは單に島田、龍江の兩村ばかりでなく飯田町は十二日に本覺寺に町方組頭全部集會して反對訴願を決し、十四日は元結屋仲間も連合して差止方嘆願を申合せた。十六日町役人は惣町組頭を招き紙問屋免許に付難澁の筋合を取糺したが答ふる者がなく、追て晝面を以て問答することに決し、同時に青物問屋に對しても同様反對願書を提出した。事態斯の如く關係者全部が反對したので二十二日に林新作に許可したる紙問屋は來る文化五年迄差延とするの觸れが出るに至つた。

かうして農民は幸ひの中に年は暮れ文化五年の八月の問題は檯頭し問屋宅へ組頭及五人組惣代を呼出し十五日迄に意見申達を申渡されたので二十一日二十二日本覺寺に寄合ひ二十八日迄延期を申請した。一方新作は自己一人では力弱きを悟り時の郡奉行赤川七郎右衛門と協議し遂に場所を變更して飯田本町一丁目新に御用卸し紙問屋を開いたのは文化六年九月二十七日で十月五日より十四日迄町方の持紙を調査し十月十五日に開店して左の如き運上を徴收した。

九九

一、御用紙は毎年十月より翌年二月迄に上納の事
但、直段は時相場にて代金壹兩に付口錢一匁六分宛

一、御領分漚の紙は代金壹兩に付運上銀一匁六分宛

一、御他領並に諸國の紙は代金壹兩に付口錢銀六分宛

一、賣買共貸借せず

一、其時相場に仕切らず問屋に預る場合は内金は刻判の切手を渡す十月より正月迄の利定一ヶ月にて金一兩に付銀七分五厘、二月より九月迄は銀六分 (其他細則は省略)

そして問屋役人として奥村吉右衛門、柴田彦作、櫻井平七を任命し手先として毛賀村清八、治郎作、駄科村金作、上川路村良助、孫作等をあげた。紙漚業者の兩村、殊に今田村の住良は如何にしてこの不法の束縛を脱せんかと焦慮しつゝ冬來り路上に霜林は立ち、紙漚く人々の手にはアカギレやヒビが出来、世は淋しき死の冬を思ふ文化六年の十二月五日であつた。桑の落葉にガサと風が渡り、水田に氷が張る寒い夜であつた、駄科村金作の住宅は子の刻に天地も崩る如き鯨波をあげた數百の暴民に襲はれた、金作の家が打潰されるや群衆は益々狂ひ、毛賀村清八、治郎作の家も微塵となし總ての家財を泥土に委ねて巨魁新作方へ押寄せ、戸障子、器具、家敗すべてを粉碎し、亂暴狼籍至らざるなくして、何處へか去つてしまつた。

新作方の家内は途を失ひ逃げかくれ、新作は白の寝巻き一枚にて八幡の森に逃し極寒の一夜を草叢に明かし、妻子は薪部屋の中、老母はくりやの片隅に潜み何れも死に近き戦きの夜を送つた。

奉行赤川七郎右衛門は新作の訴へにより嫌疑を今田村の農民にかけ嚴重に詮議の手を伸ばした。斯くて又廻り來つた正月を今田村の農民は不安の裡に送りつゝあつた時、上組の福岡宇兵衛が偶々駄科村金作(屋號モッコヤ)方で紙商の用談中、會話の端しはからずも、その打潰しが今田村民であつた事を口すべらしたので時恰も隣室にゐた飯田藩同心の知る所となつて、遂に嚴重の調べに自白してしまつた。

文化八年二月、不安の今田村へ幕府の御召状が到着して、芳右衛門、伊吉、仲右衛門、長十郎、長次郎、喜源次、宇兵衛、勘兵衛、源五右衛門の九名、名主差添への上江戸表へ出廷を申つけられた。名主として上組喜傳次、中組重郎右衛門、下組元左衛門が同行した、彼等は名主を除いて飯島役所で手錠腰繩となり、江戸へ上つた。そして二月十九日朝まだき馬喰町四丁目伊勢屋新右衛門方に落付き、二十一日寺社奉行阿部備中守(備後福山城主十五萬石)に引渡された。

阿部備中守の調査は極めて懇切であつて對人的の待遇であつた爲めに人々は奉行に對して滿腔の感謝を以てした。調べの續くに從つて飯田藩の弱點が曝露されて農民には段々と有利になつて來た。斯くて日は進み月は消されて世は花に酔ひ、鳥に和する春深くなつた四月二十一日仲右衛門、宇兵衛は牢疫病のため遂に獄死し、續いて二十二日勘兵衛が死し、芳右衛門も三十日に牢死した。明くる五月一日村役

人の彌兵衛が死し、月二十一日長十郎が死し、嫌疑者が五人迄も死んでしまつた。死骸は法に依つて取捨てとなるや淺草御藏前永見寺で火葬に附し遺骨は送られた。残つた四人の者や在江戸の村役人附添人等は阿部備中守の慈悲ある裁判を受けつゝあつたが其調べは農民と官權の争議なので極めて長引いた。

年は幾度か暮れては迎へられて文化十二年亥八月裁判は確定し決斷文は下されたが極めて農民を尊重したものであつた。暴動に加つた今田村の農民に對して厳しい御叱りがあつて科料として錢五十貫匁の言渡しがあつたが、紙問屋で今まで徴收した運上は全部今田村へ返還となり以後紙問屋の設置は許されなかつた。

この暴動に加つた農民は上組十五人、中組二十八人、下組十五人と稱されてゐたが他村や近傍の者等で無慮數百名の多人數であつた。斯くて前の平和な今田村が出来たのは二、三年後であつた。

一二、興津騒動

高遠藩の財政窮乏は、かの有名で人口に喰ひさるる民謡

木曾へ木曾へとつけ出す米は伊那の百姓の涙米

涙米とはそりや情ない伊那の百姓の餘り米

が謡へる如く相當に理由あるものであつた、興津騒動は藩財政窮乏に關聯するので順序として當時の高遠藩を顧みたい。

高遠の藩政の弛廢甚だしかつた時代は、内藤頼尙(清枝、高遠城主三萬三千石に封じられてより四代)及び長好の時代にて、藩主は事に托して參勤交代を闕除し、藩政をば全く臣下にのみ委して顧みず、剩へ良老職なく、藩士及び卒は藩民を壓迫して農民の辛苦を意とせず、爲めに士民間に軌轢を生じ、又藩士の道徳も破壊された。安永八年八月足輕太田平七の弟石工となりて奥州福島に赴き、曩に己が業を習いたる師匠を殺して福島にて捕へられ、急報に依り、大目付奥村兵藏は福島へ行き犯人を刑したが如く片鱗以て全藩を窺ふに足るものがある。此の頃領内の田畑蟲害を受くること甚だ多く、天明三年十月には田圃蟲害のため二萬六千五百五十石を失ひ、同六年には二萬四千五百六十石の大損失を見るに至つた。されど家老以下の藩士全く之を顧みる事なく、天明三年領内の藩民一揆を起し之が鎮撫に苦心し、寛政元年七月には天龍川氾濫し各所の堤防を破り多くの田畑を流失し、農民の慘狀察するに餘りあり、越えて寛政二年四月には小澤村(伊那町)の農民金右衛門と云ふもの、老中松平越中守江戸通行中に直訴し藩老の不行跡を告訴した。又藩士小泉和藤治は、寛政二年大阪加番に隨從し、途中大井川にて船夫が藩士の賂を受け其金額の多少に依り待遇を異にするを目撃し、憤りの餘り金谷宿にて船夫を斬り自らも自殺した。かく道義心破壊し、藩政紊亂すと雖も老職等少しも憂へず、唯々自己の利得をのみ慮るの風潮

を馴致した。そこで一代の俊傑坂本天山が現れ、公憤の念やるせなく、慷慨悲憤して起ち、藩士の道徳を進め藩民を塗炭の苦より救はんとよく藩治の改革に志し子弟を教育した。此の頃天龍川屢々氾濫し兩岸流失すること年々にて隣地の幕府領の代官は銳意治水を謀るに高遠藩は更に顧みず、洪水毎に田畑損失し藩民の窮情見るに忍びず、天山郡代となり地方政治を司ることとなるや慨嘆して私財を擲ち、人夫數十人を率ひて毎日河岸に出張して工事を監督し、野底（伊那町）の押出堤防を築き憂なきに至らしめた。當時は堤防工事の如きも幕府の許可なくては築造出来ず、天山策を環らしてその咎責を免れ尋常の苦心ではなかつた。爾來野底、上牧の二村水害を蒙ることなく農民今に至る其勞を徳として居る。其外天山は砲術に長じ、博學多識にして數多の門弟を養ひ以て後世同藩に文學徳教を盛ならしむるの基を開いた。かく功績の多かつたにも係らず家老之を喜ばず、却て之を冷遇し、終には元締原三郎右衛門と隙あるに乘じ、家老は天山を弾劾したので天山は高遠を去つたに觀るも當時の藩内一般の風潮が察せられる。

高遠藩は、元祿年間の檢地峻嚴を極め、それがため領内の人民は辛苦に悩み、藩主又財政不如意であつたが、頼寧（長好一頼以一頼寧）の時代は窮乏の極に達したことは當時の命令、觸書等に明瞭であつて門税と稱する特殊な税目を定めて、金百兩を差出したものは新に門を建つることを許し、又役税と稱して金五十兩を出したものは或る役につくを許し、其他役金と稱して金百兩を出し、者に苗字帶刀を

許す等、特別の待遇を爲し、この役金を出して名譽を得たものには其後も藩侯の必要に應じて五十兩或は二十兩を數回出させたと云はれ、金錢のみならず動産、不動産を問はず苟も藩の財政窮乏を救ふに足るものをば寄附を慫慂した。

富縣村に存する古記録に、山林五ヶ所（神宿、大林、小林、上の山、天神山、此段別十九町三反二畝廿四歩）を表面は人民の自發的寄附（裏面にて慫慂）せしめ、文政十一年に拂下げ天保六年に再び寄附せしめた。此間八ヶ年にして結局藩に於ては拂下げ代金六拾五兩を得たので之に類する例は領内にまゝ存する所であつて、財政の困難を救ふためには苛斂誅求は勿論、領内及他領に亘りて借金政策を執り、木曾方面よりも多くの借財あり、その元利返済のためには代米を以てし、前記民謡が如實に示す涙米には相當に理由があつた事が察せられる。

の藩財政窮乏の問題に關聯して一事件が起つた。之を興津騒動又は革鞋騒動とも云はれるのである。

文政六年には藩主頼寧御加番役として前年より大阪表にあつた其留守中、郡代にして元締役なる興津紋左衛門並に年寄役なる淺利彦右衛門の兩人は、主君に對し内政を扶助すると稱して、領内の百姓に向ひ十五歳以上の男子は毎日草鞋一足宛、女は一ヶ月に木綿一反を織り上納すべしと嚴命した。領主の命令と云へば、絶體的服従をしひられたる封建時代の人民も、かゝる非常識なる處置に對しては如何で黙

守するを得ず、領内各地より廢止の歎願書を奉ること數回に及んだ。頑迷にして民情に通ぜざる兩入は、少しも顧みる所がなかつた。不平不滿の人民は益々激昂して先づ洗馬郷は一結して一揆を起し、上伊那地方（小野、川島、伊那富、朝日等）亦騷擾の徴があつた。で、隱密は早くも此の事を注進した。急遽郷方を遣はして主謀者を逮捕し、高遠に引致投獄したので、大事には至らずして止んだ。

この事をば大阪へ早馬を飛ばして藩主に報告したるに、立腹一方ならず、興津淺利の役なりし葛上源吾は廉直の士であつたので深く自己の責任を感じ自殺せんとしたが、江戸詰 家老神津半左衛門の取扱で切腹を差止められた。併し家老職内藤藏人は家老職にありながら、その事を知らざりし罪を以て幽閉申付けられ、興津、淺利の兩人は追放處分を受けて事件は落着した。當時の落首に

葛紙（葛上のこと）が一枚あれば足るものを

いらぬ反古紙の二枚三枚

二人は後に至つて歸藩は免された。若し二人が、意藩の爲めに、かゝる非常手段を施したものでならば其の苦衷憫むべきも、斯の如き拙劣なる策を施す外に方法がなかつた無定見は責めざるを得ない。當時この課税に付ての申渡は左の如くである。

年來御勝手向御難澁に而年増御借財相嵩み、其上殿様御乗出以來御公務を初め莫大の御物入相重り候へ共、御領分中百姓共難澁の處深被遊御憐候而、御用金等の御沙汰も無之、御隠居様御分量を初御引方被仰上、御方々様御分量の義者、敬 御引方之上に、猶又此度御引方被仰進、殿様御千元の義別而被遊御請、並家中上下之儀も再度殿様御引來盛

被仰出、當年に至候ては公貢御凌致遊方無之無御據處、當秋大 御加番被遊御願臺ヶ年御難澁被遊、御勤御勝手方之御縁合も可被遊之御合に被成御座候得共、何程御儉約を以御 之御暮方にても、壹ヶ年の御凌にも不相成御心外に被爲思召候。右の御振合に而は、明年より御公務の御手當も無之御時節に至り、只管被遊御痛心候御沙汰筋折々有之、下々國民江御用金等も被仰付候義は御代始之儀に付思召にも不被爲叶義、一旦の御用金にては、數十年來の御借財方御減にも不相成、御公務の一筋にも難相成、依之御領分大小の百姓共々難澁も骨折の稼を以、軒別人別五ヶ年之間御奉行成上、御公務の御差支無之様、且御借財方の御減にも相成候様朝暮心懸、別紙割合之通何様にも御奉行可奉成上候。國民難澁の處も御打捨難被置、別紙の通格外の御仁惠筋被仰出候之條難有聊も忘却不仕、大小の百姓共一和致し、此度申渡候御法度筋を相守儉約を旨とし如何様にも取續骨折の御奉公筋出精可成上者也。

文政五年六月

(別紙) 割 合 覺

一、よりこ初め一軒へ六わづ、御かし可被成下候條、毎月一軒より木綿一反づ、差上可申候。尤も尺幅の義は定法の通可相心得事。

但し一ヶ年之内四月より五月農業につき用捨、九月、十月取上げに付用捨之事。

- 一、男子之分十五歳以上六十歳以下のもの共、壹日に草履貳足づ、相納可申候事。
- 一、木綿の義は、織返しを以餘分の品骨折にて出候もめん壹反づ、上納可仕事。
- 一、右木綿町方之取扱之者申付置候間、其方へ持参よりこと組替翌月御奉行木綿之仕入に可仕事。
- 一、御領分場所により、木綿出来不致候村方も可有之哉、其村々よりは右に准じ何成共右に類し候品上納可仕事。
- 一、わらじ上納右に准じ可申候何なり共其村町方得手候細工ものなり共上納可仕事。

一、此度御領分中男女割付御奉公筋之義長病或は借住のもの差支候義可有之、此義に村々役人世話役のもの共申譯可致事。

右之條々猶代官物書中より委細は可申渡候間、左様心得可申候事。

文政五年六月十三日 御殿様御廣間にて

右之御書付世話人江御渡し被遊候

名主、世話役、組頭、長百姓

斯くの如き苛税には、從順なる百姓も應ずるを得ず、又民力もこれを果し能はざる迄に疲弊してゐて、結局此の賦課は行はれざる所が多かつたので、翌六年次の申渡しを出した。

去秋中、御領分一統騒立累年申渡置法度を相破不届至極に付、先達て中夫々御仕置筋申付候。一体百姓共何之慮も無之、一旦之人氣雖不得止事、多分に乘じ狼籍等於相働は其之罪之依輕重往々御仕置筋難遁は眼前之儀、及其期父母妻子に至迄不絶、悲歎只管御慈悲雖願田、御禁制相者犯可刑罪は御政道之無據儀尤不便之至り候。元より御領内百姓共深被遊御憐愍候儀は既に去る己年御初入之砌、精々厚御沙汰筋も有之、廻村之節一同申渡承知之事に候。斯迄御領分中不成大形御世話被爲思召候次第、得と相辨、惣百姓共后來心底相改、假初にも不法の義相慣御法度之條々於相守は御爲筋は、勿論銘々之本意長久之基に付、役人共常々無油斷小前末々に迄心得違無之様慮々申諭正路に導本業御太切に可相勤候。

右之趣改而申渡置條可得其旨者也

文政六年九月三日

(上伊那郡史)

一三、赤糞騒動

文政八年十二月四ヶ庄より百姓一揆起り、大町、池田町、穂高、新田の富豪を破壊し本村に至つて潰散した、當時一揆の着用した糞が葡萄の皮で制し赤色であつたので世に之を赤糞騒動と云ふのである。

文政八年は松本藩主松平氏治城百年に該當するので、三月十八日入城の日を卜し領内の舊家、庄屋村役人等を城内に召されて酒食を賜ひ、祝賀を献じた人々には絞服社疋眞綿等を賞賜し特に百年以來相續せる村役人、舊家には褒賜して慶賀を行はしめ、人民一統僧侶に至る迄酒を賜ひ輕罪の囚徒を放免し、死罪を延期し、郷村の神社には奉幣して其祭典を盛にせしめ、寺院に令して無頼無縁の幽魂亡鬼を弔はしめ、刑戮に身を失つた輩に至るまで薦拔の法會を行はされた。

之により領内は人民は勿論、巫女山使按摩贅女に至るまで争つて祝賀を献し三月十八日城の門前堆積山の如しと云はれた、四月より冬に至るまでの間に村役人、舊家の百年相續の祝宴あり、放免囚徒の祝宴、等々で人民殷酔し歡歌の聲、満ち／＼た時に於て安曇に一大騒擾が生じた。

一四、小谷騒動

文政八年十二月小谷四ヶ庄より百姓が一揆起り、大町、池田、穂高、新田四驛の富豪を破壊した、此

年は風雨順に違ひて五穀熟せず、麻の葉も茂り悪しく小谷の農家は漸くに半税を納めた從て物價次第に騰貴し秋末に至りては白米相場金一兩に七斗五升となり貧民は飢餓に泣いた、元來四ヶ庄には米穀販賣の商店がなく飯米供給の便がなかつた。

飯森村に藤左衛門、藤四郎と云ふものがあつて富み榮へ多くの米穀を貯藏し、村人が借りん事を請ひ、又は賣却を求むる者、門前に市をなした、二人は繁雜を厭ひ協議して鹽島新田村の酒造家半藏に米の大半を賣却して餘裕がないとて一般の要求をしりぞけた、茲に於て怨を受け、八年十二月十四日の夜佐野村増右衛門、澤渡村和左衛門等が俄に螺を鳴らし徒黨を集め、二村概ね之に應じ更に飯田、飯森の二村亦大舉して之に加はり、北行して鹽島新田村に至り第一に酒藏家半藏の家を破壊し、他の諸村より來り投するものを加へて飯森村に至り、藤左衛門、藤四郎の家を破壊した、之を手始めとして漸く南方に進み大町に入り、役家、商家其他富豪の家は皆毀ち、更に宮本より池田に出で、富豪を襲ひて之を毀ち、翌十五日鷄鳴の頃池田を發して穂高に向つた、その同勢萬餘に達し、高瀬川に至つた時に、代官中村彌平左衛門、大庄屋西澤、清水等松川組の入夫數百人を從へて警固せしも、之を押し破つて進み、穂高町に入り、大庄屋井口半藏、薦屋直三郎、大和屋茂左衛門、間屋平八、穀屋岸右衛門、新吉、甚三郎等、又等々力にては利右衛門、林之助、三五郎、定七等矢原にて彌五左衛門、細萱にて市郎右衛門、富右衛門等を襲ひ更に進んで新田町に入る、此の暴徒の數三萬人と稱す、新田にては大庄屋藤森武兵衛、庄

屋大丸屋市郎治を毀ち、それより吉野、本村、堀金、小田多井、日市場等の大家を襲ひ、飯田に至つては儀右衛門、助左衛門、團五郎、喜代三郎、茂平治、市郎兵衛、喜代太郎、彌左衛門、新右衛門等數軒、岩原村山口與惣兵衛等に押入つて狼藉した。

松本藩より郡奉行二人同心數十人を引率し來り、更に藩の物頭四人、大目付二人、郡奉行四人、使番三人、同心足輕數百人を引具し來り、空砲を打ちかけたので、暴徒四方へ散亂して捕へらるもの三百餘人に及んだ、暴動も茲に至つて終りを告げ、翌年就縛者の大半は放免され、死刑に處せられるものは一人もなかつた。(南安曇郡誌)

小谷騒動(二)

文政八年十二月十四日四ヶ庄諸村一揆を起し南に向ふ時豫て小谷の村々に加勢を乞ひ同行せんことを求めたが十五日十六日は小谷は大風雪なりしより猶豫したが、四ヶ庄の風聞類りなるより、十七日夜馬石坂の二村蜂起し、石原にて酒造家五右衛門(青木氏)を破壊し、日道にて庄屋傳藏(花岡氏)宮本にて酒造家丈助(相澤氏)小土山にて宗右衛門(相澤氏)の家を破壊して南に向ふ、千國番所役人二本木太夫、福井東彌が在番で、千國村の入夫を集めて堅く木戸を守つた。

一揆は乃ち雨中なる日道の庄屋傳藏の酒造店を破壊し、轉じて土谷村に入り、庄屋田原土馬右衛門、

岡山猪右衛門を破壊す、その時猪右衛門不在にて父所右衛門近隣の者を集めて防禦したが衆寡敵せず散々に破壊され、十八日は堂田なる田原直右衛門を毀ち來馬に歸り相議して二隊となり一隊は大綱村に入り庄屋武田善三郎を毀ち、一隊は南千國に入らんとした、時に源長寺住僧來り「萬事は愚僧に任せて鎮まり給へ、番所役人は番所を破られては武士の本分相立たず、切死の覺悟にて雪を掘割り城郭の構とし千國の人夫數百人と共に堅められたり、且つ藩の打手六百人出動として南の騒動に鎮まれりと聞く、諸君が假令千國の番所を破つて南するとも忽ち打手の征伐に遇はむ」と説へたので衆之を聽いて悟る所あり「然らば番所役人と談じ他日御咎なき様、貴僧に一任するより取計頼み入る」と歸りて此の一隊と合し、源長寺僧の言を傳へて其夜解散した。(北安曇郡志、新撰仁科記)

一五、淺野騒動 (天保の義人黒田九兵衛)

近世の大饑饉と云へば天明、天保を聯想する位に有名である、淺野騒動も實に天保の饑饉が生んだ騒動である。

天保の饑饉はその四年に始まり、其年已に拾兩に超十七俵と云ふ高價を示し、殊に七年八年の兩年に至つては天寒く、夏尙ほ綿衣を要し、加ふるに大暴風屢々襲來して農作殆んど成らず、八年の如き、例年百文に二升の米が二合八勺と云ふ馬鹿價になり、一箇の握飯を争ふがために三人の負傷者を生じた

の悲劇があつた年なれば、人々は皆、草根を掘り、木皮を喰ひ、山容亦爲めに瘠せたる程の年であつた、而も尙ほ餓孚は道に横はり、老幼の溝壑に轉ずる、殆ど兵火の後の如き觀があつた。

この時に於ける本多氏の政治は、頗る腐敗して、劣悪なる下僚(卿方、御先手の類)の人民を苦しむることが甚だしかつた、それも平年ならばまだしも、此數年間の困窮に際して、毫も誅求の鞭を弛めず、茲に於て怨嗟の聲漸く起り、物情頗る騒然たるものがあつた。

茲に淺野の人、黒田九兵衛なるものがあり、累代飯山藩の御用達を努めたが、人民の苦難を坐視するに忍びず、一身を挺して先づ賊吏奸官の心膺を奪ひ、然して之に減租の訴願をなさんと欲し、この事を腹心の同志と計り、愈々一揆を起し、非常手段にて飯山城に迫ることに決した、而も事頗る秘密裡に行せざるべからざるを以て、檄文を傳ふるにも、今日の如く印刷物を配付するの比ではなく、血涙の文字を幾百枚と云ふほど書いて、乞食を使用して、各戸に落し文をなさしめるなど、その苦心慘憺たるものであつた。斯くて天保八年(月日不明)飯山南部、殊に淺野附近の人等は、赤鹽村の八幡ヶ原に相圖の法螺貝が鳴り出し、處々の山々にて之に和するを聞くや否や、各々手に獲物を携へて、五位野ヶ原に馳けつけた、其勢、怒濤の如く、雲霞の如く、篝火をたき、喊呼する様、物凄きこと限りなき有様であつた、而して彼等は此處で總代を選定し、飯山城に歎願書を提出し、一方亦靜間部落には「卿方」と稱する鼠輩が多かつたので、人民は此等の家屋を見て、積日の怨恨一時に發し、誰云ふとなく、此等の家

亂に亂入して其藉を極めた。彼是する中に、夜も明け、午も過ぐる頃、飯山領の寺方の重なる連中は馬にて乗り駆け來り、「願の趣きは聞き届く」と報じたので、一時狂亂の態だつた人民等も、漸次居村に復歸し、日の翌日までに解散し終つた。

然るに獨り胸の治まらぬのは家を毀たれ、家財道具を叩き潰された卿方共及彈劾を受けた連中であつた、殊に卿方等は、一時の勢敵すべからざるを看取し、狡猾にも亂民の中に雜り、最も亂暴を働いた者には其何れへか油墨を塗つて目印をつけ置き、解散後各村に出張して此の目印のある人民を捕縛して來り、慘酷なる拷問を開始した。

又一方黒田九兵衛は、其志を達したので、連判狀を丙丁に附し、使者を勤めた乞食等を斬つて同志の漏洩を防ぎ、自ら充分の覺悟をなしつゝあつた。臆て捕吏の拉し去る處となり、水火の攻苦を受けたが、獨り責任を負ひて其他は自白せず、藩論もその志を憐れみ追放と決したが、下僚達は、一は自分等の打撃を與へられた怨恨もあり、又他には、黒田の御用達たるにつけ込み、従前負債を有する面々も多かつた事として、如何にしても亡きものにせんと欲し、竟に卑怯にも獄内で斬殺してしまつた。

黒田九兵衛は、沈深寡黙、平生仁心深い人であつて、閭里皆其德に懷いた、身を殺して仁をなす、飯山領の佐倉宗吾として讃へられた。(下水内郡史)

一六、笠松山百姓一揆

南信濃、飯田市の西にあたり、木曾山脈中に一きは目立つて聳え立つ雄峰は、海拔五千尺の風越山で、その山頂には無格社より一躍縣社となつた白山神社奥宮があり、國寶にも指定せられた、この風越山と松川の溪流を距て、相對峙するものに笠松山(伊賀良村)がある、この山をめぐつて爭議は展開される。南山三十六ヶ村の百姓一揆は、伊那峽谷の代表的爭議で人口に膾炙されつゝあるが、それより約十年前の嘉永三年十一月の笠松山、入山の四ヶ村(現在は伊賀良村の字名となつたが當時は、北方村、大瀬木村、上殿岡村、下殿岡村の四ヶ村であつた)の百姓一揆は殆ど知る人が少ない。蓋し峽谷百姓一揆の嚆矢ではある。(但し遠山一揆を除く)

町としては全国的に類例が少ないと思はるゝ飯田市字太平町は山間の一僻落であつて風土氣温の點に於ては輕井澤に匹敵すべき好避暑地と云はれ近來稍問題にさるゝに至つたが、今から百八十年前の寶曆四年甲戌十月十二日に飯田町大横町山田屋新七が太平開墾を領主に願出でその年の冬から引越し、同時に鐵砲三挺の許可を受けて移住したのに始まる。

寶曆五年三月伊賀良の四ヶ村より

〔墨川入、大平にて大横町山田屋新七切畑開發御願申上候處大平の儀は笠松山懷山の内にて春山又は伐置場等仕り御

用薪等伐置候場所に御座候へ共、大平居住の者新畑申立仕り草木伐荒候て入方四ヶ村の者共迷惑至極に御座候と領主飯田藩の代官所へ屢々訴願の結果、同八年戊寅三月には山田屋新七から四ヶ村へ對し左の一札を納めてある、後年の百姓一揆の遠因は此處に胚胎するかに思はれる。伊賀良四ヶ村より寶曆五年亥三月領主堀侯代官所へ差出したる訴狀を参考の爲め摘記すれば

乍恐御口上書御訴訟申上候事

一、四ヶ村入會黒川大平にて新畑開發の義大横町山田屋新七御願申上候由、地元北方村、大瀬木村、入會兩殿岡村へ沙汰なく御願申上候儀其意を得難くと奉存候。大平に居住の者新畑に事よせ草木伐あらし候様子に被存候に付新七より四ヶ村へ一札差出し候儀段々申遣し候へ共彼は難澁指出し不申候、右大平新畑切開候はば入方四ヶ村一同難澁至極仕候間一書相出し候様に御願申上候御事

一、元文四未年新畑開發の儀御願申者御座候に付其節四ヶ村より御訴訟申上候處御聽届早速止め被下難有奉存候處に又々今般新七御願申候へ共先年の通り御止被下候様に奉願申上候御事

一、四ヶ村近年殊の外困窮仕候其上入方山伐荒候ては草木拂底に相成入會の村々田畑養ひ不成、迷惑至極に奉存候御事

右の趣御慈悲に被爲聞召、新開畑之儀御止被下置候はゞ難有奉存候 以上

寶曆五年三月

北方村庄屋 太郎右衛門
岡村組頭 權七

岡村長百姓 庄三郎
同村同 勘衛門

(以下 大瀬木、上下殿岡連名十二人省略)

右に對し大平住山田屋新七より四ヶ村惣代へ差出したる一札は左の如くで、その書付は清水太郎左衛門方へ保管されたが江戸留守となり矢澤喜平治方へ預け置き土藏燒失の節本書も燒失の由である。

差出申一札之事

一、私儀御上様御用に付當所開發致候處追々の申越御尤に御座候然る上は迷澤よりわる澤上見通し堀を相定め被下夫より東南之方は入込申間敷候若し心得違盜伐仕候者は當地立退せ可申候尤も堺より北西は木曾堺まで各村々同様に入會可仕候、猶又道作り其外何相成出來候共各村方へ決して御苦勞かけ申間敷候取極一札仍而如件

寶曆八年寅三月 日

大平住 山田屋新七

北方村 大瀬木 兩殿岡村
總代 清水太郎右衛門殿
矢澤左源太殿

越えて嘉永三年笠松入山七ヶ所に於て諸木御拂下竝に槓木屋根板扮出しの爲め、御山元締上飯田村與八が職人多數雇入れ伐木に着手したので、入會四ヶ村は大恐慌を來し再三陳情したが、當時の御山方は烈女不二の父山口彈二竝に御園生猪之助の兩人であつて主席山口彈二は之を採納しなかつた。

元來當時の掟として五木（檜、樺、樺、梅、栗）は藩主の自由採伐権があつたが屋根板とすべく栗が拂底の爲め五木以外に槇の伐採をなすべく命令を發した。四ヶ村は非常に脅威を感じ非を鳴らした。當時の村役人細田久兵衛が役所で陳述した口上を摘記すれば事情も判明するので原文の儘を示せば、

「此度笠松山入會地元北方村入方共ニ手近ノ場所ハ年々薪伐リ盡シ唯今ニテハ深山迄入込日戻リ人馬ノ路迫々遠ク相成迷惑仕候、又笠松山入會山ノ内先年大平ノ者へ場所分仕リ唯今ニテハ黒川西、大澤山、鷹ノ巢、相ノ澤、筆ノ森、一ノ澤、二ノ澤、三ノ澤迄七ヶ所其外洞々へモ入込薪木伐採候處、右七ヶ所ノ薪山ニテ諸木御拂ノ御觸レ御座候ニ付入會、同小前ノ者迄申開ケ候へバ當惑仕リ、御上様ヨリノ仰出候御儀御訴訟奉申上候テハ幾重ニモ奉恐入候義ニ御座候へ共入方山右場所ノ諸木御拂ヒ被爲遊不殘御伐取ニ相成候テハ、差當リ御上納薪竝ニ入方ノ者共面々日用ノ飯炊薪ニ差支、且ハ木葉拂底ニ相成田畑養ヒ方モ自然ト不行届ニ相成可申難溢ノ義ト歎ケ敷小前ノ者一同悲嘆仕候ニ付、昨戌年八月午恐口上書ヲ以テ奉願候、然ル處右入會山大澤洞ト申ス所へ御山元締上飯田村興ハヨリ職人差遣シ榎木屋根板扮出シ候ト承リ入方村々小前一同難溢ニ申開候間又々願書ヲ以テ奉願上候趣意ハ前段申上候通り榎木屋根板ニ相成候テハ御上納薪竝ニ日用薪等差支ニ相成難儀至極仕候。先年北原丈助様御山方御勤役中右山ニテ榎木屋根板扮出候様被仰出候間其節御訴訟申上御開濟御免被下置、其後田中亮藏様御山方御勤役中ニモ右同様仰セ出サレ候處是又奉願上候用開濟ニ相成唯今迄一同難有奉存候處猶又此度右様ノ儀ニ相成候テハ四ヶ村ノ御百姓必至ト難溢仕候始末此願書願上候所、御山方山口彈二様被仰候ハ右ノ願書重役ガタへ可差出候へ共、其方共モ得ト勘辨可致、體體御々願ナク唯難溢ト請リ申立候ニテハ開濟ニ不難儀、領ノ以テ願候ハ、難溢ニモ可相成ト嚴敷被仰候様、右之趣小前ノ者へ申開候處、右價ノ儀殊ノ外難溢ニテ村々治リニ治リ不申候間村役人ヨリ申談右難溢、筋四ヶ村、内小前

ノ者ノ惣代ト致シ一村一人宛村役人付添ヒ今一應御訴訟可申上談事仕候云々

笠松入山七ヶ所諸木拂下竝に榎木屋根板扮出しの命令に四ヶ村の困惑は絶頂に達し再三訴願したが御山方山口彈二斷乎として之を弁け聞入れざるより屢々會合して善後策を講じたが結局頭分の訴願が手ぬるいし村々一同の難溢故、路々一人宛出る事に内談し遂に全村小前の者残らず簀笠にて出動する事になつた。

之を仄聞した村々役人はスハ大事と驚き直に御手代様へ注進すると、

「早々差止可申く若し御城下へ近寄り候ては咎人田來候間嚴しく差上め可申」

との嚴命で村役人は急ぎ引返した時、既に遅く全村の百姓は簀笠竹鎗にて上茶屋松川河原へ屯してゐたそこで漸く喰ひ止め、

「御下知」の旨申開け差留置き亦々御手代迄注進に及んだ、飯田藩も事急とみて奉行所より「諸木御拂下竝に榎木屋根板に相成候儀は先達より役所にて見合相成候間左様心得候様」

と仰出されたので、畢竟之は山口彈二の一存の事なりしかと四ヶ村の百姓は安堵して凱歌を揚げ河原より引揚げ戻りがけに四ヶ村の者談合の結果一村にて四五人宛直に大澤山に駐け上り職人に嚴談し柚小屋の屋根、壁等取崩し屋根板千束計りを没收し揚々と歸村した。

萬一願書が聞届けられざる場合最後は

「追手御門を取毀す、さすれば殿様は取つぶさるゝか又は移封となるは必定なれば殿様さへ交代さすれば願意は貫徹する」

とまで堅く決心してゐたと云はれる。その後一兩日を経て山口弾二は御山方を免じ一人扶持金二兩二分被召上、二席下り閉門を仰付けられた。山口弾二は最初にも述べた如く烈女として讃へられた山口不二の養父で、娘不二が殿の愛妾若山を刃傷し遂に處刑さるゝや江戸勤務中だつたのを御國詰に變更されて市瀬番所(即ち御山方)勤務となつた。所るが今回の百姓一揆の責任者として失脚した譯である。

それより十日程経過して村々へ同心衆(現在の刑事)が來り突如下殿岡村公文所鎮治郎、上殿岡村勇次郎、大瀬木村彌兵衛、北方村袋座久左衛門の四人を御召捕になつた。勿論今回の主謀者と見做された譯で、事實代表的に活躍したものであつた。

當時の掟として徒黨主魁者は打首、はりつけ 磔はりつけ 輕くて永牢と略決定してゐたので四人は覺悟を極めてゐたが、舉村數十回の歎願に三月下旬吟味を開始し村役人を呼出し牢舎の四人の者を審問の結果双方の申立が一致し事情を酌量されて漸く放免を云ひ渡された。

入牢中の費用は見舞金二十四兩、牢舎の日限九十五日三月迄の入用雜費八十八兩で、當時の入牢は一圓自辨で差入れたもので、費用は笠松割高四分村方四分として割當てられた。

嘉永四年九月八日四ヶ村不殘呼出され其日は口書に相成印形して歸村し又々九月廿五日に呼出され四

十九人は無賃人夫に村役人は押込被仰付、上飯田板元締與八は板元締を召上げられた。

其後十一月八日無賃人夫の御沙汰があり、柚小屋を崩した者は無賃三十五日、松川河原迄押寄せた者は廿日間と仰渡されたので村々一同人別不殘出で當人の助を致す様取計ひ、飯田城より馬場町への新道を作り村々二日間出たのに多分出精の由にて無賃人足は御免になつた。

然るに谷川端迄出來、御咎も輕く御憐愍の程有難其加のため何卒馬場町迄の道路完成を村々より願出で翌年二月廿日全村残らず一日宛出動して完成した。堀候は満足に被思召、賞として御酒十本を下賜されてこの事件は解決した。

時の飯田藩役人は御奉行神合駿平、やとみらね 安富采男、島地惣助、代官小林仁藏、手代大澤多賀治、田中宗左衛門の諸氏であつた。

一七、知久騒動

伊那峡谷には以上略述した如く民衆運動は相當に多かつた。茲に紹介せんとする知久騒動は、本格的な御家騒動であつた。時の老中筆頭阿部伊勢守正弘、老中松平伊賀守忠優、久世大和守廣周、寺社奉行太田攝津守資功等々、時の權勢家たる顯官を動かし、最後は天下の副將軍水戸中納言の指揮に依り、八年餘に亘り忠臣と奸臣とが入り亂れ、末は百姓に至る迄二派に分かれて係争したるが如き御家騒動は、

該谷としては勿論前代未聞であるが、恐らく三千石の小藩としては全國に類例が少ないものと思はれる。

以下叙述の順序として知久家の概略を先にし、而して騒動の起因、經過、結末に及ぼしたい。

知久家の概略

知久家は諏訪様、即ち建御名方大神の神族であつて、中世の信貞に至り下伊那郡柏原郷の一高嶺の天嶮にして、伊那一圓に於ける要害の地を相し、正嘉、弘長年間に築城し、舊居の地箕輪に準じ神峰城と稱し、地を家號に因み知久を稱し、子孫永住の計を成した。信貞は武藝に長じ最も射術に妙を得て征夷大將軍宗尊親王の選に應じて射禮を鎌倉で行つた事があり、正嘉二年正月六日には十二人の一人に選ばれ、弘長元年正月十一日には十四人の一人に、同四年正月十五日には十人の一人に選拔された。

又神佛崇敬の念深く、鶴ヶ岡八幡宮を分靈したり（現在日輪寺内）文永元年には綸命を奉じて南原に一字を建立し、隆毫上人を開祖とし、地名を山號とし、年號を寺號とし、若干の莊園と永樂錢千貫文並に十二坊を添設して、寶祚の無窮、國家安寧の祈願所とした。之が國寶その他で近時頗る有名となつた文永寺で信貞の法名も文永寺殿と云はれる。

孫教信は永仁二年諏訪大神の祠地に五層塔を建築し且梵鐘を鑄造した。五層塔は十五ヶ年を費して延寶九年に竣工し、普賢堂と共に縣下無比の建築物として世人の推賛措かざるものがあつたが、明治初年

神佛混合を禁するや勿輕にも之を破壊したのは千載の恨事で、その梵鐘は落した時に割れきづが入つた。今、今は轉々して英國ロンドンの博物館に收藏されてゐる。

教貞が宗良親王、特に尹良親王に忠誠を盡し、教貞の女、乳母となりて養育し奉り所領富田に潜匿したまひし事あり、其他數々の忠誠は既に一般の知悉するところなればこゝに詳説せず。降つて頼元の時天文二十三年八月武田信玄の伊那經略があつて使者を遣はして曰く「伊那郡は皆吾所領に歸す、屬せざるものは唯汝の城一つのみ、乞ふ速かに來つて我幕下に隸屬せよ。必ず一方の旗頭となさん。若し然らずんば一舉攻め亡ぼさん云々」頼元怒つて曰く、「我家世々伊那の霸主たり。何ぞ無禮なるや」と使者歸つて復命す。信玄は謀將馬場信房、山本勘介等をして大舉伊那に入らしむ、時は同年九月であつた。頼元善戰これ努めたが衆寡敵せず、同年九月廿九日神峰城は落城した。信貞が築城してより十四世凡三百七十年で亡びた。頼元涙をのんで武田に降り、質として二男頼氏（長男頼康戰死）三女某を送り頼元は逃れて今川義元に寄食しつゝ逝去した。

頼氏は鶴の島に流され後、失踪して父に従ひ駿遠の間を流寓し、父頼元の歿後は徳川家康に倚つた。天正十年二月家康織田氏と心を協せ大舉して武田を攻むるや、家康頼氏に命じて伊那の諸將と共に兵を諏訪及甲斐に出さしめた。頼氏即ち同勢を率ひて甲府に至り、夫れより供奉して諏訪に入つた。家康の信州入りは此の時が始めてである。天正十年本能寺の變あるや六月二日家康に従つて伊賀路より前線に

至り、七月廿六日前代の所領六十九ヶ村六千貫文を受けたが、頼氏は歸城せず家臣に留守せしめた。
 (所領六十九ヶ村別掲参照)

天正十一年頼氏は由緒正しく、且頼康の後を受けて文永、安養の二寺を再興し又天正十一年三月家康の命を受けて佐久郡岩尾城を攻むる等忠勤も尠からずとして家康より叙位を奏請し、萬里小路大納言意房卿宣旨を傳へ從四位下に叙し、大和守に任ぜられた、時は天正十一年六月一日であつた。

頼氏は知久家中興の祖であつたが、天正十三年十一月十四日遠州濱松に於て歿し、引佐郡井伊谷龍潭寺に葬つた。その時子則直(幼名萬龜丸)漸く二歳だつたので、一族知久頼兼の子右馬之介が後見した。之より先、家康は菅沼大膳定利を以て伊那の郡代となし、知行五百貫文を當て知久の廢館に居らしめ、朝日受永、石野新藏等從屬した。天正十年六月本能寺の變あるや、伊那は悉く徳川の所領となつたので八月命によつて菅沼大膳は飯田の城代となつた。

則直幼年のため月次の禮に折々禮を失することあり、菅沼大膳は之を怒るのみならず、則直を蔑如するのの後見の右馬之介之を憤り、折もあらば之を難詰せんとし、大膳亦之を耳にして怒り爲めに常に相反目するに至つた。

一日菅沼大膳は茶會と稱し、右馬之介を知久平城に招き、『右馬之介が來らば豫ての手配通り油斷すな』と、城中はたゞならぬ險惡な空氣が漲つて居ると知るや知らずや、知久城の執權知久右馬之介は招

きに應じて茶會に來た。

前述の如く氷炭相容れざる關係を憂慮しつゝあつた知久家の奥方未亡人貴寺の宮(萬龜丸の母遠州入野龍松院第二の姫君で、家康の命に依り頼氏に嫁す)は知久家の柱石なる右馬之介の知久平城行きを氣遣つて『日頃の噂もある事故必ず氣をつけて參るやうに』と注意した。『私も覺悟して居ります』と右馬之介は今日の茶會が尋常のものでないことを豫期してゐた。果せる哉、茶室では丸腰の彼を隙があらば暗殺しやうとする雰圍氣が漂つてゐる事が明かに察せられたが、彼も懷中深くアイクチを忍ばせてゐたので僅に機に乗ぜられることを免れ、恰も、織田信長と稻葉一徹との逸話を髣髴せしめるものがあつた。

右馬之介は笑ひつゝ尠くとも嘲笑を湛へつゝ悠々と退城し、將に追手門を出でんとする刹那、不意に彼を取りまき、四方から秋の芒のやうな幾條かの劍が現はれた。

『ウヌ卑怯者ッ』と彼は一步退きながら太刀を抜かんとしたが何故か容易に抜けなかつた。その間隙に乗じ劍影は亂れ掛つて、哀れ剛勇を以て聞へた彼も無慘な横死を遂ぐるに至つた。蓋し太刀の抜けなかつたのは彼が茶室に入る時渡した太刀の鯉口に固く詰をせられたからであつた。

『もう大丈夫』と心の弛みもあつたらうが、今一步細心の注意を拂つたら、かうした災難も免れ得たかも知れなかつた。

この變事が知久家に注進された時、上下唯呆然としてなす所を知らなかつた。

「兎も角奥方様には、幼君を守護して遠州のお里方まで落ちのびられたが宜しう御座るませう」と山口彌太夫と云ふ下賤の者夫婦を呼び出し「御幼君を其方等の子供に仕立て、一刻も早く法全寺へ立ち退け……」と命じ、夜陰にまぎれて三十人ばかりの者が離るゝともなくひそかに城中を出た。行手は暗憎として不安そのものであつた。

この法全寺は延慶二年知久敦信が建立した寺で、縁故深いものがあり、殊に弘治二年の時も頼元こゝに避難して遠州へ迷れた因縁もある。

一行は青崩の嶮を越えて更に遠州に逃れ、徳川家康に直訴の時機を窺つてゐた。すると或日鷹狩に出られることが判明したので、好機逸すべからずと貴寺の宮は萬龜丸を抱いて當日その支關に到つて、在りし日の事變を言上した。

家康は大久保七郎左衛門を呼んで、十三歳までの養育係を命じ「して供人は幾人ぞ」と問はれたので「三十人」と答へると「三十人扶持を取らせよ」と鶴の一聲に、漸く大樹の蔭に宿りを求むる事が出来たのである。

右馬之介嫡子次郎左衛門は百姓につれられて駿府の伯父に厄介になつたが、後松平隱岐守の家來となつた。又貴寺の宮は慶長五年九月二日に卒し、法名を月溪定印大姉といひ、後東京牛込松源寺に葬つた。

萬龜丸成長して知久則直と稱し、慶長六年正月見城に於て大久保相模守の斡旋により上關に達し、

板倉四郎左衛門の手を経て三百俵下附され、昵近の士として江戸田安の屋敷に居住せしめその後舊領の内阿島、田村、河野、南原の四ヶ村及虎岩の一部併せて三千石を賜るの御朱印を拜受したので、

次郎を供として田村に來り、丹後と云へる百姓家に留まり、其年々越の時丹後の家にて高盛飯及び田作を餐されたので、以後之を知久家の家例としたと云ふ。當時家臣の主なるものは羽生佐仲、白兒喜右衛門、遠山左中、堀小兵衛、後藤九郎左衛門、牧内權助等であつた。

田村(現在神稻村)に在るや地を阿島に相し、遠山萬慶をして萬事差圖せしめ、河野長左衛門を大工の棟梁として居館を構へ、慶長九年(三百三十年前)に阿島へ移住した。

慶長十年八月、尹良親王の祠を波合に再建し、同十九年家康の命に依り小笠原、座光寺、遠山、宮崎等と共に攝津の牧方を守備し、歸城後(元和元年)伊那七人の旗頭を仰せつけられた。伊那七人とは小笠原(伊豆木)、座光寺(山吹)、遠山加兵衛(遠山)、宮崎一黨三人(駒場)及び市岡である。

元和六年九月土井大炊頭、井上主計頭を以て交代寄合席仰せつけられ、伊那衆と稱し、波合、帶川、心川、小野川の四關を預り、且つ村上源助に代り幕府領十七ヶ村を支配した。即ち駒場、同所新田、波合、平谷、富田、同所新田、大鹿倉、同所新田、山田河内、帶川、日吉、向方、和合、仁王關、菅野、吉岡、備中原、小野川、晝神等の村々で石高千三百五石七斗八升四合であつた。

或年則直は知久の神の峰（舊城趾）に遊んで祖先の往昔を偲び、感慨切なるものがあり一首を詠じた。

かはりゆく世に色かへぬ松風の
音のみ残る神の峰かな

則直勇剛にして武道を勵み、殊に乘馬をよくし、二代將軍に推賞され面目を施した事もあつた。賞罰正しく下を恵む深く衆皆悦服した。寛永廿一年に歿したが、當時十七ヶ村領地の上納は樽木にして三年に一度宛だつたので非常に裕福であつた。數世を経て昌直に至り延暦五年病氣にて幕府領の支配を辭して之を久世大和守に預け、専ら殖産興業に志し左の事業を完成した。

一、水を家中屋敷に引き飲用及び火災などの豫防に便した。

二、堤を歸牛原に新設し田圃の灌漑に便した。

三、澁井川を河野村に導き田圃の灌漑に便した。

四、元祿十四年山を穿ち地を廣め阿島の觀音堂を増築し、住民歸依し四十八夜の念佛など盛に行はれた。

其子頼久亦賢明にして治政舉り。享保廿一年二月開を河野村に設け、天龍川の水を引き新田を開墾し、元文四年には幕府領十七ヶ村を頂り、寛保二年八月、宗良親王を追悼するのあまり供養塔を遠州伊井谷龍漂寺（中興の祖頼氏の菩提寺）に建立する等特筆すべきものが多い。

頼久より頼直、頼中、頼實、頼福を経て頼衍、頼匡の時に本題の知久騒動は惹起したものである。

知久家は上述の如く伊那峽谷に於ける有史以來の名家であつて、殊に徳川の末期には水戸の分家磐城田村郡守山城主（二萬石）松平大學頼亮（從四位侍從）四子千馬佐頼衍並に常州新治郡石岡城主（二萬石）松平掃摩守頼説（從四位侍從）四子靜衛介頼匡の二代繼いで養子嗣となり、伊豆木、山吹兩藩と共に伊那三騎として諸侯を壓するの聲望を馳せた。

千馬佐、靜衛介共に名門の出であり、自然生活環境も贅澤であつた。ゆめ裕福を以て知られてゐた知久家の財政も漸次窮乏に陥り、殊に靜衛介の治政に屢々御用金を命ずることがあつた。河野村片桐長九郎の如きは屢々何千兩と云ふ大金を上納したので、百姓より士分に採り上げ近習席となつて、その聲望、重役を壓するものがあつたと云はれ、勿論技倆の秀でたるものはあつたであらうが、要するに金權であつた。藩財政の親乏を慮り、民情を察し、且又知久家の傳統的家風質素に鍛へられて來た正直老實の舊臣は餘儀なく諫言、苦言を呈するに至り、誰でも諫言、苦言を喜ばぬは當然であり、殊に吾儘な當時の殿様であるから茲に感情上多少の疎隔は免れない。この隙間に乘じて所謂寵臣が甘言以て意を迎へ、こゝに兩派の勢力争ひの端を發した。古來の類例を見ても正直老實は時に愚直に近く、又寵臣には得て候辯姦才が多い。候辯姦才と云ふ語は悪いが、見様によれば器量人である。

知久家は三千石の小藩であつたが、水戸の別家から二代養子嗣をしたので非常に家格をあげたのは云ふ迄もなく、權勢は隣藩飯田堀侯（二萬七千石）を壓して、荷物の如き「阿島様の御荷物」と云へば堀侯

●荷物を肩にしてゐる人足が投げ出して、知久家の荷物を先にし、殆ど地につける事がなかつたと云はれるのに徴しても其一端が察せられる。或年の参勤で知久侯が柳の間の詰所に入ると相手が新顔だつたので『失禮だが相手の諸侯は何れか』と係に問うた『尾州犬山城主成瀬隼人正殿である』と係が答ふるや、面前で知久侯は『陪臣の方と同席で候いたみ入る』と云つたので係は恐縮して直ぐ取替へたと云はれる。成瀬隼人正は尾州家の附家老で六萬石の立派な諸侯だ。それを僅三千石の知久家が同席を拒絶したのであるから一寸變のやうであるが、祿は三千石でも尾州家は親戚になるその家來と同席ではと家格を示したのであつて、當時は如何に階級、格式をやかましく云つたか、そして知久家が諸侯中どんなに威張られたかも想像され得るのである。

知久驅動は複雑多岐ではあるが、要するに兩派の勢力争ひである、所謂殿様方（領主・靜衛介を主体とした新興勢力で一方に云はせれば奸徒である靜衛介の寵臣）と御家老方（知久家の舊臣家老知久次郎左衛門を筆頭とする譜代の傳統的勢力で忠臣側と稱せられる舊勢力）との二派に分れ、百姓まで二派に分れて抗争した御家騒動で、君臣の禮を失して主従相争ふ、併かも時の顯官を動かして、御親類の宗家たる關係はあるが、最後は天下の副將軍の出馬を見て漸く解決したが如き念入りの本格的御家騒動であつた。

事件の表面的になつたのは、嘉永五年十一月で、當時伊那三騎として同列であり、近親以上の關係に

あつた、隣藩山吹領主座光寺右京（旗本千石）の代として出陣し、親しく顔識に幹旋した、家老片桐一勝自筆の御用部屋日記に悉しいので原文の儘を示せば

十一月十四日（嘉永五年）

一、阿島御家中騒動に付、御直書を以て御領、差送られ候御直書左の通（註、御直書とは知久靜衛介の書面）
（前略）然れば差懸り申上候、豫而薄々御承知も被在候拙家混雜一條、去々春勘辨取計らひ置候處、追々家來共兎角不法等取計ひ連々相募り此節柄勘辨も出来兼據なく内評も仕り、去る十一日家老物頭兩人退役申付跡役も即刻申渡候、然る處家人平士の内不安堵筋にも罷在候哉、自然不穩の儀にも相聞へ甚だ心配も仕候其儘にも差置候、且つ後來としても私不安心に被存養家へ相對候ても相濟まず、永久治方專要に仕候へば先に御同例の儀は御互に御評議も下され候事殊に當家杯先年御主君、御出張にも相成平治の議ども御取扱ひも被下候段蒙而記憶も仕居候、前條の通養家永久治方取計ひ度候へば近頃御氣の毒仕候へ共深く御推察下され何卒御懇情を以て御名代御家來早々被仰付、御差出下され條様奉願候、主意柄は別段申上ぐべき本意に候處、取込居り且種々入り組候故万事御相談仕度儀と奉存候、宜しく御差含み乍失敬早々御出被下候様願上候（中略）
尙本文の趣御粗分け被下即刻御差出被下度候様何分奉願候伊豆木へも御同様相願候（下略）

右の通依頼御直書到着に付、即刻御名代源一郎へ被仰付九ツ時出立、供若黨二人、鎗持箱持、草履取、駕籠人足四人、雨籠二人、山吹村を出る、彼方へ八ツ半着、直に靜衛介様御逢ひ、御家老共不法の筋委しく御嘸有之、伊豆木よりは未著に付休息いたし候様に御沙汰有之御小座敷に炬燵等仰付られ御酒等も下され休息いたし候處、夜四ツ時伊豆木より御名代小笠原主計來る是亦御逢ひ、源一郎へお話しの通被

仰聞候、而して一所に御料理、御酒等下され相濟まして此夜は兩人共に下宿に休む。

三三三

十五日早朝罷出候所御表にて朝飯下され相濟ましてお奥へ罷り御相談有之、御實家より御添野中佐源次も出る靜衛介様お沙汰には去々年来より勘辨差加へ居候處、家老ども不法彌々増長いたし據なく去る十一日伺之通退役申し付置候此度は嚴敷討し申し付けざれば往々家政の亂にも相成申候間左の通り申し付け候つもり何分にも遠慮なく相談いたし呉れ候様との事也、尤も去々年来より實家より役人ども立替り参り候處、何れも家老どもに加擔いたし只々勘辨々々と申し立て候靜衛介不行跡との事、實家にても實と存じ自分より申し遣候事一向に取合申さず候故、別して勘辨差控へ居り候内、去春又々實家より附役として宮田八十右衛門と申すもの差遣はし、此ものは何事にも一向携はらず只々家中の様子伺ひ居り候處、家老共の致し方よろしからざる處見とゞけ實家へも申通じ候につき漸く自分不行跡無之趣實家にて明白に相分り、明年參府の節次郎左衛門召し連れ來り候哉又は跡より呼出し申候もの哉、何れにも江戸表に於て罰申付け候様内評決定いたし置候間此度相發し候ても實家へ對し落ち度も無之候是非左の通り取計らひ申し度相談相頼み候とて御出しの御書付、右御書の内に知久次郎左衛門、水野淀之助欠所と有之餘り嚴科の様に存被候。

殊に次郎左衛門は誠に舊家の事ちと御容恕も御座候様に申し上げ候處、各方の了簡は如何か、蟄居隱

居位にては如何かと申候處家中にて置候ては又々色々企ても致可間、根を斷ち申度候精々御沙汰に候へ共兩人共にたつて申上げ候に付き御暇、相續の儀は追つて仰せ付らるべくと相決し淀之助も同斷、然る處何れも輕からざる御罰に付き私共一と先づ引取右京様(註、山吹藩主)へ申上げ候て其の上御取計らひ御座候様申上候處至極御尤には候へ共昨日御兩所の御出前は平士共大騒動いたし、寺へ楯籠もり又は山へ楯籠もるなど大騒ぎいたし候處御兩所様より御名代御出張と申す事を聞き出し俄に靜に相成り夫々潜かに相談致し候様子、然るに御引取りに相成御相談も不調にては又々立ち騒ぎ申すべく御名代の事なれば御伺ひ無之とも大守様方向も思召し御座ある間敷一刻も早く決定の通り申付け度候間御立ち會之有様たつて御沙汰に付兩人共據なく御請いたし候。

午後御罰しの呼出候處いろ／＼の差障有之漸く夜四ツ時仰せ渡さる。

靜衛介様御書院御上の間へ御出で御次の間向に、松平播磨守様附人野中佐源次、御物頭原野藏六、大目附山口辰之介列座、主計、源一郎案内有之候に付次の間迄罷出候處靜衛介様御挨拶有之御名代の儀是非同間へとたつて御沙汰に付兩人共に御同間に列座仰せ渡され候、御書付藏六へ御渡しし夫より辰之助へ相渡し御役人の分相濟まして靜衛介様御引取りそれより平士の分夫々呼出し申渡す。

家老 知久次郎左衛門名代

三三三

其方儀今般存意を以て身分永の暇申達候早々家元立退可申事、相續追而申渡候條相儀置可申事
外同文意にて左の通り仰せ渡さる。

螢居隠居刺髪物頭家老松永衛守名代、永の暇用人水野澁之介名代、同欠所醫師本間泰輔永の暇方林三右工禰、同
下平普右工門、螢居近習席片桐長九郎、通塞番頭白子五平治、同代官吉岡儀左工門同吉澤源太郎、受附申付に付相
儀可罷在候事林織太郎、同斷下平東四郎

十一月十五日

各頭濟まして銘々退出、主計、源一郎も御書院へ引取控居候處暫らく過ぎて御殿大騒動何を申すか一
向分り兼候へ共、奔走致し候足音甚だしく其中分り候は帶劍御斷りと申す聲、兩三聲又御床机は何方と
申す聲高々と聞へ、其外の事は一向分り申さず候、只々足音震動いたし候、百姓共も御門前へ追々馳來
り候様子其中追々靜に相成候て野中左源次罷出で先刻は百姓共御暇の面々引戻し被下候様にと頻りに愁
訴いたし候に付御役人共彼是理解申聞候へ共一向に引取申さず御兩所様へも愁訴いたし度旨申居候に付
御含置被下様にと申して引取、兩人相待居候處、其後沙汰無之追々靜に相成候て靜衛介様御一人控居候
所へ御出成され扱々以ての外の事にて無御心配仕被候事？氣の毒いたし候、併し只今藏六罷出で此度の
儀は我等取計らひ候間我等の首を相渡すべく候間夫を以て引取申可と申聞かせ候處、御手前様の御首に
蓋し被燬之玉程迄仰せられ候事故先々町宿迄引取申すべくと申候て殘らず退散いたし候間夫方にも御首
等を隠し候、先々今晚は御休息下され候様との御沙汰に付下宿へ引取る。

十六日朝御殿へ罷出で候處、主計は早朝に罷出候由右は昨夜下宿知久量平方へ引取臥候處百姓共五六
十人長百姓先へ立ち申出候は此度御重役治方永の御暇、私共年來御厚恩を蒙り候間何卒御引戻下れ候様
に御支配へ歎願上候處、御取上も無之其上原野藏六様御刀をなげ出し左様に押して相願ひ候も此度の儀は
我等の首を打取り早々退散仕候様仰せられ候役人様方の御引戻しを奉愁訴候も御支配様にては御取上げ
も無之候間何卒御取計らひを以て御引戻し候儀偏に願ひ奉ると頻に申し出候まゝ色々理解申聞け引取せ
候間右の趣早朝罷出で色々御相談等もいたし御表へ引取食後又々御奥へ罷出で候處、靜衛介様御沙汰に
村方の者共追々に引取大に靜かに相成り候間今夕は一宿明朝歸られ候様とたつて御留めなされ候へ共各
様御靜かに相成り候上は一刻も早く罷歸り御安堵筋申上度候間是非御暇相願ひ候段申上候處、御叮嚀な
る御返答有之御次の間迄御送り下されそれよりは御表にて御叮嚀なる御料理御酒下され夜に入つて退出
し同夜半過歸宅、翌十七日朝出仕委細申上げる。

右一件は去々年春頃より御家中二つに別れ殿様方、御家老方と申唱候、尤も殿様方を唱へ候方は人数
も少く御家老方を唱へ候方は多人數の如く候由其の頃大騒ぎにて殿様方の面々は御役人始り御持分隠居

にと格下げ等々相成り御家老方の面々は夫々立身いたし先づ一治まり付と相過候處此度又々相發し此度は殿様方の者共先年隠居候ものは再勤、退役候ものは歸役格下げ候ものは引き上げに相成り大騒動也、諸家に色々騒動は有之候へ共君臣の禮を失し主従相爭候事前代未聞なり。

以上は山吹藩御用部屋日記であるが、直接其衝に當つた人の直筆だけに當時の光景躍如たるものがある、右に依るも『去々春勘辨取計置候處』とあつて、事件の發端は數年前からである、事件の表裏、經過を示すために所謂忠臣側を代表して江戸へ出で活躍し、遂に水戸前中納言へ歎願し、御側御用人藤田誠之進へ罷出で披露した、領内田村村洞巖寺住職晋城和尚の『奸魁罪狀』の全文を示せば（時は安政元年寅十二月十一日である）

遠山三左衛門儀は性質姦惡邪智甚しく仁慈の心毛頭無之者に御座候處先年徒士席より姦才佞辭を以て靜衛介え取入り追々昇進、天保年中重役被申付け候處主人靜衛介を申迷はせ種々相勤め惡を誘ひ長じ氣に入り候様成し仕候故頗々に被取用、隨一の寵臣と相成候處同役の内に正直老實の舊臣も有之奸意取行はれず候を憂ひ、ひそかに殘毒の心を懷き機會を伺ひ正臣共を如何にも致し退役致度存じ量居、隠居千馬佐は靜衛介養父に御座候處三左衛門儀姦計を存じつきまづ養父子の間を離間致させ候様可致と千馬佐を輕蔑侮憎致し候様靜衛之介え仕向させ候故果して間柄甚疎遠に相成り候趣は知行所一体の風説至し候程に成り行き候故、正臣共一同深く心配いたし殊に三左衛門儀奥向え立ち入り候て甚だ不取締の沙汰も有之、奥向當番のものは見兼候程の儀も數々有之候に付き正臣より諫言いたし候處、千馬佐より靜衛之介え強く意見仕りそのみぎり遠山三左衛門警居申付けられ跡家政向取治方松平播摩守様へ隠居より相頼まれ御

同家御家來出張、萬事取計らひ一旦穩に相成り候へ共三左衛門、弟原野八郎右衛門之又兄三左衛門同様奸惡殘忍の者に候處先年より三左衛門引立にて大目附兼奥向用相勤め居ならびに用人虎岩平左衛門兄田山甚六郎三左衛門伴遠山大輔、西川幸六等奸徒申合せ主人の聰明を爲闇候故邪正の勢ひ兩立仕らず不穩候故、尙又播摩守様より御重役澁江兵太夫並に篠本半左衛門、武田平右衛門、望月宗三郎島崎郡三郎田原にて不穩筋相糺し前書原野八郎右門は隠居外六人は退席申付逼塞、憤方退役等輕重に依つて罾有之候へ共三左衛門外姦徒一同内々靜衛之介え深く取入居候事として遂に正直の老臣知久次郎左衛門、松永衛守、用人水野淀之助退役に相成候様豫て取捨へ右三人儀主人勝手向窮迫に付融通仕法立方靜衛之介存意に不應旨を以て去る十一月廢役致し隠居申付有之候原野八郎右衛門を藏六と改名して兩勤の上物頭家老職申付虎岩平左衛門側用人格に任用遠山大輔事三郎九と改名して用人へ引上げ平士、田山甚六郎、西川幸六、柴田宗三、佐久間和四郎等進席、其餘奸黨權柄を握り役黜陟を專に仕り播摩守様より附役野中左源次立會にて諸代重職の舊臣等罪狀一向取調の廉も無之、家老知久次郎右衛門永の暇、松永衛守削髮蟄居、其餘主家爲筋を存じ候者用人水野淀之助其外本間泰輔缺所、片桐長九郎蟄居、林三右衛門、下平普右衛門永の暇、其他逼塞等申付其後播摩守様には御世話御手切に相成候に付御世話の儀歎願仕候

吉岡順輔、虎岩直作、栗澤補太郎、小澤柳藏、市瀬惣平、其外足輕中等參府供先にて永の暇被仰付、右實家御世話御手切に付いては奸徒跋扈致し家中動亂知行所百姓共騷擾いたし候間御世話御取計方有之様、主家の大切を存込出府仕候後藤徹之助並に山口半九郎、松澤鐵次郎、村川怒輔、白子茂兵衛、久保田完左衛門、向田駿藏、沼瀬喜傳治、佐野彦九郎、足輕中等迄出府跡にて直に永の暇に相成爲筋申立奸徒同意致さざる者は出勸差控させ都合四十餘人正直にて家の爲を存じ奸徒の邪魔に相成候ものは追々廢撤に相成候故、知行所百姓共の動搖大方ならず既に知久次郎左衛門水の暇申付けられ候砌、揃て是迄年來重職老實にて百姓共も歸服いたし居候處故なく暇に相成候様にては定て奸徒

跡役へ可被任より次郎左衛門立去候袖に纏り何等か勘辨の付方は有之間敷哉と、歎き悲しみ候程の義に有之右に付村名主百姓共此始末如何に相成るべくやと深意は辨せず候へ共重職舊老の人々歸參復職いたし候様に相成らずや左なく、候ては何分此上安堵仕らず忠實正直の老臣皆々廢撤相成候様にては此御治り方の程も如何かと心配仕候旨村々より申出候處原野藏六不當の挨拶のみにて百姓共へ理解取鎮方の言葉は絶へてなく左程安堵仕らず候はゞ自身の首を切れと申し佩刀を投出し候由に百姓一同驚入扱は容易ならざる事態と一同深く痛嘆いたし年來恩澤を蒙り候主家の安危は無機會に有之べくと播磨守様江戸御屋敷へ御取治方願出候も有之候に付追々正直明斷の御家來御出張も候ては奸徒挫れ申すべくより三左衛門始め一同深慮いたし如何様に手續きいたし取捨候哉、表向靜衛介氣隨にて御實家の差圖御用無之に付御實家より御世話は丑七月以來御斷りに相成候旨前條の通り御手切に相成り候に付、百姓共猶々動搖致し候ては治り方延引相成見留無之、暴政苛令にては中々難堪殊に不正役人内縁の者ども村々にも多く有之、いづれも奸民にて皆々虎威を假り村中を迷惑仕らせ候故、彌騒擾いたし御實家様へ御取治方嘆願いたし候處、御世話は相成り難く治定いたし候趣にて追々思ひ思ひに出京仕候百姓百人餘残らず主家へ引渡しに相成り一同歸村後右田府百姓どもを不正の役人ども甚相憎みことごとく呼出し、徒らに威嚴を示し、豊縮何事も口をとち候様可仕ため、拷問入牢繩締又は晝夜野曝等申附苛法峻罰誠に恐る敷儀にて其の外咎受候もの都合長谷川半七今以て入牢四ヶ村役人ども十八家株取りあげ、役取放し押込與五郎缺所知行所放逐十人月三日腰札附石擔二人組頭役取り放し三人過料取立て手鎖愼等前書きとも二百人餘に相成り申し候、農務肝要の時柄をもちからず、殊に公儀御停止中をもちかり奉らず拷問吟味等迄致し、尤も仕置の儀は寺社奉行太田堪津守様御懸合御挨拶御差圖の上にて取計候趣に申し附し候儀百姓ども一同安堵仕らず、且先般藏六元三左衛門甥三郎九等再勤申し附候始末依怙不正の取計らひ一々申し盡し難く次第に御座候、拙僧儀も願書に申しあげ候通り知久家には由緒も有之、先神の菩提寺にも御座候間義徒政務を握り家法紛亂騒擾

に附心配仕り、且檀家も必至の難澁みるに忍びず先般靜衛介へ諫言申し入れ候處、一圓取用ひも無之その後何等の廉も之無閉門禁足申し附られ候、素より雲水浮萍の身に三三界無安觀念仕居候得共、一寺の住職仕居候へば永々右の次第にては法用を差支申候尤も寺の儀は法類も有之候得共百姓共の難澁實に妻子も路頭に立候様成行すべき姿に有之此上にも奸惡の役人存在仕候ては安心歸伏仕候もの同腹の外には一人も無之、強て歎訴等差押置候はゞ心腹の騷擾も出来可仕哉、猶々知久家の安危晝夜無心之事にて實に寢食も不安仕合に御座候處、當寅七月中靜衛介隱居御預所不殘御取上被仰付誠に痛心いたし、奸徒のもの共の全く仕成候儀と残念千萬に奉存候、奸徒の首魁張本たる遠山三左衛門、虎岩平左衛門、遠山三郎九、原野藏六其餘、田山甚六郎、西川幸六同黨の者奸狀は明白の事と存候、殊更遠山三郎九出府中同腹奸徒國元へ罷在候ものへ差送り候途中差落し候密書等も別紙の通にて顯然の儀に有之候間速に廢撤鎮民安堵知久家永安に相成候様御屋形様公明仁慈の尊慮を以て委細の御所置被成下置候様願上度、且當今御公儀様より實家の義に付御世話被成候様仰蒙候松平播磨守様御役場にても是迄邪正兩端に相成候議分明にて、夫故阿鳥表へ出張の人々に寄りて邪正互に相合し候より種々に變動混亂も仕候事故、右等の處も御高察被爲在候様奉願上度、野僧儀も漸く奸徒の網羅を脱し最早如斯出府願出候上は國許へは歸錫仕得候場合も無之、唯一心に國土和平、人民上下共安穩の爲め死力を盡し候義佛意に相叶候義と奉歎願候間何卒御憐察被成下候伏して奉祈念候以上。

以上洞岸寺晋城和尚の歎願書はいはゆる忠臣側を代表したものであつて、聊か修辭激越の點は免れな
いが最後の裁斷に徴するに本書の主張はかなり採用されてゐるので、事件の經過の大略を知る上には
好資料である。事件が表面に現れて白熱的になつたのは嘉永五年十一月で、一切の解決を見たのは安政
三年十二月であるから係争に火花をちらしたのは五ヶ年で、從來は靜衛介の實家松平播磨守が家來を派

して萬事解決してきたのが事件の複雑悪化するにつれて播摩守の家來中にも是迄邪正兩端であつたのが出張の人に寄つて邪正相合し種々變動混亂もあり、從來御同列として終始奔走盡力した山吹、伊豆木の斡旋も思ふに任せず、知久分家の權九郎様養父千馬佐の實家なる松平大學頭等々近親關係へは屢々訴願したがはかばかしからず、遂に公儀なる時の大老阿部伊勢守へ駕籠訴へ(田村の孫藏)をなすと共に月番老中松平伊賀守へは阿島組頭嘉門治、南原村百姓清内阿島村百姓式太郎等駕籠訴し、一方年寄、名主、百姓は連名にて屢々山吹伊豆木竝に御實家へ最後は水戸家へ訴願する等全く必死の戦闘は續けられた。

本騒動は元來兩派の勢力争ひではゆる殿様方(一方に云はせれば奸徒である新興勢力で、領主靜衛介の寵臣)と御家老方(知久家の舊臣家老、知久次郎左衛門を筆頭とする譜代の傳統的勢力、所謂忠臣側と稱する舊勢力で人数も多い)との二派に分れ之が仲裁役たる山吹、伊豆木の兩藩(山吹藩御用部屋日記が代表する)竝に靜衛之介の御實家松平播摩守(極樂水様)及び知久權九郎(御分知様)である。本騒動の原因は前述の如く勢力争ひより起つてゐるが、新興勢力たる殿様方が一方の舊勢力の根を斷つべくあまりに急激に寧ろ嚴科に處し、併も矢次早に壓迫を加へたので一面同情のあまり反感を深めた事は左の實情に徴しても想像し得られる。

一、嘉永五年十一月十五日夜所罷(但し松岡は六年六月十八日)

永暇	家老	知久次郎左衛門
剃髮整居	物頭家老	松永衛守
同	江戸留守居	松岡尉兵衛
永暇	用人	水野淀之助
通塞	番頭	白子五平治
同上	代官	吉岡儀右衛門
同上	代官	吉澤源太郎
永暇	賄方	林三右衛門
同上	賄方	下平普右衛門
欠所	醫師	本間泰輔
盤居	近習	片桐長九郎

一、同六年六月二十二日參府供の者江戸にて所罷、何れも永の暇。

供目附	吉岡順輔	同	虎岩直作
徒士	栗澤補太郎	同上	小澤柳藏
料理人	市瀬惣平	足輕	松澤三藏
同	稻葉半藏	同	村上政藏
草履取	重八	同	太七
中關	九藏	十万藏	小平
		小平	慈吉
		定次郎	常七
		左七	

一、同年七月出府跡にて何れも永の暇。

家老 後藤 敏之助 番頭 山口 半九郎

近習 松澤 鐵次郎 寄合 村川 怒輔

同 白子 茂平 徒士 久保田 完右衛門

同 向田 駿藏 同 沼瀬 喜傳次

小役人 佐野 彦九郎 足輕 沼瀬 開助

中間 傳作 同 輕沼 文吉

一、同年十一月永の暇。

中間 藤八 同 作 強

一、同年三月勘當。

近習 知久 健之助

凡年より押込御用人山口良之助、用人失澤東平

一、同七年閏七月四日寺社奉行太田攝津守御挨拶として科當り仰付し者

入牢 年寄 長谷川 半七 押込 名主役 福澤 耕太夫

同上 右馬之進 同上 彌兵衛

欠所 百姓 奥五郎 放逐 組頭 嘉門 治

同 芳兵衛 同 關左衛門

同 虎次郎 同 勘次郎

同 四五六 同 和平

同 三七七 同 虎之助

外過料 源兵衛 外四十八人 (以上阿島村)

押込 名主役 福澤 藤兵衛 同上 河野 文右衛門

同上 片桐 安右衛門 外過料手領等四十一人 (以上田村村)

押込 名主役 河野 庄左衛門 同 河野 新左衛門

同 河野 崎右衛門 放逐 久太郎外過料等三十四人 (以上河野村)

手領 名主役 召 忠四郎 過役、石擔目に三日腰札召付、清内 (以上南原村)

靜衛介突如隠居させられる

以上の如く舊勢力派に對し徹底的彈壓を加へたのが、之が反撥と不安にて農務に携はる百姓も少なく各々手分けにて山吹藩、伊豆木藩へ愁訴歎願するもの數知れず、兩藩は靜衛介へ取次ぎ奔走したるも取上の期至らず、果は百姓の出府となり御實家松平播磨守、御分家知久權九郎様へ頻々の歎願にて松平播磨守は家來遠藤久平を阿島表に遣はし更に再度武田平右衛門前野織右衛門が阿島表へ出張したのは嘉永六年四月であつたが兩派の抗爭益々甚だしく此の間の消息は山吹藩御部屋日記にも他の書類にも委しいが煩を避けて茲に詳説しない。

嘉永七甲寅年閏七月五日の御用部屋日記、

一、阿島御家老中より挨拶左の通り。

然れば當領分百姓共の内去る子十二月中徒黨強訴に及び候者有之右一件追々吟味仰せ付けられ候處、百姓共先非後悔恐れ入り候旨申立、且願と筋も無之趣き申立依つて後念のため御仕置の儀其筋へ御伺ひに及び候上一件落着仰せ渡され候て相濟み申候、右は先般御願ひ被成候筋も有之候に付此段右様迄、拙者より宜しく挨拶に及ぶべき旨靜衛介様仰せ付けられ如斯に御座候以上。

同日御用人中よりの書札にて仰せ達せられ候趣。

御用御召に付靜衛介様御田府のため明七日御發駕相成り候右に付御餞別且道橋掃除等の儀堅く御斷りなされ候趣申來る。

一、閏七月二十七日阿島御老中より挨拶左の通り。

然れば靜衛介様御儀、御道中御川支にて去る十六日新宿へ御滞無く御着、翌十七日御老中右御廻勤相濟み四ツ時御屋敷へ御着なされ候處、十九日御用番久世大和守様より御奉書御到來、靜衛介様、繩一郎様には御名代にて御用番様御宅へお越し候様の儀に候處、折節靜衛介様御當地に付御名代石川監物様、繩一郎様御名代山田佐渡守様、久世大和守様御役宅罷り出で御老中様御列座、大目付筒井肥前守様、御目付淺野一學様、御立會にて大和守様御口達にて

信濃罷在候

名代 知久 靜衛介
石川 監物

其方儀家事不取締知行所迄も及混雜候趣相聞不束の至りに思召候依つて隠居被仰付、急度慎可く罷在り候。

信濃罷在候靜衛介惣領

名代 知久 繩一郎
山田 佐渡守

靜衛介事事不取締知行所迄も及混雜候趣相聞不束の至りに思召候に付き隠居被仰付、急度慎可く罷在る旨被仰出格別の御宥恕を以て家督相違無其方へ被申付候。

知久 繩一郎

波合 帶川

心川 小野川

各四ヶ所御關所支配の儀は父靜衛之介の時の通可相勤候

知久 繩一郎

父靜衛介御領所不殘被下御免候右の通り仰出され候に付直様繩一郎様御差控へ御伺ひ人を以て御伺ひなされ候處御付紙を以て御目通御差控へ候格にて罷在るべく候段仰出され候間此段御知らせの爲め右様迄繩一郎様より仰出され候以上

尙々右に付若し御見舞の思召御座候共御慎中の儀に候間堅く御斷り仰進候此段吳々も仰出候以上

一、廿八日右の通仰達られ候へ共御見舞等仰達候ても如何に付御内々御直書を以て仰達され候尤も御屋敷へ御見舞もなされ候も如何に付御用人中内宅迄御用人共より添手紙いたし宜しく取計吳候様に頼み遣はす。

如上の如く問題は公儀へ聞え突如隠居を仰せ付けられて領主が眞先に處分せられた、内面に於て水戸

家其他の奔走があつた爲めに知久家を傷つけず済んだ事は特筆すべきである。

解決は播摩守へ 暗躍は續く

幕府は嘉永七年七月十九日突如として知久靜衛介へ隠居を仰せ付け同時に嫡子繩市郎へ相續させると共に靜衛介の御實家松平播摩守へ責任を以て解決方を命じた、これに付き御用部屋日記には左の如く書かれてある。

一、八月二十七日松平播摩守様御家來、阿島表へ参り候由にて交通有之候、その文面は一筆啓達致し候秋冷の節彌々御堅固に御勤めなされ珍重の御事に御座候、然者今般知久家家政向並に知行所取治方等、万端播摩守引請心付致すべく候様公儀より御達しの趣も有之候に付き拙者共出役到し候間此上時宜に寄り候はゞ及御伺いたし候儀も有之べく候條、兼て御承知御座候様致し度候此段御案内旁斯如に御座候 恐惶謹言

八月廿七日

久野藤十郎

森七三郎

堀尾五郎左衛門殿

片桐源一郎殿

即刻各返事遣す

右の如く松平播摩守家來阿島表へ出役し、山吹、伊豆木兩藩の各家老へ挨拶をして事件の解決に着手したのである。越えて十二月廿一日の御用部屋日記に

一、十月廿一日知久靜衛介様御憤み今以て御免無之候に付阿島表へ御家督御祝儀の御使者御見合はせ居候處、當分御免も無之様子年を越し候ても如何に付、阿島御用人中へ御用人共よりの内々様子伺はせ候處、此節御使者達せられ候様との事に候に付、今日御祝儀の使者夫々差出され候、御口上の儀並に御送物の儀は別に委しく記し有之候故略す。

とあるに徴しても、事件の重大性に鑑み調査も慎重に遅々と進行しつゝある事が想像される。

此の前後の事であつた、對岸座光寺村市場の宿屋へ三々五々打連れた小間屋其の他の行商幾組かゞ忽然として現れた、そして其の行商先は龍東の知久領に限られてゐかのやうに毎朝天龍川を東へ渡つた。由來徳川幕府の傳統的秘策であつて問題の各藩へはかうした隠密が絶へず放たれてゐた。講談でみる有名な御家騒動には必ずつきもので多くは水戸家から出てゐるのが有名である。之は幕府からであつたか、水戸家からだつたか、或ひは極樂水様(播摩守)からであつたかそれが隠密だから判明せんが、内外から實狀を調査したのは事實である。

それと共に知久家中の兩派は百姓小者に至るまで神経を尖らして盛に敵狀探查に腐心した事は筆者不明であるが「阿島一條に付日記」の一冊に委しい、それには「殿様方の軍師は原野、百姓方の軍師は氏乘なりと村方の者共申し居候程の儀にて云々」とあつて、何れも領分外なる 氏乘や伊久間、富田方面に策源地を置いて暗躍したものらしい。

幕府は前述の如く老中御用番久世大和守より松平播磨守へ「知久繩市郎儀其方の近親の儀にも有之候
間向後家事取締向並に知行取治方等迄も萬端引請厚く心付候様致さるべく候」と申達し知久繩市郎へも
右の趣を諭達すると同時に靜衝之介養父千馬佐の實家なる松平大學頭へも内命したので結局松平兩家が
解決の衝に當る事となつた。これ等の措置は水府公の内意に依るものである事が察せられる。

斯くて安政三年丙辰年十二月二十六日上使として小室市十郎（松平大學頭御用人）松平大學頭、
小笠原左衛門佐御名代として師岡半衛門（勘定奉行）阿島表へ到着翌二十七日知久繩市郎外兩松平家役
入立會にて左の如く仰せ渡された。

缺所	家老	原野彌平太
同	表用人	虎岩平左衛門
同	元用人	遠山三良九
蛸居	家老	佐久間六左衛門
隠居慎	用人	西川六太夫
蛸居	江戸留守居	岡田幸右衛門
同	代官	中津川文平
同	同	深谷藤一良

而して退職中だつた物頭家老松永衛守以下復活再勤仕を命じ全く主客顛倒となつて解決した。

所謂家老側の勝訴となつたので百姓側は凱歌を擧げて年寄長谷川半七の酒桶（半七は酒屋だつた）の
底を叩いて

竹八月に木六月原野（家老）

の原（腹）は今が伐り時

とはやし立てたと云はれる。

一方殿様方は公儀の御差圖であるから一應は夫々に退散したが、あまりの仕打に領主知久繩市郎の御
直書にて御兩家の取計らひ方不安堵の書取を以て御老中阿部伊勢守御用人へ江戸留守居田山甚六取次願
ひ上げ又堀田上野亮竝に牧野様へも訴願したるに、知久家一件は係りにあらざればとて兩家共に下げ渡
されたが、阿部伊勢守様は御掛りの事とて願書取上げ預り置くとの事なれば「阿島御一條引くり返り江
戸より御迎参り御役衆江戸へ御歸り被成候由」等々盛に流言蜚語が行はれた。

事實に於て翌安政四年二月六日佐久間一馬、市瀬珍平等の名儀を以て老中安部伊勢守へ訴願し氏乘、
富田、伊久間、座光寺等の他領に屯して策謀した事は記録の上に明瞭である。

本騒動の解決は前述の如く水府公の意を承けて時の老中が責任者として靜衛介を隠居せしめ、解決の
鍵は松平播磨守へ一任し立會として親類である松平大學頭を立會せて知久家を傷つけず、最も同情ある

公儀としての措置であつた事は云ふ迄もない。

知久騒動考察

私は短時日の調査と乏しき文獻とに依り大膽にも以上の如く知久騒動を綴つた。勿、完璧のものでなく知久騒動に關する臺本として其筋書きだけにすぎない。現在私の手元の材料で尙詳細に書けば未だ十數回ではつくされなれないと思はれるが徒らに事件を複雑多岐ならしめるのを慮り茲には主として代表的のものゝみを掲記して参考に供した。

知久騒動は複雑多岐ではあるが之を一言に批判すれば……勢力争ひより端を發した御家騒動を民衆（百姓）の力が決した……と言ひ得ると思ふ。本騒動の中心は武士階級の争ひであつたが事實は百姓（民衆）であつた。百姓の熱血が死を賭して老中へ歎願し（當時の掟は駕籠訴は多くはり刑にされた）死力を盡しての運動が時の顯官を動かし、封建の末期とは言へ領主の獨裁政治で總てを成し得た當時に於て、苦闘數年遂に所期の目的を貫徹し得た點は本騒動の見逃す可らざる核心を爲すもので當時は武士階級よりは百姓の方が眼覺めてゐたとも云へる。

浦賀の砲聲が島國長夜の惰眠を破り、國情騒然として徳川三百年の壓迫專政に對し、尊王攘夷開幕の聲は將に起らんとしつゝあつた過渡期であつて、この時代の影響が山深き伊那へも反映したのは云ふ迄もない。

更に有力なる一因は傳統の力強さであつたと思ふ。知久家は峽谷有史以来の名族で、時に隆替消長はあつても連綿として龍東の中樞に終始君臨した歴史を有するので自然知久家には家憲家風と云ふたものがあつた。

千馬佐、靜衛介共に水戸の別家松平家の出身ではあるが養子であつた。昔から紛穢三合の例もあつて現在では時代が變つたが尙當時は養子と云へば軽く見る風習が甚だしかつたのは云ふ迄もない。併し兩人共に徳川の御連枝であり、天下の副將軍水戸家を宗家とする權勢家なるが故に、知久家では歡待し、所謂養子扱ひはしなかつたと思ふ。知久家は名家ではあつたが三千石の小藩で、幕府から見ればものゝ數ではなかつたが、水戸の別家から縁組をした事に依つて非常に家格をあげた。知久家の權勢は隣藩飯田堀候（一萬七千石）を壓してゐた事、諸侯中で威張れた事例も前に述べた。斯かる有様だつたので、かなり我儘は通させて普通の養子ではなかつたと共に、生活環境も自然贅澤であつた。知久家は由來裕福を以て誇つてゐたが、財政も漸次窮乏を告ぐるに至り、茲に御家騒動の端を發した経緯は前述の如くである。

知久騒動の巨魁と見らるゝ遠山三左衛門は徒士席より追々昇進し、天保年中重役となり靜衛介隨一の寵臣となつたのであるから自然舊臣との勢力争ひは免れない。併し新勢力なる遠山一派が君寵を楯として餘りに功を急ぎ過ぎ、舊勢力の根を斷つべくあまり急激に寧ろ嚴科に處し、失繼早に壓迫を加へて大

改革を企圖したのが抑々の敗因で、舊勢力たる老臣排撃には奏功したが民衆、即ち百姓の力を顧慮しなかつた。換言すれば百姓は押へつけてさえ置けばよい、威壓すればよいと考へてゐた。之が敗因の根源をなしたことは事實が立證する。

最初百姓は老臣へ同情のあまりの歎願運動であつたが、一般に知久家の傳統をば尊んでゐた。その傳統を破壊される危惧と、所謂「成りあがりもの」を喜ばぬ當時の風習はそこに一段の反感を深めつゝあつた矢先、あまりに急激に矢繼早の成敗に業務も手につかず、遂には猛然として民衆運動を起さざるを得ざるに至つたもので、結局は領主靜衛之介の不明であり、不徳に歸するものである。而して知久家があまりに總てに對し實家なる松平播磨守に頼りすぎ、行政統治の權までも舉げて播磨守に委任したかたちとなり自ら自主的立場を失つて居る。

舊臣家老知久次郎左衛門は前述の如く知久右馬之助の後裔で同族であり、歴代の功臣であつた。この舊臣に永の暇を申渡すのは稍暴斷で、靜衛之介としては感情もあり、相當な事由もあつたやうにもある。それは曾て山吹、伊豆木兩藩の家老に對しての直話に

「去々年來實家より役人共立替り参り候處何れも家老共に荷擔いたし、只々勘辨々々と申候のみにて家老共實家へ靜衛介不行跡と申立て、實家にては實と存じ自分より申遣はし候事一向に取あひ申さず候故、別して勘辨差控へ居候内去春又々實家より附役として宮田八十右衛門と申す者差遣はされ、此もの

は何事にも一向携はらず只々家中の様子伺ひ居候處、家老共の致し方宜しからず所を見届、實家へも申達し候に付漸く自分不行跡無之趣實家にては明白に相分り明年参府の節、次郎左衛門召連れ参り候哉、又は跡より呼出し候もの哉、何れにしても江戸表に於て罰申付け候様内評決定いたし置候」云々と云つて居るに見ても「不行跡」云々が心根に徹したものと如く、最初「缺所」の嚴科に處すべきを兩藩家老は「塾居隠居位」と主張したので「家中に置候へば又々色々企て致すべく候間根を絶ち申度」の事由を以て永の暇を申渡したのであつた。又翌年山吹藩主への直書にも「拙宅家事一條に付き之迄實家世話相願ひ候處、遠路文通の掛合にて品々懸け違ひ多く、殊に留守居（江戸）のもの心底宜しからず、虚説のみ相立て、實家にては相迷ひ虚實定かならぬ事ども多く當春より大勢出張仕候へ共相談事等すべて懸け違ひのみにて愚意徹せず、治定も仕らず右に付出府の上播磨守に直談も仕り、其役人共列席にて先々よりの次第申述べ云々とあるに見ても委任政治の病弊が看取される。何から何までも實家任せにしたので結局は領主自身の威令が行はれず、一々實家の差圖なしでは解決が出来ないやうな結果を招來した。

斯く検討し來れば幾多の事由はあるが、之を要するに本騒動の根源は

一、靜衛介があまりに實家に頼りすぎた事

一、爲政者が（新興勢力）功をかせつた事と百姓は威壓すれば治まると思つて其波及する力を考慮せ

なかつた事

等であつて、勿論種々なる副作用は起つたに相違ない。

本騒動に對する裁斷は時の爲政者（殿様方）の意表に出でた事は前回「解決前後の事情」に示した老中阿部伊勢守へ愁訴した全文にもある如く、混雜の事情を場合によれば對決までして詳細取調の上裁斷されるものと調書等取揃へ勝訴を豫期してゐたところが、上使が十二月廿六日に到着廿七日に領主繩市郎へ申付け、即日豫期に反した裁斷をしてしまつた。幕府は水府公（水戸家）の意を擧げて靜衛之介に隱居謹慎を命じ、實家なる松平播磨守に解決の責任を持たせ、親戚なる松平大學頭並に小笠原左衛門佐と協力して取治め方を命じたので、表面役人を派して調査すると共に裏面隱密を放つて實狀を調査した事も既に述べたが、其結果「領分内の民意を」察して永治方の裁斷となつたので、本騒動には終始「民衆の力」が躍動してゐるのが特異性である。

世に多くある騒動の苛斂誅求といふやうな聲ほどの記録にもなく、何れも「知久家の安危心もとなく」の衷情より出發した正々堂々たるものであつた。

本騒動を芝居とした「知久御一條寛政魁美談」の一部を筆者は見た。史實を骨子にしてはあがあるが、興味本意に脚色されてあるから傍系的參考資料たるに過ぎない。尙芝居の「遠山三左衛門と奥方との不義等に就いては晉城の「奸魁罪狀」にも「三左衛門奥向へ立入り候て甚だ不取締の沙汰有之奥向當番のもの

は見兼候程の義も數々有之候に付き正臣より諫言いたし」云々と叙しあるが尙調査の要があらうと思ふ。又毒殺云々についても巷間種々の言ひ傳へもあり、時の敗者たる所謂殿様方の人達の消息に關しては「阿島御一條日記」に相當に委しいが多少の偏見もあるので、之等に關しては改めて叙すべき時期もあると信ずるため此處には詳説しない。

本騒動は峡谷としては勿論全國的にも稀有の大騒動であつたが、之が解決に當つては徳川の一門にながるために、水戸家を宗家としたが爲に公儀が手を入れた事件として之だけに同情ある措置はなかつた。責任上靜衛介には隱居を命じたが知久家を傷つけず、犠牲者數名は出したが幾何ならずして多くは歸參を許し、大團圓を告げてゐる。

一八、南山騒動

南山三十六ヶ村、今の龍江、千代を中心とする當時の三十六ヶ村は、元來不毛に近い土地で安政前までは天下領（幕府直轄）として殆ど年貢御赦免に等しい待遇に村人は非常に安穩な生活を續けてゐたが、安政初年の頃奥州白河の藩主阿部播磨守が何かの功勞で幕府から右南山三十六ヶ村を褒美としてさげられた。之が爲め播磨守は市田村の原町に代官所を置き代官として家人務川忠兵衛を就任せしめ、右三十

六ヶ村の年貢を此處に於て取集める事になつた。

當時は徳川三百年の礎、瓦崩し始めて世は將に舊套を破つて新しき光明に浴さんとしてゐる時で、所謂黒船事件等の騒ぎに幕府は未曾有の軍用金を要する時に際會したので、その餘波は諸侯に及び、諸侯は莫大の軍用金を献金せねばならず、又少しでも多額の献金をなす事を以て自己の榮達に資せんとする者さへ出でたので、今迄御赦免所に近い南山三十六ヶ村も御多聞に洩れずやはり急に多額の年貢納めを命ぜられたのである。

代官務川忠兵衛は主人播摩守の氣に入らんとしてか否？ 今迄少額の金納であつた南山に對し急に米納を申渡した。(之は金納ならば何兩何分と定まつた額しかとれないが米納ならば安い田舎の米を高く賣却することが出来るので變更したものである) 然るに南山三十六ヶ村は前述の如く不毛に近い地で製紙、養蠶等を本業としてゐた所だけに米納する事は到底不可能で、食用米にさへ不足を感じてゐる所へ一時に多額の米納を命ぜられたので如何ともする事が出来ず、完全に納めるには他より米を購入して行はねばならぬと云ふやうな破目となつた。此處に物議の生ぜざる譯はない。

安政二年の秋遂に三十六ヶ村の庄屋は一堂に會して年貢輕減の請願運動を起す事を申合せ代表四名をあげて市田原町陣屋の務川忠兵衛を訪はしめたのである。所が代官務川は無法にもその内二名を檢束し二名を一ヶ月の手錠の咎(兩手の自由を失はしめるべく手に錠をはめる事)に處して歸したのであつ

た。かく暴逆を、しうさせられた南山三十六ヶ村は流石に激昂し一揆を起して務川を糾弾せよと叫ぶもの、それは「上を恐れぬ不埒な行ひ」とあつて却て騒ぎ損となるから合法的手段を取るべしと云ふもの、二派に別れ非常な騒ぎはなつたが、時の三十六ヶ村庄屋は、智者が多かつたので騒ぐのは結局損を招くとあつて、務川如きを相手にせず直接幕府に懸け合ふを得策としていよいよその方法を探るべく相談し始めた。

一方務川忠兵衛も流石に播摩守に選ばれただけに仲々の智者でその裏を搔かんとした。その方法は檢束した二名を表に向つては入牢せしめて大に虐待してゐるかの如くに言ひ觸らし、その反面では毎日座敷に置いて『役目上致し方なく禁足したが決して虐待の意旨はない、年貢の取立てもお上の意志で自分ではどうも出来ぬから耐へて貰ひたい』と毎日珍味を與へて大に待遇し恩惠政策を以て二名を懷柔せんとしたのである。併し斯る事を知らぬ村人は今にも入牢の二人は打首にもなりさうな噂を聞いてゐるし手錠の二名は仕事も出来ないで、禁足の二名を何とかして引下げを願はねばならず遂に年貢米輕減の請願はしないといふことを誓約するの餘儀なきに至つたのである。

市田陣屋へ押願しても犠牲者を出すのみで何等効果のない事を覺つた村民は、代官務川を相手にするは愚な策だとあつて恰も當時上田城主松平伊賀守が老中だつたのを、伊賀守に嘆願せんものと、安政三年數名の代表を擧げて伊賀守が江戸に向ふ道中を擡し代官務川の暴政を列擧し天下領當時の年貢と同

様にして貰ひたしとの意を認め駕訴に及んだのであつた。

然るに駕訴は無論天下の法度であるため訴人は忽ち檢束され一ヶ月の入牢を申つけられその上願意は通らず虻蜂とらすの結果となつた。かくては望みの綱も切れたと云ふべく取りつく島もなくなつたので如何にもしてこの苦難を切り抜けんかと談合の結果すべて單刀直入の方法は勞多くして功なきものであるから今後は持久戦を續ける事となり、今日で云ふ宣傳ビラ貼り、當時の貼り訴(苦難を訴へたビラを主だつた江戸役人の家敷の門と云はず塀と云はず根氣よく貼りつける事)の方法をとる事になつた。貼り訴も天下の法度ではあるがそれに對する制裁は最も軽く、體刑に處せられる事なく、例へば苦衷を訴へたビラを大老或は若年寄の家の塀に貼りつけても、その貼り訴は役人によりはぎ取られ、その剝がれた箇所に『天下の法度を破り貼り訴したる不屈き輩あり破り捨てる故左様心得よ』との役人方の貼り出しがはりつけられるのみで濟む事になつてゐたので、この方法を最も安全なるものとしたからである。併し當時幕府は「破り捨てる」と表には云ひながらも参考としてそれらの貼り訴を保存して置いたのである。従つて間斷なく貼り訴を行へば、それだけ幕府當局に對し宣傳が利くと云ふ譯であるから利口な南山の人達は江戸在住の信州人と協力して、安政三年から五年まで三ヶ年間貼り訴を續続したのであつた。斯くて三年間食ふものも食はず、着るものも着ずして持久戦を續け、貼り訴に懸命となつて働いたが何等の反響もなく、三十六ヶ村々民は最早絶體絶命の羽目に陥つたので、愈々一揆を起して原町陣屋の藩

川を襲ひ死ぬか生きるかの直談判を開始せざるべからざるの餘儀なきに至り、即ち安政六年極月二十七日百姓一揆千六百十六名は隊伍を整へ簗笠竹鎗の扮装に身を堅め市田陣屋へ押し寄せる事になつたのである。

二

安政六年極月廿七日南山卅六ヶ村百姓一揆千六百十六名は愈々市田村原町陣屋へ押し寄すべく騒ぎ出した。當日の日記に(荒増記)

△廿七日早朝御役所に今田村初め双方罷り出で來春まで願ひ立て差し延ばし申す様願ひさげいたし候處外村々は早速御用濟相成候處(中略)今田村の儀は願ひ立て相濟まざる間は正月の松飾など致さずと聞き及ぶが如何にと、卸代官様御たづね御座候へ共、村役人一同は一向に存せざる事故、右の段お答へ申し候、暫らく控へ申すべしとあつて平野村廻り役庄左衛門を内玄關に召され御代官様直々お話有之(中略)「正月の松飾いたさぬなどは甚だ心得違ひなり、致さぬ時は御殿様に相當りよろしからず、左様の心得違ひ無之一同(中略)松納め相すみ次第願ひ出づべしと被仰(中略)一同退出。

と記してあり今田村のみ松飾りもしないと力んだやうに見へるが豈計らんや之は卅六ヶ村の申合であつた、それは翌七年正月の日記に『舊冬南山卅六ヶ村談事の通(中略)松飾も致さず(中略)淋しき春を迎へ申候(後略)』とあるに見て明かである。かくて六年極月廿七日は庄屋、百姓願ひ人惣代等百人が原町陣屋から思ひくりに歸村する内重立ちたる庄屋三十人は飯田傳馬町の徳屋に止宿して更に協議したの

である。然るに村方では年越を控へて食ふに米なく金の蓄へもないので一般百姓、女房子供は、實戰を叫んで人心殺氣立ち修羅場と化してゐたのである。それはその日の日記に、

(前略)然る所南山郷中一同何となく騒ぎ立て夜の九ツ時、今田村上組の船渡にて勢揃ひいたす處、千六百十六人(中略)いよゝ此度歎願の頭取惣代の人數は下組の順左衛門、米川伴助、今田村中組文右衛門、同上組權左衛門の四人と相定め(中略)順左衛門は惣代入數の宰領として船渡へ罷り越し後三人は勢揃ひの始末方致し候(後略)』とみえてゐるから、

急報によつて飯田傳馬町の鶴屋に泊つてゐた庄屋連も立歸つてみた所、この騒ぎに急遽實戰の方法を採らなければならぬ事になつたものである。併もこの大人數は飯田の城下を通行せねばならず、萬一飯田の堀大和守が自分の立場として暴民の通行を許さぬ場合にはとて、堀候に當たる『乍恐』の願書を豫め用意して進んだのである。そして原町陣屋(市田役所)奉行務川忠兵衛に差出すべき願書は次の通りであつた。

乍恐以口上奉申上候

一、先規御石代よりは莫大相違の新規高石代申付けられ百姓一同難澁之事。

一、戌年の檢地夥敷く御座候處翌年直様元免入に相成難澁之事。

一、地船作り替へ(今田の渡船作り替へ)には先規より御下金被下候處當地頭に相成り候て御下金相止り之以て難澁之事。

一、用水路、掛樋は先規より御下金被下置候處又當地頭に相成り候より相止り難澁之事。

一、同領内之田切村と申し候は、飯島御支配と入交り罷在候間七ヶ年以前より内意を以て宥免被下し置、尙又外村々より平年一斗安の石代の上多分の拜借金差遣し當冬に至り先規飯島石代の通歎願致し候處聞濟に相成候、如斯領分二様の取計ひ極々難澁之事。

一、歎願筋之儀者少も取用無之、縦令用ひに相成候而も少々の御事に雜費仕難澁之事。

一、當末年藏米落札人代金上納難出來程之高石代を目安に立、領分上納金者少も無猶豫數申付取立、百姓一同必至難澁に落入候事。

一、人氣不宜者を見廻役に仕立郷中難澁之事。

一、安政二卯年右新規石代に付郷中以惣代地頭役場へ致歎願候處、願人四人之内二人者入牢、或人者手鎖の咎を請候尤其節別段之理解も無之如斯之御次第に御座候、尙又歎願筋願下致し向後右一條に付願ヶ間敷候様手詰を以請印爲致之難澁之事。

一、何事によらず上より申付候儀百姓迷惑の筋も手詰を以而爲致請印難澁之事。

安政六未年十二月

南山三十五ヶ村惣代

米川村	願人	件	助
今田	願人	順左	衛門
同	同	文右	衛門
同	同	權右	衛門

(但、此時卅五ヶ村とあるは平野村庄左衛門が役人と近親の間柄で運動に加はらなかつたからである。此事は日記に

詳しく見え庄左衛門は後に詫状を入れてゐる。

斯くして奉行務川忠兵衛への歎願書と、飯田の堀侯への通行に關する歎願書との二通は今田村の治部右衛門と膳左衛門とが携へ一同は出發したのである、その時の更に詳しい模様は日記に隨如としてゐる。

(前略)南山郷中の人数は船渡川原に押出しかゞり火を燒き(焚きのつもり)候事誠に大火の如く天をこがし近邊白晝の如く言語に述べがたく候、此時今田村三組にて産神の旗三本借り立て天照皇大神宮、八幡大神、春日大神と記し惣代の者持出し候處(中略)徒黨がましき目印などは決して上を恐れぬ致し方なりとて押て(強いての意)相止め申候、(中略)百姓難澁歎願の事故みの笠綴りを着て名々麥飯、稗飯、雜飯等思ひ／＼に握り玉にして背負ひ腰に付け中には錄など持參の者これありし故残らず預けさせ置き、實に難澁困窮に落入り露命御救ひ方歎願の儀に候へば道くたり(道中の意)とも質素にいたし一言たり共、決して雜言申すまじき旨一同え申し示し候。

然れ共極寒風嚴しき事故寒氣を凌ぎ天道神佛へ御神酒を獻備致して出立仕るべしとて酒屋八郎平宅よりかん酒に致して十八本持參し小さきひしゃくにて千四五百人の者が思ひ／＼吞ほす事大方、長鯨の百川を吸ふが如く、廿六ヶ村(實は卅五)の者三十人に一人宛宰領の者を相立て(中略)下組會所には猪兵衛、文助が押さへ役として引残り万端手配致し候、其外老年幼年の者は文助猪兵衛の下知に隨ひ會所にて働き方を致し申候、然る所最早夜の七ツ時に相成候故發足仕るべしと惣代は眞先の船端に立ち一同に申す様は如何やうの事有之共惣代のものに打ち任せ決して思ひ／＼の了簡にて取計らひ致し申すまじくと(中略)越し渡り候事九十艘(船九十杯の事)にて漸く右の人数越し仕舞申す事誠に言葉に述べがたく(中略)

極月廿七日の事なれば雨夜殊に北風嚴しく長野原、駄科、毛賀、八幡迄辿り／＼て行く内に早やしのいぬ近く相成、

八幡原迄一同登り候處、廿八日早天に相成候、然る所飯田傳馬町に止宿の村役人へ右の譯注進申し候處右三十餘人の村役人もあはてふためき、時又或は長野原、八幡までまゐり候處最早惣勢押し出し申候間止め申すべき手段無之先づ市田御陣屋へ御注進申し上げしとて、先手に今田村庄屋文左右衛門、銀不取膳兵衛、下村小右衛門、米峰俊彌、左京惣作、二番手高町の勝太郎、尾林長左衛門、山分太右衛門、今田紋右衛門、元右衛門、城六左衛門事、素足にて馳付け年番所彌次右衛門方へ右の段注進申候處(中略)

御役人中も仰天なされ先づ側衆、坂本喜兵衛様、柿沼作右衛門様、(中略)二手に分れ御出張になり、(中略)村役人追々御陣屋へ御注進申上げんと、飯田愛宕坂を馳せ登る處(中略)飯田御城中より差し留めんと御同心衆五、六人阿波屋の表迄御出張に相成、其方達は南山の者にては無之やと御たづね、左様に御座候拙者共は原町御陣屋まで御注進に罷出候者に御座候、原町御陣屋へは此方より御届け申上げし故其方達は之より引返し願ぎ立つる百姓差し止め申せと仰せられ候へ共、私共は(中略)村役人の役分相立ち申さず候間是非御通し下さる段押して願ひ居る所へ御重役とおぼしき御方三人様見事の御装束にて御同心凡そ百人餘り御繰出しあり、

御重役様直々村人に仰せ開け候は(中略)市田陣屋へは相達し候間其方共は(中略)人数取り静めよと仰せられ候へ共押して願ひ候へば二十人の内十人お通し下され候間、之を限りに御陣屋へと馳付け候處早御出役様に途中にて御出合申し候間、御案内致し引返し申候處、(中略)早、茶屋町の中程まで惣人数押かけ申候處、飯田御重役様初め百餘人の御人数御繰出し御差留、先づ此處は町なかの事故町外れまで退けと仰せられやむ無く追々追ひ立てられ茶屋町入り口まで引退き申す、惣人数引き退くを見て道を留られては相濟まぬとて惣代伴助、順左衛門兩人は、山村郷藏方の軒の細道を案内致し原町へと心ざし萬年橋を越し別府、南條まで六七百人罷りこしをみつけ、飯田御同心方は、御城の細道を二、三十人一散にかけて來り、一人も行らぬと別府、南條迄追掛け來り、早や南條村境に御重役御三人外に同心百

人餘り嚴重に御固め有之(中略)御重役仰せ聞け候は(中略)山村より御城下へ出で通るべし、此道は一人も通す事ならず、と仰せられ候間、(中略)松川を越し茶屋町まで引退き千五六百人一手に相集まり申候處愛宕坂より御出役の御郡奉行小林仁藏様御物大將島地重右衛門様、大目附杉本所左衛門様御代官、御手代、御同心衆百人餘り茶屋町の石屋太兵衛庭先にお固め嚴重に候。

事急と見た飯田藩は、たとへ他領に起つた騒動とは云へ放任することが出来ず、又暴民の通行を許したとあつては公儀への落度となり、立場上からも困るので重役總出となつてその通行を阻止せんとしたので飯田藩としては當然の措置であつた。併し百姓一同は年越に際し困窮のどん底にあるため「そこをまげても聞き入れよ」と必死の交渉に及んだ、其模様は日記に詳しい。

御重役小仁(小林仁藏)様島地様真先にお進み(中略)伴助は長まつて候とて直に御膝元へ罷出候處、小林様仰せには(中略)斯る徒黨強訴の趣にては當御領地の内を通すこと相成らず、一同へは惣代の者より申し諭し神妙に願ひ立て致せと仰せられ候、伴助答へて、仰御尤に候へ共當月十九日頃より一昨廿六日迄村役人一同御陣屋へ相詰め御歎願仕候へ共一向御承引なく是非なく願下げ仕り歸村致し候に付據なく惣百姓にて御歎願申上度罷出候儀に御座候(中略)成る程それは不憫の事だ、併し左程年越も出来ぬ事なく手順を以て(中略)願ひ立候てもお救ひあるべき筈なり、右様大勢の者騒ぎ立て願ふては却て一同の爲になるまじ(中略)と仰せられ候間據なく引退く、然る所下街造御堅めの御役人野村善左衛門様御物大將瀧田様、御郡奉行石澤金吾様、御代官、御手代、お目附、御同心方百餘人の御家中は茶屋町御堅めのお役人方と一手に相成(中略)石澤様は小林様、島地様と御三人先陣に進み、亦又伴助、願左衛門お呼出し(中略)難澁口上書差あげ御披見に入れ申候處御三人様悉く御熟讀の上(中略)神妙に願立候ても御取用に相成申すべしと仰せ

られ候、お答には、此七ヶ年以前安政二年卯年南山惣代を以て願立候へば別段の調もなく願立人共をお答めを蒙り(中略)此度とても押し御願申し候へば畢竟先年通りお答めを受け候までにて、願意相立つまじくと存候間乍恐惣人数が江戸お屋敷まで差越し御願仕る心得にて罷出候が、かく御重役様御出張お差留下さる段恐入候(中略)何卒原町陣屋お役人中へお渡し下さらず乍恐お屋敷御重役様方まで堀様御重役様よりお取次下し置かれ候様御願申上度と伴助願左衛門が申上げ候へば、それは出来ぬことだ、市田御支配下の難澁を此方にて取揚げ取次ぐ事は筋違ひだ、依つて難澁に付、南山の大勢罷田此方にて差止め置候段は江戸お屋敷へも申達して呉れやう、難澁の願ひ筋は市田役所へ願ひぬば道が立たぬ(中略)と仰せられ候(中略)伴助、願左衛門仲々承引致さず、斯迄大勢引連れ罷出候事、私共はもうどのやうに相成候ても一命は差出しての願なれば(中略)とて一同押願仕候へ共、一向お取用ひ無之朝より九ツ時後まで刻限移ると雖お取次は勿論お通しも下さず當惣仕候(中略)伴助、願左衛門もあぐみ果て(中略)今田村迄(中略)七ツ半頃惣勢引取申候(この掛合の時、原町陣屋より柿沼、坂本、梅澤等の役人出張し茶屋町の角正の表庭で飯田方重役の取調を詮すべもなく眺めてゐたと記してある)愈々今田村迄引取申すべしと一同へ沙汰致す處、今田村へ歸りて如何せん、先づ下道なり共無理に行かんと五、六百人柿木島橋まで押しかけ参り候處、同心衆亦々後より追かけ來り、永代橋にて差止め、申され候は、如何にわきまへなき百姓共、一旦まづ今田村に引取り申すべく答へ方を致せしに又候此道筋を行かんとわ不埒至極の致し方なり、飯田役人を欺くかとしたゝかに叱られ餘儀なく五、六百人の者は八幡清岸寺まで引き退く。

八幡の清岸寺まで退いた一同は更に下道を押し進まうとしたので同所を堅めてゐた堀家の郡奉行石澤謹吾は郎黨に下知して之を永代橋に遮つた、この時飯田城の物見臺では石澤が振り上げた銀の鞭の光りを刀を抜いたと早合點しこの方面へ軍勢を急進させた、更に飯田城では戦ひ初まるとみて一番手から三番

手まで嚴重に堅めて變に供へたのであつた。やがて飯田方は先づ／＼とて一同を八幡原まで無理に押返した、この時漸く原町陣屋から代官梅澤利右衛門、手代坂本喜兵衛、同柿沼佐右衛門等が到着し一同を制さんとした所、敵方の役人來るとみた一同は口を極めて原町陣屋の壓制を罵倒した。役人連もその無理ならぬ憤激に同情して、成る程尤も至極だ、某共も無慈悲な計ひ方とは存じながら下役の事にて致し方ない、よく勘辨して、靜まつてくれ(原文)と陳謝してゐる併し民衆はいつかな聞き入れず『領分は堀様の事なれども、道は天下の往來故、お通し下されずとも通ります、お縛りなされずともお斬なされずとも通れるだけは通ります、千五六百人お縛りなされずともお殺しなされずとも思召次第きつと通ります(原文)』死物狂ひで頑張つたので役人連も『左程一心こめての願ひ恐入つた暫く待て』と此旨を市田原町役所務川忠兵衛に注進し愈々八幡原に於て務川と直接談判に決したのである。飯田藩は八幡原上り口墓所の前通りに陣幕を張り民衆は野營に決した、寒氣と飢とに苦しむその夜の物凄さ附近村民の焚出しの有様も日記にあるが畧す。

夜の七ツと思ふ頃やう／＼御奉行務川忠兵衛様御出張(中略)堀様御重役陣幕の外に床机に御腰掛け(中略)其方其何か願ひ度き趣にて南山大勢罷出で(中略)斯く徒黨強訴を致すそは天下の法度だ(中略)と仰せ候へば、伴助は徒黨強訴を致すやうなことを誰がした、皆おまへの成され方が宜しくないからだ、と云ふ(中略)成ほど大勢にてのお願ひは恐入る次第に候へ共、過ぐる年歡願候へば入牢、手鎖の咎にて……(原文)

と伴助、順左門は務川の壓制を列記して、一問一答必死理詰めの肉迫に、さすが務も苦しく

月過ぎの事故來春に相成願ひ出づべし、廿日過ぎの願ひは天下の法にないことだ。(原文)

と逃げんとしたのを、烈火の如くなつた伴助が、

萬事右様の取り計ひが、おまへの持前だ(中略)何故御領分二様の取計ひをなされるや(中略)さあその譯承はらうと胸まくり致し(中略)一同雲霞の如く申立てるその内に伴助は奉行の胸つくしに右の手をかけると又右衛門が先づ控へよと引離す(中略)又伴助取りつくを引き離すと(中略)順左衛門は兩刀を目がけて引き抜かんとする故、奉行は兩の袖にて大小を圍みつゝ立ち上る。代官、下役見兼て取巻く、飯田重役小林、石澤立替り奉行務川を陣幕内へ伴ふ、飯田の同心方は、見守の領分なるぞ、靜まれ／＼と(原文)

かくて陣幕内では飯田重役小林仁藏が務川に對し、百姓からの陳情書を示して『如何なる處置をせらるゝか』と皮肉まじりに質問するので、流石の務川も理論の上から毫末の辯明も容されなしい他領内を騒がせてゐることであり面目次第もないので明申七年より南山卅六ヶ村の米相場の見立ては飯島の立冬相場に準ずる事とし、百姓の願意を叶へることを誓約したのであつた、かくて民衆は今まで六ヶ年の不當上納に苦んだ賠償に千兩の下金を要求せんとしたが、それは第二段に譲る事として廿九日朝四ツ頃凱歌を擧げて歸村し、村役人今田村上組みのや倉太郎宅に一同神酒を獻じ後々の事談事致し、お上を騒がし、世間に迷惑をかけた罪恐しとして一同正月は謹慎の中に済ますことを約した。

市田奉行務川忠兵衛門は飯田堀家々中に對しては面目を失し、この事上司へ聞えてはとのおそれから、南山米の相場は飯島の立冬平均相場(當時は米價の標準としたもの)にする事、金納に復歸する事を

明安政七年より實行する旨を答へたが、既にこの騒擾は江戸幕府にも知れ、領主奥州白河の阿部播摩守の耳にも達したので務川は遂に免職を言ひ渡され、安政七年二月江戸上屋敷へ引き揚げたのである。尙百姓一同は弘化三年七月白河領となり、其後約七年開務川の壓制に苦しめられた代償として金千兩の下渡金を請求したが聞き入れず金二百兩を下げ渡されて萬事解決したのであつた。免職された務川の後任は白川家より牧田金兵衛が赴任した。市田を引揚げて江戸山下御門の上屋敷へ謹慎を命ぜられる時の務川の行列は極めて淋しい氣の毒なもので左の如くである。

覺

- 一、駕籠人足 十二人
- 一、物特人足 一人
- 一、本馬 五匹

右は白川家中務川忠兵衛來る十三日信州市田陣屋出立、江戸山下門上屋敷迄相越し候間右人馬無滞差立可願候也

阿部播摩守内

一、申二月十日

牧田金兵衛

以上で南山騒動の概畧は終つた。そしてこれ等の日記や一切の記録は後人の見せしめにとて保存法を考へた末、白木の箱に全部入れて神社に奉納したので今日まで蟲にさされず保管されてゐる。尙伊那史料叢書刊行會は上中下三卷に分ちて公刊し記録の一切が收められてゐるから詳細はそれに依られたい。

この爭議に當つた民衆が、幕府の勢力に恐れてゐるやうな節をしてゐて併も全然そんなことを眼中に入れずして法にも觸れず、一人の犠牲者も出さず、整然として爭議を續けた、その裏面には見逃すことの出来ない思想が活躍してゐるのである。かの革命兒大鹽平八郎の高弟で松尾享庵と云ふ者がその以前、大阪から飯田城下外れの松尾村に塾を開いて大いに育英事業をなし、安政の飢饉には藏書三千卷を賣却して救恤に當てた等の事蹟を残した位で南山郷中にも享庵の弟子となつてゐた者が澤山あり従つて民衆は非常に向上してゐた、そして假にも大鹽の流れを汲んでゐるだけに權力に双向ふ義憤心に燃ゆる者が多かつた譯である、若しさうでなかつたらば如何に武家の威信が地に墜ちてゐた時節とは云えあれだけの堂々たる爭議は起し得なかつたであらう、因に八幡原で民衆を喰ひ止めた飯田藩の石澤謹吾は當時十八歳で一角の郡奉行として活躍し日本最初の典獄を勤めた人で十八歳で雪崩の如き民衆を喰ひ止めた威嚴と手腕は驚嘆すべきである、本騒動の解決に飯田藩の助力が與つて力あつた事は云ふ迄もなく小林仁藏も石澤氏と共に功勞があつたこと云ふ迄もない。

一九、木曾騒動

慶應二年夏秋の候、冷氣にて稻株太らず、出穂後れ、農民菜色の折柄、八月八日大暴風に一夜の中に稻禾悉く倒れ、田面すべて蓆を敷けるが如く、凶作的面の現況を呈した、之がため平年兩に三斗の白

米相場は、當夏二斗三升の所、この大暴れに急に一斗三升に上り、木會にては一斗を呼びしのみならず、穀屋は店を閉づるに至り、洗馬本山より木會方面は人心殊に恟々であつた。

當時神林村に白木屋野口庄三郎と云ふ材木御用商人があつて、材木を江戸へ送る時は、飛驒に於ける幕府の代官陣屋より許された槍一筋と、日の丸の旗を押立てる程の豪商である。其野口が松本平の半分を豊分宛の手金にて悉皆買占めたので、最早今後木會へは米は來ないと云ふ評判がばつと擴まつた。茲に於て恟々たりし木會民衆は更に殺氣を帯び、相率ゐて白木屋を襲撃せんとした。當時長州征伐のため松本藩主始め士卒の過半は出征中で、右兵糧米必要のため、藩では密に領内二三の富豪に命じ、米穀買上を爲さしめ、野口も其内命により買込に着手したとも傳へられた。

八月十六日午後洗馬宿の者、同所新福寺へ寄合ひ、何事か相談して同夜は退散し、翌十七日夕方より同宿産土社地へ集り、既に不穩の兆があつたので宿役人等之を制したが聞かず、又本山宿にては十七日午時長久寺へ打寄り是亦宿役人の制止を用ゐず、漸次近村の者も集り來り、夕七時頃一同北進し、洗馬宿の勢と合隊し、篝火を焚いて近村を嘯集し、八時過喊聲を擧げ、北方さして行進した、其勢力凡そ三百人、かくて十時頃今村、小俣、神戸新田等戸毎につき、強て一揆出動を命じ、右三村の富豪廿餘戸を脅し、建具諸道具を毀ち、目星しい得物を拉し去り、就中今村の小澤庄右衛門、小俣の大和又兵衛方にては米何十駄、一駄三兩にて木會へ附け出すべき書面を認めさせ、尙酒食を命じ、それより神戸の西

道を馳せ、直に神林村に至り、丁度夜半頃兼て眼させる野口庄三郎、同別家善右衛門方へ踏込み、土藏迄も打破つて即座に放火したので、流石名題の十六間四面の巨屋、納屋、土藏數戸前とも、一時に燃え上り、火焰天に沖し、近村の者迄悉く集り來り、鯨波の聲を擧げ凄まじい光景を呈した、野口に甘心したる彼等一團は、火焰の衰ふるを見すまし、南進して神戸（十八日前四時破壊四軒）下今井（六時破壊四軒）上今井（八時破九軒）野口新田（九時三軒共野口に關係あり焼く）竹田（九時半破二軒外唐澤氏三軒焼く）大池（十時小破九軒）小坂（同時小破四軒）の諸村落を脅威、破壊、掠奪等狼藉の限りを盡し、又其等富豪より米穀を木會搬出の書面を脅し取り、殊に酒食を滿喫して一搔の人数五六百人にて所在の者の加はつたのは少かつた、斯る時十一時松本藩郡奉行鶴見源十郎、名越與右衛門、同心引率出張、召捕にかゝつたので一揆散亂して多くは山へ這ひ上つて逃避した。

以上は本山、洗馬を中心とした一團であつたが、少しく後れて登川宿を中心とする櫻澤（奈良井も多少入る）等、附近村落の一團は、その勢凡そ六百人、十八日早曉眞先に白旗を翻へし、鐘を鳴らして行進を開始し、午前十一時頃本山を通過し、午時洗馬に至り同宿の富豪を脅して酒食を出さしめ、かくて腹を拵へた彼等は前團と異り、右折して中仙道を行進し、床尾平出と通過し、一揆出動を命じて同勢を募り、大門（後三時破四軒）堀之内（破二軒）鹽尻町を避けて長畝に入り（四時破三軒）棧敷（五時破四軒）外に野村又助母家、土藏、長屋を焼き、夫れより高出に至り（夜八時破五軒）大庄屋大和市郎左

衛門及大和友藏を焼いた、之亦有名の大家なれば火焰盛にして凄惨の光景であつた、それより野村（夜九時破七軒）吉田（十一時破十余軒）に入り、狼藉中十二時を過ぎ、松本藩組頭近藤三左衛門、物頭神方新五左衛門、銃破一隊出動し、片端より召捕にかゝつたので、蜘蛛の子を散らす如く八方に散亂し、多くは赤木及桔梗ヶ原方面へ逃走した。

長畝吉江平八郎方にては酒食を出し詫入つたので破壊は免れたが、米穀三十駄、明日屹度差出べくとの書面を取られたので翌十九日早朝玄米十駄を贅川宿へ送り届け代金三十兩駄賃二兩を請取り來り、後に木曾山村甚兵衛役所より、時價六兩に見積り、残り三十兩送金して來た野村大和へ放火せるは、怨にあらす夜に入つた故なりと云はる、此一團も各名主の届書に六百人位とあれば事實は千人位ならんとはれる。

前記二團の外は藪原、萩會、菅、宮越及び奈良井、平澤邊の残りの百姓等千人許りの一團は、前團よりも亦後れて、十八日夜八時喊聲を擧げて本山を通過し、十時洗馬にて米屋日野屋に炊出しを命じ、夜半頃將に突進せんとした時、松本藩奉行野末三十郎、使番宇野傳右衛門等警固の一隊早くも茲に出動してゐたので、其突進を喰ひ留め、召捕に掛り、一掻は之を突破せんと揉み合ひ中、藩兵より銃砲數挺筒先を揃へて打出したので、二人即死、尙怪我人打倒れ、一掻は此勢に僻易し、終に澁々後退して解散歸郷した、（此時木曾役人原宇平太（松本歸路）萩會村庄屋共々一揆共を説諭して歸村せしめた）

前記三團の外に、尙奈川の溪谷十四ヶ村（？）より起つた一團は、又々後れて十九日奈川を出で、稻穂を経て、廿日早朝橋場番所を通過せんとし、この時既に物頭吉武勘右衛門部下一手を率ひ、同番所へ出動したるので、一揆等此形勢に怖れ、這々の態にて引返した、先きに文政の四ヶ庄騒動鎮壓の時に比し、早速の出動にて、洗馬口、橋場口とも之を遮斷し、大災を未然に防ぎ得たるは、誠に機宜の措置と云ふべきであつた。

召捕總數百九人悉く入牢した、本騒動は發源地が御領領及木曾（尾州藩支配）であつた故に、速に幕府へ届出で、其指揮を仰ぐ事となり、巨魁たる洗馬宿丸山佐源太（屋號吉丸）笹屋傳右衛門（一書竹井屋）は江戸へ監送した、かくて翌三年四月五日、幕府より吟味役として御勘定格、木暮東之輔、森澄狼介、下役關口、土山、玉島、諏訪外に手先十二人來松（今井屋、油文、鹽屋、龜居へ分宿）之と同時に尾州藩山内、瀧江、木曾役人向山、萩原と高島藩代官來松參加した、松本藩は御領奉行増田万右衛門、久保小兵衛、根岸彌次右衛門、野末三十郎、井上六之丞參加して事件の審理に入つた。

凶徒首魁の前記兩人は遠丸籠にて江戸より松本へ護送し、關係各村は勿論、木曾九ヶ村迄村役人（庄屋、組頭）残らず呼出され、同月中旬より審問開始、首魁兩人の外は此時迄の入牢者一同悉く敲刑にて放免となり、翌五月下旬に至つて吟味相濟み、出役一行も悉く歸府した。

首魁兩人は再び江戸へ護送、其後江戸に於て上司の吟味があつて結審となつた、其中傳左衛門は獄中

で病死し、佐源太は其年九月十八日、江戸市外鈴ヶ森にて斬首、直に函首當地に送り還されて、十月四日より七日間、洗馬宿枳形に獄門梟首に處せられた、此時松本藩者頭野々山矢門、足輕一組を率ゐて之を警固した、其外に白木屋與重、辰巳屋八百松は所御構ひとなつた。佐源太の辭世は「故郷の本會路の草につちかはん、身は武藏野の露と消ゆとも」時に年三十七、洗馬宿獄門榜札の文言は。

信州筑摩郡洗馬宿百姓佐源太卯三十六歳

此者儀、徒黨強訴之義に付而者、兼而嚴重之御觸之趣も有之候處、近年諸色高直に相成、別而米穀拂底にて夫食買入方に差支候より、救助筋之義、宿内與重と申合、名主勘之坂方へ押而申立乍置、米穀融通相止り諸人難儀爲致候は、兼而風聞之通り、近郷身元之者共買致候義と存、與重へ申合、身元之者共え可賣渡旨強談に及不聞入候者、居宅打毀米穀融通相付、直段下落可爲致と推量り、徒黨相企、宿内傳右衛門をも申勤同意、與重共々宿内一同可罷出、若不罷出候は、居宅相毀旨、軒別觸致し、與重は新福寺、此者は神明宮境内へ相越、宿内八百松外一人え差圖致し、火の手揚人數を集近郷村々身元之者共え押参り、米穀安直に買受度間、可差送旨之書付差出候様、強而申談、苦不承知申聞候は、居宅打毀旨、一同え手強く申聞、人氣を勵し鯨波の聲を爲揚、宿内新福寺え集候者と一同に成り、尙近郷之者相加り、押步行候途中、安米買受に可相越、同意不致村々は家居打毀燒拂候旨、口々に爲申罵候故道々人氣盛に相成候を見請、窃途中より逃飯候段、假令先立押步行人家打毀、又は放火亂妨に及候儀無之候共、既に徒黨之者共、村々押步行、所々身元之居宅相毀、或は家財衣類等取散し亂暴に及、田火致候場所所有之、殊に村々に於て酒食等差田、剩米穀安直段にて賣渡候旨、書付押而爲差出候次第に至り候始末、不屈至極に付、信州洗馬宿に於て獄門に行ふ者也

卯十月

何人の好事か「騒動ちよぼくれ歌」と題する節面白き長文句の新版讀賣あり、此時を期とし、本事件決審迄は松本平より木會への糶米を杜絶す、木會中難澁、之に依り木會山村家より高田藩へ交渉し、越後より玄米六百五十二石、代金駄賃供五千四百兩を購入し、用食せりと云ふ、上掲幕府より吟味役木暮森澄が、松本藩役人を脅し立て、赫々たる威權を振り廻し、又木會藩の微瑕を指摘して、金百兩を出さしめたる事等、面白き話は、關口の回顧録にある由。(松本市史)

二〇、西牧騷動

慶應四年三月、上州甘樂郡南牧村の百姓、前年凶作のため米價騰貴して困難せるを以て、穀類安賣強請のため徒黨を作り、三月十一日佐久郡内山峠を越え、平賀村志賀村瀬戸村安原村平尾村横根村等に亂入し、富豪を襲ひ、安賣を強請し、家財を破壊し狼藉を極む、岩村田藩御影陣屋これが鎮定につとめ、忽にして鎮靜した、その状況は中條陣屋河野會十郎始末申上書付によりこれを知るを得る。

明治元年三月十一日佐久郡内山村を越え村々へ侵入の注進あり。

頭取上州甘樂郡矢川村百姓室十郎、小澤村百姓虎藏

三月十一日夜内山峠を越え御影陣屋附平賀村へ押來り、荒物商三河屋茂助方建具家財不殘打毀帳面類焼捨、同村岩崎喜兵衛に安米賣用方並賣品無代差戻すべきこと強談、於不承可燒拂申に付無餘義米二百俵上州本宿渡にて九斗につき代金貳兩二歩の積りを以て差送るべく對談せり、同人宅を打毀す、酒食し、右村にて手分をなし、八百餘瀬戸村へ打

越同村柳澤半兵衛宅へ亂入、建具家財打碎き、夜具衣類取出焼捨て、其上身元の者え安米賣田方質品無代にて差出す旨強談に及び、更に志賀村に入り神津半右衛宅に於て右同様の振舞をなし、扱頼貯金を不殘奪取し、平賀新町へ引戻り、十二日夜明頃野澤村に押入り所々店向より手拭地反物等奪取役入身元の者へ前同様強談に及び、其上押て酒食せし時内藤志摩守の士卒出場七十餘人差押らる、殘黨中の條御陣屋附取田村本新町白田村等暴行村々無餘義米穀百駄二百駄又は五十駄位づつ格別の安値段にて上州筋へ差送り又は地廻りへ賣出すべく對談、且野澤村に於て岩村田藩に差押へられし八十人程のものを貰請くる様白田村役人に強談せり、村役人止むなく野澤村へ出頭、志摩守家來へ請願貫下げをなしたりしに此者共は其儘餘地峠を越え上州に引取りたり、白田村暴行のもの同日九つ頃勝間村清右衛門宅へ亂入、進んで宿岩村阿部源右衛門宅に於て同様強談、米二百駄安値段にて上州へ送るべき對談、夫れより川東に引移り、餘地峠を越え上州へ引上げたり、平賀村にて手分となしたる百餘人の者共は御影附横根村三郎右衛門其外へ強談に及び、十二日夜に入り小田井宿へ通り懸らんとせしに内藤志摩守人數警固あるを知り、宿驛裏通り御影に掛り、牧野遠江守領分森山村邊へ押行しに遠江守人數にて退散し、殘黨御影近傍山林に潜伏し居りしを十三日早朝御影御陣屋附鐵砲方山林を狩立、一人召捕はれしに外何れへか散亂逃走せり。

二二、千曲川以西村民騒動

明治二年氣候不順、稻作登らず、物價非常に騰貴(米一駄九兩二分乃至十兩、麥一駄五兩二分乃至六兩、酒一升一貫五百文)細民大に苦しむ、加ふるに二分金の偽物流行し、融通圓滑を缺き、人心穩ならず、加ふるに上田騒動ありて人心益不穩なり、小諸藩これを憂ひ、領内穀留の命を發し、酒造を禁じ、

偽金の引換その他凶作に對する方法を講じたれども細民は何等の影響なくして人心恟々たり。

上田騒動起りしよりその餘波和田長久保に及び、この地と密接の關係ある芦田地方にも及ばんとす、村役人等これを憂ひ、小諸藩に請ひ扱の拂下を得て、長久保邊へ穀物の融通をなさんとて、嘆願書を小諸藩に差出せり。

乍恐以書付至急奉歎願候

- 一、扱 五十俵
- 一、穢多扱 五十俵
- 一、扱 百俵

右者米價追々騰貴仕不融通之折柄過日有穀等融通被仰田村々穀留相成候處、和田長窪兩宿共大門村之儀は是迄茂田井村鹽澤村邊の穀を以て夫食買入今日を送候處穀留相成候に付一同營兼候折柄、今般上田騒動に連一同騒立、已に昨夜押出候趣に御座候處昨夜一と先鎮り候得共、兩三日の中に押田候様子誠に心痛罷在候、宿方の儀は是迄は有穀を以役元にて賣出し融通罷在兎角是迄凌來候得共、最早融通相成兼是又人氣柄心痛仕候右に付前書の扱宿方へ御拂被成下宿方より長窪邊へ少々にても融通仕候はゞ鎮りにも可相成と奉存候間、出格の以御慈悲右扱至急御拂被成下置度奉願上候、此段願の通御仁惠を以て被爲仰付被成下候はゞ一同一先安意可仕と雖有仕合に奉存候 以上

明治己巳八月二十日

問屋名主 土屋傳右衛門
 名主 山浦權助

問屋名主代勤 小 八 郎
 本問屋 忠 右 衛 門
 年 寄 某
 組 頭 同 同
 百姓代 同

石川練左衛門様
 須藤勇太夫様

然るに藩に於ては領内の困難を慮り、他領へ出穀相成らずとして、歎願書却下せられたり、人心平かならず、茲に芦田、山部、宇山、牛鹿、桐原、藤澤、鹽澤、鹽澤新田、茂田井の所謂芦田八ヶ組と稱する村々は、所々に會議を開き、年貢拜借の件を議しこれを藩に嘆願せんとす、小諸藩に於ては芦田方面の形勢不穩なるを聞き、警戒を嚴にし郷廻りを遣はして民の動靜を探らしむ、八月二十八日未明藤澤に於て秘密會議の現場にて同村組親平三郎を捕縛し引立てんとす、村民俄に騒ぎ立ち半鐘を亂打して郷廻りに抵抗せり、郷廻りは終に捕へられ、後漸く活路を得て逃げ隠る、他村のものも之を聞き半鐘番木を鳴らし、各村齊しく騒ぎ立ち藤澤に向ふ、集るもの二千餘人、頭役は出願人野方庄治、大惣代藤澤仁左衛門等にして多勢を率ゐて小諸藩へ強訴せんとし、藤澤を發し、牛鹿を過ぎ、山部に至り、六左衛門の家を放つ（平三郎訴人の疑あるにより）近隣これを知り大に恐れ、競いて食糧を送る、庄治、仁右

衛門茲に意を決し、救民の名を以て全穀の融通を圖らんとし、附近に於ける資産家より全穀支出の契約をなさしむ。

之より中山道に出て、芦田、茂田井を過ぎ、早鐘太鼓法螺貝の聲勇ましく、望月宿に入る、日漸く暮れ雨しきりに降る、蓑笠を着け、提灯松明にて瓜生坂を越え、夜八つ時八幡に着す、人数漸く増して總勢實に一萬餘人、依田七郎兵衛、柳澤所左衛門炊出しをなして糧食を給す、其夜川西三十三村より各代を擧げ願書を認め強訴の準備をなす、翌二十九日一行は御馬寄に至り、大圓寺を本據とし、千曲川を渡らんとす。

小諸藩にては川西の一騷城下へ押寄せ來ると聞き、川東領一般へ布告し、騷動に與することなからしめ且藩吏をして各村を巡邏せしめ、各地に備をなす、中山道の防禦は千曲川を境として多數の士卒を出して鹽名田を固め、川の東岸には大砲を据え、大に威勢を示せり、偶々伊那縣吏近藤倉之丞中山道を過ぎて下原に至り、庄治を召す、床治は直に至りて會見し事情を陳述す、縣吏之を諒とし、願の筋取計ふべければ一同速に解散すべきを諭せり、名主役人も庄治、仁右衛門等に面談して一同解散すべきを勸告せしにより庄治等これを諾し、歎願書を伊那縣吏に出す事となれり、これより庄治、仁右衛門及各村總代のみ此處に止り、一同退散せり、時に八月二十九日午後十時なり、提出したる願書次の如し。

乍恐以書付奉願上候

一、御領分村々の儀當春中 天朝へ被遊御差出候段被仰付奉長候處、今般天朝御仕法通りの御年貨御上納仕並奉公人
 餘荷其外課役等御赦免被成候様願上奉存罷在候處、御廻り様御不審にて己に藤澤村平三郎御繩下に相成依之大勢の
 者騒立何共奉恐入候、村々百姓願之通被爲仰付被下置候はゞ一統速に相鎮り候義に御座候此段乍恐御上様以御慈悲
 願之通被仰付被下候はゞ大勢の者共廣大の御慈悲難有仕合に奉存候

明治二己年八月

小諸領佐久郡川西三十三ヶ村

願人	野方村	庄	次
差添惣代		良	關
同		益	吉
同領同郡川西三十三ヶ村			
大惣代	藤澤村	仁左衛門	
差添惣代		勝三郎	
三十三村惣代		略	

乍恐以書付奉願候

當田方違作に付米價高値に付極難の百姓夫食に必至と差詰難澁仕候間去辰御年貢御藏之御座候分御拜借仕度右願之通
 に被仰付被下置候はゞ難澁の者廣大の御慈悲と難有仕合に奉存候 以上

明治二己年八月

芦田村 茂田井村 壺澤村 岡新田 藤澤村 牛鹿村 山部村

細谷村	宇山村	八重原村	高川原村	藤原田村	大日向村	下之城村
羽毛山村	望月町	御馬寄村	望月新田	山浦村	長瀬村	南方村
坂井村	狐塚村	石井村	布下村	中丸子村	下丸子村	卯内村
相濱村	大久保村	八幡村	桑山村			

御役所

是より庄治以下惣代一同は差添役人と共に、小諸へ出頭し、九月一日民政局に於て中條局市岡録一郎
 御影局平松義藏、伊那精一郎、伊那縣近藤倉之丞立會評儀の結果一同を呼び出し左の如く口達せり

一、御年貨金納の儀は天朝へ御窺の上御沙汰の事

一、郷夫奉公人餘荷の儀は來午年二月より御赦免被仰付候事

一、御藏扱の儀は極難の者へ夫食相願候通被仰付候 (以下略)

かくして一同歸村し、騒動は茲に鎮靜に歸せり、願人惣代等はこの申達により願の趣旨大半成就した
 しかば、意氣揚々と歸村し、その顛末を報告し、翌二日高井神社に大祭典を行ふ。

小諸藩に於ては九月二日、名主資産家に命じ、庄治等より出したる金穀支出の請求を呈出せしめこれ
 を没收せり、十日騒動連の檢擧を行ひ、頭立たるものを小諸藩に召喚し、同時に藩吏を派して一般の動
 靜を探らしめ且警戒を嚴にし、更に藩吏に命じて檢擧を行はしめ、十日より十三日に至る間に四十七人
 を捕縛し、城内に拘禁せり。

九月十五日より拘禁者の尋問をなし、十月二十四日再び吟味を開始し、同月三十日張本人四人を重罪に處し、十二月に至るまでに合計十七人を罰し他は悉く赦免せり、二月九日大政官より達あり、巨魁者取調處置方を刑部省へ伺出つべきを命ぜられ、庄治、仁右衛門、源三郎、勝三郎の處罰につき伺出で、二年十二月二十二日左の如く處刑を下知せられたり。

死	罪	若田村の内野方	百姓	庄	次 (三十八歳)
同		藤澤村	百姓	仁左衛門	(四十三歳)
準流十年	同		同	勝三郎	(四十六歳)
同		若田村	同	源三郎	(四十七歳)

騒動後小諸は九月十五日救米として粃千俵、領内へ下附せられ、其他御年貢を輕減する等、民心の慰撫につとめ、十一月に至り、願の件につき次の達あり、民大に喜ぶ。

覺

田方不作につき左の通

- 一、村々難澁百姓拜借初並に年賦拜借金とも上納一年延
 - 一、御無盡是迄休會の處尙又一年延
 - 一、村々堰普請に付郡中御立替の分上納一年延
 - 一、糖藁納今年丈御免の事
- 右之通以格別の御勘辨被仰出候間、小前一統へも不洩様可申達候、此段承知の上村下致受印可候 以上
- 己十一月十一日 民政 局

當御年貢の内畑方三分二厘金納俵數左の通

- 一、初三百四十一俵 若田村
- 右之通承知の上村致受印可致候 以上
- 己十一月十一日 民政 局

(佐佐久郡志)

(註) 明治初年農民騷擾録には「明治三年九月佐久郡若田村外三十二ヶ村騷擾」と題し、辨事へ申牒文あるも省略

二二、二分金騒動 (チャラ金又は午札騒動)

明治二年三年の兩年度に亘り信州の各地方に起つた農民騒動で松代では午札騒動と云ひ、松代領内の騒動は中野領内にまで傳播して「中野騒動」を起した、上田騒動、會田騒動、須坂百姓騒動、飯田の二分金騒動等何れも軌を一にしたチャラ金騒動である。

幕末維新の動亂の際、薩長土の大藩は軍資金缺乏を補はん爲めに二朱金を質造し銀臺に金をかぶせたもの、それは信州にも流通し人民から非常に嫌はれた、この通貨信用の失墜せる時に際し、信濃各藩に於ける藩札濫發は益々財界を混亂に陥らしめた、それに加へて明治二年は各地共凶作にして米價騰貴したるが故に、貧民の生活は愈々困難となり、不穩の氣分が到る處に横溢するの狀勢にあつた。然るに納

期の十一月に至り、當局の處置宜しきを得なかつた爲め、人民の不平は遂に暴動化するに至つたのである。地方により多少の事情を異にするものもあるが、その動因は大體に於て右の如きものであつた、要するに、質造二分金の流布と米價騰貴を主因とし、それに經濟上二三の事情が附帶して各地に暴動が起つたのであつた。チャラ金騒動と稱せられるのもこれが爲めである。そしてこの騒動は北信に起つたものゝ方が、其範圍も廣汎で且その行動も猛烈で中には流血の慘を見たるものあり、首謀者中には梟首の極刑を受くるものを出す程であつた、之に反し南方信濃に於けるものは北信のそれに比べると數も少なく、其規模も、騒ぎの程度も大したことなく解決せられてゐる。

二三、二分金騒動

明治二年三月頃より新二分金と稱する質金が京阪地方より伊那に輸入せられた。この新二分金と稱するのは銀臺に金を鍍したもので、飯田町の一部商人が利慾に迷ひ眞正の壹分金及貳分金などを京阪地方へ持ち行き交換し來り、飯田領内は勿論郡内一般へ廣げたものであつた。

七月に至り質金であることが判明するや通用停止の姿となり郡民一般、特に飯田領内のもものは一方ならず不安の念に蔽はれた。飯田領内にはこの新二分金なるものが特に多く流通されてゐたからである。當時我國に流通してゐた貨幣の種類は、米穀の如く物々交換の形によつて貨幣の職能を辨じてゐたも

のは別として、大體は今日と同様に鑄造貨幣(硬貨)と紙幣に分れてゐたが、鑄造貨幣は金貨、銀貨、銅、眞鍮、鉄の諸錢であり、紙幣は金札、銀札、米札など幾多の種類があつて、之を細別すれば千六百九十四種類に達してゐた。金貨は舊幕時代の安政年間から、慶應年間に亘つて鑄造したものが主で、大判、一兩小判、二分判、二朱判に分れ銀貨は、一分判、一朱判、ちやうまん丁銀、まめいたまん豆板銀などの種類があり、又銅、眞鍮、鉄の諸錢(幕府が寛永以降慶應に至る迄の間に製造したもの)は永錢、銅一文錢、眞鍮四文錢(寛永通寶)、眞鍮當百錢(天保通寶)、銅四文錢(文久通寶)、鉄四文錢(寛永通寶)、鉄一文錢(同上)等の種類があつた。

右貨幣の内金額として最も流通額の多かつたのは、萬延、明治に亘り鑄造された二分判金、二朱金であつて、その流通額は五千三百廿四萬兩、(圓に換算して五千九百一十一萬五千圓)で、次が古二朱金の七百四十萬兩、(圓に換算して二千二百十四萬七千圓)銀貨は一分銀で、二千八百三十七萬兩(換算三千六百十四萬六千圓)次は古一分銀で千一百一萬兩(換算千五百六十萬九千圓)次は一朱銀の九百九十五萬兩(換算千二百三萬四千圓)であり、銅、眞鍮、鉄錢は分量に於ては多額であつたが一箇當りの流通價值が低いので、金額としての高は多くなく、之等貨幣の中で最も金額の多かつたのは天保通寶の三千八百七十八萬貫(換算三百八十七萬八千圓)であつた。(明治八年大藏省調査)

以上の如く當時最も流通額の多かつた二分判金、二朱金が偽造され、それが全郡的に流通してゐたの